

令和5年第1回定例会

上士幌町議会会議録

令和5年 3月7日 開会

令和5年 3月23日 閉会

上士幌町議会

令和5年第1回上士幌町議会定例会会議録目次

第1号（令和5年3月7日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
議員道外研修報告について	6
行政報告	9
町政執行方針・教育行政執行方針	10
会議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託	28
意見書案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第1号から議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第7号から議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託	51
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第16号から議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託	64
諮問第1号の上程、説明、採決	68
散会の宣告	68
署名議員	70

第2号（令和5年3月22日）

出欠席議員	7 1
職務のため出席した者の職氏名	7 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 1
議事日程	7 2
開議の宣告	7 3
議会運営委員会の報告	7 3
一般質問	7 3
山本和子議員	7 3
江波戸明議員	9 1
中村哲郎議員	1 1 0
散会の宣告	1 2 9
署名議員	1 3 0

第3号（令和5年3月23日）

出欠席議員	1 3 1
職務のため出席した者の職氏名	1 3 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
議事日程	1 3 2
開議の宣告	1 3 4
議会運営委員会の報告	1 3 4
会議案第12号から議案第9号の上程、報告、質疑、討論、採決	1 3 4
議案第16号から議案第21号の上程、報告、討論、採決	1 3 7
同意第1号及び同意第2号の上程、説明、採決	1 4 5
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
監報告第1号及び監報告第2号の上程、報告	1 4 7
閉会中の継続調査の申出について	1 4 8
閉会の宣告	1 4 9
署名議員	1 5 0

3 月 7 日

令和 5 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 3 月 7 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年 3月7日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	令和5年 3月7日 午後 3時01分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 1名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○				
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○				
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○				
	4	野 村 恵 子	○	10	馬 場 敏 美	○				
	5	早 坂 清 光	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	小 椋 茂 明	○							
会 議 録 署 名 議 員	3 番 伊 東 久 子 議 員				4 番 野 村 恵 子 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透				
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 会 長	高 木 裕 巳				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
農 林 課 長	林 峰 之			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実					

令和5年第1回上士幌町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年3月7日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員道外研修報告について
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 町政執行方針・教育行政執行方針
- 日程第 7 会議案 第12号 上士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 8 意見書案第38号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出について
- 日程第 9 議案 第 1号 令和4年度上士幌町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議案 第 2号 令和4年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案 第 3号 令和4年度上士幌町後期高齢医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案 第 4号 令和4年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案 第 5号 令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案 第 6号 令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案 第 7号 上士幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第16 議案 第 8号 上士幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第17 議案 第 9号 上士幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案 第10号 上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正す

- る条例の制定について
- 日程第19 議案 第11号 上士幌町重度心身障害者及び母子等年金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案 第12号 上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案 第13号 上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案 第14号 上士幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案 第15号 財産の減額貸付について
- 日程第24 議案 第16号 令和5年度上士幌町一般会計会計予算
- 日程第25 議案 第17号 令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案 第18号 令和5年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案 第19号 令和5年度上士幌町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案 第20号 令和5年度上士幌町簡易水道事業会計予算
- 日程第29 議案 第21号 令和5年度上士幌町下水道事業会計予算
- 日程第30 諮問 第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、令和5年第1回上土幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、2番、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

議会運営委員会は、3月2日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法につきましては、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第3の諸般の報告の中で、さきの全国町村議長会におきまして、杉山幸昭議長が自治功労者表彰、議員在籍27年以上となられ、表彰されましたので、議会運用例第147条の1の規定による報告と第147条の2の規定による伝達式を行いますので、ご承知おきお願いいたします。

2点目は、日程第7、会議案第12号は、総務文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査といたします。

3点目は、日程第9、議案第1号から日程第14、議案第6号までの令和4年度上土幌町一般会計補正予算並びに5特別会計補正予算は関連がありますので、6会計を一括で提案を受け、一般会計は款ごとに、5特別会計は会計ごとに一括して質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

4点目は、日程第15、議案第7号から日程第17、議案第9号までは関連がありますので、一括上程及び質疑を行い、総務文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

5点目は、日程第24、議案第16号から日程第29、議案第21号までの令和5年度各会計当初予算は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことといたしますので、当初予算に対する質疑は大綱的な質疑にとどめるようご協力をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、あらかじめ議会運営委員会において協議しておりますので、議長の指名により選任いたしますので、ご承知おきをお願いいたします。

6点目は、日程第30、諮問第1号は人事案件でありますので、議案の上程前に本会議を休憩とし、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、ご承知おきをお願いいたします。以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、伊東久子議員、4番、野村恵子議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

これより、議会議員の表彰の報告と伝達を議会運用例第147条の1及び147条の2の規定により行います。

去る2月8日に、全国町村議会議長会において、議会議員の自治功労者表彰がありました。本町議会から議員27年表彰として、私が表彰されましたことをご報告申し上げます。

それでは、表彰の伝達を行います。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時05分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時09分)

○議長（杉山幸昭議長） 以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の1第1項の規定により、これを省略いたします。

これをもって、諸般の報告を終わります。

◎議員道外研修報告について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、議員道外研修報告についてを議題とします。

令和4年11月13日から16日まで実施されました議員道外研修について、会議規則第77条の規定により、議会運営委員会より報告書の提出がございましたので、副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長、5番、早坂清光議員。

○議会運営副委員長（早坂清光議員） 委員長が都合により道外研修に参加できなかったことから、副委員長であります私から報告をさせていただきます。

令和4年11月13日から16日までの4日間にわたり行いました議員道外研修の報告を行います。

詳細については、報告書としてお手元に配付されておりますので、概要について報告させていただきます。

今回の研修は、本町における取組の参考とすべく、各種施策について島根県内の3町

を訪問し、先進事例について各町の議会及び町担当部局から説明を受け、意見交換を行ってきたところです。

最初に訪問したのが川本町であります。

川本町では、1、県立高校存続の取組について、2、移住・定住の取組について、3、起業・空き店舗対策について、視察を行いました。

高校存続の取組については、本町においても大きな課題であります。

川本町は、人口3,000人の小さな町ですが、川本町にある島根県立島根中央高等学校は、各学年3学級で、3学年合わせた定員315名に対して、在校生は215名となっています。生徒の県内外別では、県内137名、県外78名となっており、県外から多くの生徒が入学している状況にあります。

歴史的な背景の違いから、すぐに同様の取組ができるものではありませんが、地域、行政、高校の三位一体の取組や、高校存続をまちづくりの柱の一つとして、町長部局に高校支援の担当窓口を設置して推進していることは、今後の本町の取組において、大いに参考になると考えています。

移住・定住の取組については、平成10年後半から取組を始め、平成27年にワンストップの移住総合相談窓口「かわもと暮らし」を開設し、専門スタッフを配置して対応に当たっています。また、川本町空き家バンクの取組や、定住促進住宅の建設、新築・中古住宅購入への一部助成が行われております。

起業・空き店舗対策については、中心市街地における商業機能の維持・再生を最重要課題と位置づけ、町の総合計画における重点プロジェクトとして、空き店舗対策に取り組んでいるところです。町独自の地域商業等支援事業や、小売店等開業支援事業といった支援制度の活用により、平成29年度から令和3年度までに6件の開業があったとのこと。

次に訪問したのが美郷町であります。

美郷町では、1、ソーシャルデザインの取組について、2、議会ペーパーレス化の取組について、視察を行いました。

ソーシャルデザインというのは、社会づくりやまちづくりという社会全体を対象としたデザインで、その社会を構成する一人一人も考慮し、様々な課題を解決し、よりよい社会を構築するもので、自治体でできることには、人的にも財政的にも限界があることから、民間企業のノウハウにより課題解決の糸口をつかむものであります。

本町においても、様々な課題解決に向けた各種実証実験がなされているところですが、社会実装が図られ、各種課題の解決につなげていくことが重要だと考えています。

また、議会におけるペーパーレス化については、平成26年2月にタブレットを購入し、同年6月定例議会からは紙媒体を廃止し、いち早くタブレットのみの議会運営を行っており、経費の削減や業務の効率化が図られるとともに、住民への丁寧な説明にも十分活用されており、本町議会においても、導入に向け、早急に検討を進める必要があると感じたところです。

最後に訪問したのが邑南町であります。

邑南町では、1、子育て支援の取組について、2、地方創生の取組について、3、脱炭素の取組について、視察を行いました。

子育て支援の取組については、本町も様々な取組を行ってきておりますが、邑南町では、地元高校の定員を基に、0歳から18歳の人口を1,800人と具体的に数値目標を掲げて、各種取組が行われており、またこれまでの成果を踏まえ、子ども条例を12月議会に上程するとのことでした。

地方創生の取組では、12の公民館をベースに39の自治会が活動を行っており、公民館エリア単位に町民自らが地域に根差した特色ある人口減少対策を町に提案し、町は、提案されたハード事業、ソフト事業に対して補助金を交付する仕組みを取り入れています。また、事業の中間・年度末報告会を開催し、町全体での共有が図られています。町民自らがまちづくりに参加し、実現を図る有益な取組は、本町のまちづくりに也大いに参考になると感じました。

脱炭素の取組については、本町同様、邑南町も脱炭素先行地域に選定されており、町と民間10社で地域電力会社を設立し、再生可能エネルギーの導入の拡大を図り、雇用の創出、経済の地域内循環による経済活性化を目指す取組が進められています。

特徴としては、太陽光発電設備の設置については、PPAモデルにより、地域電力会社が無償で設置し、電気代を収入とする仕組みが取り入れられており、所得や年齢による制約なく設置が可能となる仕組みは、本町においても参考になるという取組だと感じたところです。

また、視察項目に掲げた以外の点についても、道外研修全体を通じて、特産品のブランド化、道の駅の運営、社会福祉法人の運営など、非常に参考になる事例について肌で感じる事ができました。

なお、本道外研修を通じて学んだ知見について、本町のまちづくりに資すると考えられる事項を政策提言書として取りまとめており、後日、町長へ提出いたしますので、よろしく願いいたします。

また、今回の報告に当たりましては、昨年制定した議会基本条例を踏まえ、議会と議

員としての責任において、視察地での意見交換や質疑内容を会議記録として作成するとともに、参加全議員が所管等の報告をし、報告書作成チームによる素案づくりを行う中で、本日の報告に至ったところであります。

最後に、この研修に関し、多くの皆様の協力をいただきましたことについて、この場をお借りして感謝を申し上げ、議員道外研修の報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 副委員長の報告が終わりましたが、研修報告に対する質疑は、議会運用例第96条の4の規定により省略いたします。

議員道外研修報告については、副委員長の報告をもって報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 十勝川水系（糠平ダム）における治水対策についてご報告申し上げます。

新聞報道にありましたが、北海道開発局では、十勝川水系を総合的に管理するため、河川整備の目標や実施に関する事項を定めた十勝川水系河川整備計画について、平成28年8月の集中豪雨による洪水被害や、近年の気候変動を踏まえた治水対策のため、整備計画の見直しを学識経験者らによる十勝川流域委員会の審議などを踏まえて進められております。

その整備計画変更案では、十勝川水系の治水対策の一環として、音更川の流量低減の必要性を踏まえた既存ダムの有効活用による洪水調節機能の確保が示されたところであります。

十勝川流域委員会では、十勝川上流の糠平ダムの活用を想定することが示され、新たに洪水調節機能を確保させることによって、洪水のピーク流量を調節し、災害の発生を低減させる効果があるとされました。

なお、北海道開発局によると、糠平ダムにおける洪水調節機能の確保に当たっては、現時点では、ダムのかさ上げが有効で、必要となるかさ上げの高さは6メートルと推定されております。糠平ダムかさ上げの事業費は約880億円と試算されており、音更川の河道掘削と合わせた治水対策事業費は約4,000億円と試算されております。

今後につきましては、この3月末に予定されております十勝川水系河川整備計画の変更の決定を得て、新規事業化に向けて地質調査や環境調査など、予備的な調査が進めら

れる予定となっております。十勝川水系（糠平ダム）における治水対策につきまして、北海道開発局帯広開発建設部をはじめ、関係機関と情報交換をしながら、関連事業の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、十勝川水系（糠平ダム）における治水対策について行政報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時23分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時24分）

◎町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

町長及び教育長から、令和5年度の町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行いたい旨の申出がありますので、順次これを行います。

初めに、町長から町政執行方針の説明を願います。

町長、竹中貢君。

○竹中 貢町長 令和5年第1回上士幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と主要な施策につきまして所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和5年度は、「第6期上士幌町総合計画」の第2年次目を迎えます。将来目標であるまちづくりテーマ「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上士幌」の実現に向け、6つの基本目標を柱に、町民の皆様と共に、引き続き持続可能なまちづくりを進めてまいります。

本町は、昨年4月に国が目指す2050年カーボンニュートラルに向け、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現する「第1回脱炭素先行地域」に選定されました。行政や企業、団体、住民参加の下、まち全体が一体となってゼロカ

ーボン実現に向けた取組を進めるとともに、経済・社会・環境面における調和を図りながら、SDGs推進による地方創生に積極的に取り組んでまいります。

デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉と言われております。本町では、ICT（情報通信技術）を活用し、交通・物流・福祉分野などで先駆的な施策を推進しており、これらを様々な分野においてもさらに加速させ、住民サービスの向上に向けた取組を進めてまいります。

また、国は、昨年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定いたしました。本町の「第Ⅱ期上士幌町人口ビジョン・総合戦略」は4年目を迎えますが、国の動きに合わせて総合戦略の改訂に向けた作業を進めてまいります。1月末に公表された令和4年住民基本台帳人口移動報告では、人口は微減となっておりますが、11人の転入超過（社会増）となりました。引き続き、各施策の推進により人口減少対策、地方創生を確実に実現してまいります。

政府は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ第5類に引き下げることをご決定いたしました。これを受けて、地域の社会経済活動の活性化に向けた政策を進めてまいります。

また、国際紛争などによって国内のエネルギー、物価が急激に高騰している厳しい状況にあります。町民の皆様の生活を守るため、必要な施策を進めてまいります。

以上、第6期総合計画や第Ⅱ期総合戦略と整合性を図りながら、今年度もまちづくりに全力を尽くしてまいりますので、町民はもとより議員の皆様にも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今年度の主要な政策課題と施策について述べさせていただきます。

活力ある産業でにぎわいのあるまちづくり。

農業。

昨年の本町の農業をめぐる情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、生産資材が高騰し、特に、肥料、飼料価格の高騰は、本町の農業に大きなダメージをもたらしました。さらに、酪農家においては、生乳生産の抑制や子牛価格の暴落など、かつていない厳しい1年となりました。また、低い食糧自給率や輸入頼みとなっている肥料、飼料などの状況から、日本の食料安全保障の脆弱さが浮き彫りになったところであります。

本町の農業振興につきましては、これまで進めてきた農業系バイオマスの地域内循環や耕畜連携事業に事業を柱にし、地域資源を活用した持続可能な循環型農業を推進、支援してまいります。

基盤整備につきましては、東部居辺地区道営農地整備事業による暗渠排水等の圃場整備と、今年度から道営農道整備特別対策事業を活用し、上士幌37号（東7線から東11線間）の整備を開始し、農作業の安全確保と生産性向上を図ってまいります。

ナイタイ高原牧場につきましては、今年度から預託料の改定を行いますが、激変緩和策を講じて酪農家を支援するとともに、指定管理者であるJA上士幌町と密接に連携し、優良後継牛の育成に努めてまいります。

農業委員会につきましては、農地法等に基づき、法令業務を厳正・的確に執行するとともに、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の利用集積や農地の流動化を促進してまいります。

林業。

昨年は、ウッドショックなどを経験する中、木材需要が輸入材から国産材へシフトし、道産カラマツ原木や製材品が旺盛に取引された年でありました。

このような状況において、本町が掲げるカーボンニュートラルに向けた森林・木材の活用に当たっては、「伐って」、「使って」、「植える」森林の循環利用に重点を置き、現在、主伐期を迎えている町内カラマツ人工林の利用を促進するとともに、「上士幌町未来につなぐ緑の森基金」等を活用し、伐採後の確実な造林や林業経営体への各種支援により、本町の林業振興と林業におけるSDGsの達成を目指してまいります。

また、町有林の適切な管理を行うとともに、トチノキやキハダなど蜜源林の造成を進めることで、多様で健全な森林整備を推進してまいります。併せて、木育活動については、地域産業との連携による植樹や育樹を実施し、森林への理解や興味を醸成する場として町有林の有効活用を進めてまいります。

商工業。

商工業は、地政学的リスクなどの要因により、物価高騰など厳しい地域経済状況にあります。このことから、地元商店街での購買意欲の喚起とまちのにぎわいを図るため、バルーンスタンプ子育て支援カード事業や中元・歳末大売出しなど、商店街活性化に資する事業を引き続き支援してまいります。

創業支援事業は、利用者が多く、空き店舗対策や商工業の活性化につながっており、引き続き意欲ある起業家を支援してまいります。

雇用・求人につきましては、「無料職業紹介所」を軸に、求人と求職の情報提供やマッチング等の取組を通して、各業界の人手不足の解消に努めてまいります。

観光。

現在、観光は、全国旅行支援により人の移動が活発になっており、観光需要は拡大し

つつあります。観光地域づくり法人（DMO）が運営する「KAMISHIHORO.net」が取り組む新たな観光スタイルに合わせた体験型商品の造成、商店街やぬかびら源泉郷と連携したビジネスモデルの創出を支援してまいります。

「道の駅かみしほろ」につきましては、コロナ禍の影響を受けながらも、感染防止対策を徹底し、多彩な催しを行ってまいりました。アフターコロナに向けて、ゲートウェイ機能を有した道の駅として、商店街への人の流れを誘導し、商店街活性化の一翼を担ってまいります。

国内で最も歴史のある北海道バルーンフェスティバルは、今年第50回の記念すべき大会を迎えます。全国から多くの熱気球が集えるよう、大会期間の延長やイベント内容の拡充を図り、「熱気球のまち」の新たな一歩となるよう盛り上げてまいります。

起業（企業）支援。

働き方改革の一環として、リモートワークの普及が進む中、「かみしほろシェアオフィス」は、テレワークやワーケーションの受皿として、積極的な誘致活動を進めてきております。今年度は、シェアオフィスを法人所在地として登記も可能としたことから、新たな企業誘致を図ってまいります。また、テレワーク中の子育て世帯には、認定こども園や小学校で子どもの受入れを行う環境を整えるとともに、民間事業者によるテレワークを推奨するため、受入れ環境の整備に対する支援制度を創設し、官民協働により都市から地方への人の流れをつくります。

また、昨年4月には宿泊機能を持つ「企業滞在型交流施設」がオープンし、シェアオフィスと連動した企業合宿の誘致、企業活動の発信や町内事業者とのビジネスマッチングを進めております。

今年度は、創作活動を行うデザイナーやアーティストの等の誘致にも取り組み、滞在中に創られた作品やデザインの発表の場を設け、その後は町の情報発信に活用するなど、企業や都市部人材との関係人口構築を戦略的に取り組んでまいります。

また、ドローンを活用した夜間遭難救助サービスや、ドローン配送、自動運転バスのレベル4運行の実装を目指した取組など、ICTの活用やイノベーションに積極的なまちであり、かつSDGs、ゼロカーボンの取組で高い評価を得ているまちとして、企業へ発信してまいります。

だれもが健康で活躍できるまちづくり。

保健・医療。

新型コロナウイルス感染症患者の国内初の確認から4年目となり、次第に対策の緩和が進み、感染法上の分類も引き下げられる方針とされましたが、今後も新たな変異株に

よる感染拡大の可能性を排除することなく、PCR検査の支援なども含め、いつでも緊急対応ができるよう備えを確かなものとしてまいります。

健康寿命の延伸を目指した取組といたしましては、「予防」を理念とした普及啓発事業の推進を図るとともに、生活習慣病の発症予防や重症化予防事業の充実を図り、健診の場や健康ポイント事業などを活用しながら、町民自らの健康を守るために必要な知識や方法を知る機会を増やしてまいります。

また、予防接種においては、新たに带状疱疹ワクチン接種に対して費用助成を行い、発症や重症化予防を図ってまいります。

地域医療につきましては、町民が安心して町内で受診できるよう、第一次医療圏としての機能と安定した地域医療体制確保のため、引き続き支援してまいります。

福祉と地域包括ケアシステムの充実。

地域共生社会の実現を目指すため、世代や分野を超えた町民の「つながり」による支え合いの環境づくりを推進するとともに、新たに重度心身障がい者年金、ひとり親年金及び家族介護慰労金の支援拡充を行い、生活弱者に寄り添った、ぬくもりのあるまちを目指した取組を進めてまいります。

また、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが中心となり、医療機関と介護事業所とが連携強化し、地域の実情に応じた多様なサービスの充実や支え合いの体制づくりを進めてまいります。

介護予防として、「地域まるごと元気アッププログラム」、「eスポーツ」や認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期予防活動により、「認知症になりにくいまちづくり」を引き続き進めてまいります。

さらに、ICTの活用による高齢者向けのタブレットを利用した遠隔健康相談や緊急通報システム、一斉情報配信システムなど、独り暮らしの不安軽減に努めてまいります。

介護現場につきましては、慢性的な人材不足が続いていることから、介護サービスの維持・充実への影響が懸念されており、介護人材の確保と定着に向けて、外国人介護人材受入れや介護ロボット導入など、必要な支援を実施してまいります。

出産・子育て支援。

国は、今年4月、内閣府に「こども家庭庁」を創設し、こども政策をさらに強力に推進することとしております。

本町においては、第2期上士幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、こども園の保育料の無料化をはじめとする各種の経済的負担軽減のほか、子育ての悩みや不安などの相談窓口として「上士幌町こどもと子育ての相談センターうみそら」を設置いたしま

した。

ふれあいプラザ内の「こどもと子育ての相談センターうみ（母子保健型）」では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる体制を図り、不妊治療費の自己負担分に対する助成事業や妊産婦健康診査費用の助成等に加え、かみしほろ うみ・そらギフト（出産・子育て応援給付金）の支給や、本町の助産院との連携による産前産後ケア事業の拡充等により、育児指導やサポート体制など、出産・子育てを支えるための施策をさらに充実してまいります。

また、保護者の孤立を招かないよう、子育て支援センターを基盤に子育てサークル等と連携・協働しながら、利用者が選択でき、居心地のよい居場所を提供してまいります。だれにも優しく快適なまちづくり。

防災・情報インフラ。

防災対策につきましては、役場庁舎の耐震化をはじめ、災害時における避難施設の整備など、地域防災計画及び国土強靱化計画に基づく災害に強い基盤の整備を図ってまいります。

また、土砂災害・水害ハザードマップの見直しに伴い、防災ガイドマップも更新し、町民への普及啓発活動を行うとともに、災害情報の迅速化と多様な媒体環境を整備してまいります。

さらに、防災訓練などを通して、地域自主防災の組織化、避難行動要支援者の登録を進め、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と防災体制の確立に努めてまいります。

消防・救急。

常備消防につきましては、引き続き合理的な組合運営を進めるとともに、さらなる住民サービスの向上を図ってまいります。

非常備消防である消防団は、地域における防災体制の中核を担う存在で、活動しやすい環境づくりを実現し、基本消防団員等のさらなる入団促進に取り組み、災害対応力及び地域防災力の一層の向上に努めてまいります。

また、消防力の充実強化として、消防指揮広報車の更新を実施してまいります。

交通安全・防犯・消費生活保護。

悲惨な交通事故を防ぐために、交通安全教育や広報啓発活動を広く展開し、交通安全意識を高めるとともに、高齢ドライバーの運転免許返納の取組を進めてまいります。

消費生活保護につきましては、悪質かつ巧妙化している詐欺等の被害に遭わないよう、啓発活動や相談体制を整えてまいります。

住宅・上下水道・道路・土地利用。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、快適な住環境の確保に努めるとともに、脱炭素化を意識したまちなか住宅や糠平団地の整備、北団地の改修を進めてまいります。

一般住宅につきましては、雇用や定住の促進を図るため、民間賃貸住宅の建設や持家住宅の新築、リフォーム、子育て世代の住宅取得に対し、引き続き支援をしております。また、新たに、断熱性能や省エネ性能、再エネシステムの導入等の基準を満たす「上土幌型脱炭素住宅」に対する支援を行ってまいります。

水道につきましては、居辺地区の施設更新事業をはじめ、老朽施設の更新を進めるとともに、施設・設備の適切な管理により安全・安心な給水体制の確立を図ってまいります。

下水道につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、管理センターの設備機器の計画的な更新・改修と適切な管理により、公共用水域の保全に努めてまいります。

また、水道・下水道の両特別会計につきましては、今年度から公営企業会計が適用となり、さらなる経営の効率化と健全化に取り組んでまいります。

道路・橋梁につきましては、長寿命化計画等に基づき修繕を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った生活道路や歩行空間の改善に努めてまいります。

土地利用につきましては、人口減少、少子高齢社会を想定した公共施設等の配置計画により計画的に進めており、未利用、低利用の公共用地や施設等について、土地利用指針の見直しで再編・整備を図ってまいります。

公共交通。

町民の足となる地域交通は、「地域公共交通計画」に基づき推進しております。昨年度は、ICTの活用による農村部の福祉バスのデマンド化（予約制送迎サービス）、市街地の循環バスは、従来の高齢者等福祉バスを発展的に誰もが乗車できるコミュニティバスとして運行してきております。今年度は、新たなバスの導入など、さらなるサービスの向上に努めてまいります。

また、自動運転バスの運行は、昨年度の冬季間の実証の成果を基に、今年度は住民のニーズを踏まえ、新たなルートを設定し、域内交通の利便性向上を図ってまいります。

ICT・デジタル。

次世代技術のICTを活用し、暮らし・経済・心の豊かさを享受するデジタル社会の実現を目指してまいります。

ICTの導入に当たりましては、子どもからお年寄りまで誰一人取り残さないよう、スマートフォンの教室や相談窓口の充実を図ってまいります。

「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）」の推進においては、ICTやAI（人工知能）等のデジタル技術を積極的に活用し、町民生活の利便性向上や、役場業務の改善・効率化を図ってまいります。今年度は、行政が持つ地図情報を町民や企業へオンラインで提供することや、公共施設のオンライン予約等を将来的に可能とする仕組みの構築に取り組みます。また、施設の予約に応じて、農村地域のデマンドバスの配車や配送サービスの連携を容易にするデータ基盤の構築に取り組みます。

人と自然が調和したまちづくり。

SDGsと脱炭素。

本町は、各施策にSDGsの視点を取り入れながら、持続可能なまちづくりを推進しております。一人一人が身の回りの経済・社会・環境をめぐる様々な課題を「自分ごと」として捉え、積極的に行動していくことが大切です。

引き続き、町民理解促進に向けた出前授業や講座の実施、プロジェクトチームにより、町民意識の醸成や行動変容につながる具体的な取組の検討を進めてまいります。また、今年度で第1期SDGs未来都市計画の期間が終了することから、これまでの取組の検証を行いつつ、幅広く町民の意見を取り入れながら、次期計画づくりを進めてまいります。

脱炭素の取組として、昨年度は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、「上士幌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・（事務事業編）」を策定いたしました。今後、本計画に基づき、温室効果ガス排出量について、2030年度において2013年度比50%削減、2050年において実質ゼロを目指します。

このため、今年度は、一般家庭向け及び事業者向けの太陽光発電等再エネ設備導入支援事業、マイクログリッド構築事業、公共施設省エネ化促進事業を進めてまいります。

役場庁舎等改修事業につきましては、再エネと省エネ設備によるZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）に向けた基本設計を策定してまいります。

また、住民の再エネ利用や省エネ意識を醸成するため、SDGsや環境に配慮した行動に応じたポイント制度の構築や、脱炭素モデル地域としての使命でもある全国への普及啓発など、ソフト面も積極的に進めてまいります。

さらに、環境基本計画の改定と環境基本条例の見直しの検討を行うなど、地球温暖化対策を総合的に進めてまいります。

環境美化・ごみ処理・公園。

ごみの減量化は、CO₂を削減する上で必須の課題であり、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で、減量化に向けた取組が必要です。今年度は、生ごみ処理機等の導入を

支援し、生ごみの減量を図るとともに、ごみ減量化の意識と行動の変容を促してまいります。

また、老朽施設解体撤去促進事業により、防犯と環境保全に努めてまいります。

公園につきましては、公園整備等基本計画における各公園の整備の方向性にに基づき、実施に向けた検討を進めてまいります。特に、中央公園につきましては、役場庁舎の耐震改修と整合性を持たせ、一体的な再整備を図ってまいります。

だれもが学び続けられるまちづくり。

人生100年時代の到来やデジタル社会の進展にあって、生涯学習の重要性は一層高まっております。拠点施設となる生涯学習センターをはじめ、いつでも、どこでも、誰もが生涯を通じて学ぶことができる学習環境の整備と郷土愛の醸成や次代を担う人材の育成に努めてまいります。

支え合いとおもいやりのまちづくり。

交流・移住・定住。

コロナ禍で、リモートワークの浸透など働き方に変化が見られ、地方移住への関心の高まりが想定されます。今年度は、移住・交流センターなどで積極的にPR活動を行い、関係人口とお試し暮らし利用者拡大に取り組みます。

また、新たなふるさと納税寄附者の獲得のため、首都圏において、町の魅力を発信するイベントにも取り組んでまいります。

生涯活躍のまち。

「生涯活躍のまち」の取組につきましては、健康寿命の延伸や生きがい・働きがいをコンセプトに、官民共同「株式会社生涯活躍のまち かみしほろ」が町民の困り事の解決サービスなどの公共性の高い事業を多角的に実施しております。

また、活動の拠点「ハレタ」では、町民が憩い集うコミュニティ機能と起業家養成など、地域課題解決のための事業で成果を上げてきており、引き続き「まちづくり会社」と連携し、地域生涯活躍のまちを進めてまいります。

コミュニティ・まちづくり活動。

コミュニティへの意識が時代とともに変化する中、高齢者の見守り、地域防災・防犯など、地域における助け合い、支え合うコミュニティを支援してまいります。また、まちづくり活動支援事業やアダプトプログラムの活用促進を図り、町民参画による協働のまちづくりを進めてまいります。

以上、令和5年度の町政執行の基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきました。これらを具現化するための予算総額は、一般会計で91億2,535万5,000円とな

り、前年度当初予算額と比較すると4億6,506万円、5.4%の増額となりました。また、3特別会計及び今年度から公営企業会計へ移行する2企業会計を加えた6会計の予算総額は、114億5,707万9,000円となりました。

歳入のうち、最大の財源である地方交付税につきましては、前年度当初予算額と比較して2億6,354万4,000円、8.6%の増額となる33億4,544万1,000円を見込んでおります。

歳出におきましては、「第6期総合計画」や「第Ⅱ期総合戦略」における主要課題に対する政策と、特にデジタル化・ゼロカーボンに向けた取組を積極的に推進するため、国の補助金や企業版ふるさと納税などの財源を確保しつつ、前年度を上回る規模の予算編成といたしました。

今後の財政運営に当たりましては、健全性を確保しながら効率的かつ効果的な財政運営に一層努めてまいります。

町議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長） ここで暫時休憩といたします。

(午前10時56分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時57分)

○議長（杉山幸昭議長） 次に、教育長から、教育行政執行方針の説明を願います。

教育長、小堀雄二君。

○小堀雄二教育委員会教育長 令和5年教育行政執行方針を述べます。

I、はじめに。

令和5年第1回上土幌町議会定例会の開催に当たり、上土幌町教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症との共存が続く中、急激な円安や原油価格の上昇により、家庭における暮らしや生活は厳しいものとなりました。

一方、北京で行われた冬季五輪やサッカーワールドカップ杯カタール大会は、多くの国民が感動を味わい、スポーツの持つ力の強さを実感したところです。最近、ウェルビーイングの言葉が教育の中でも広がりを見せています。この言葉は、心・体・社会の3つの視点で健康や幸福を示すものであり、短期的な「幸福」ではなく、持続的な「幸福」を意味するとともに、社会全体が持続的に良い状態であることを包括的に捉えています。

教育委員会といたしましては、全ての教育活動における幸福の持続可能性を追求し、学校、家庭、地域、行政による連携をこれまで以上に深めながら、生涯活躍の教育環境の充実に努めてまいります。

次に、今年度の主要な施策について述べさせていただきます。

Ⅱ、主要施策の展開。

1 地域ぐるみの子育て支援。

今年4月、全てのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境を提供することも家庭庁が内閣府に設置されます。

本町においては、「子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち」を基本理念とした第2期上土幌町子ども・子育て支援事業計画を着実に推進するため、0歳から18歳までの成長過程に応じた支援体制を強化してまいります。

今年度は、第3期上土幌町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査と併せて、子どもの貧困対策に関する調査、ヤングケアラーなどの困難な状況にある子どもの実態調査を進め、必要な対応に着手してまいります。

(1) 子育て支援の充実。

国の調査において、約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えていたり、移住世帯の増加等に伴い、近隣に身寄りがなく、地域において、子育ての悩みを相談したり、交流する居場所づくりが求められています。

このため、保健福祉課と連携して、子育て中の保護者のニーズを的確に把握し、その対応を進めることが喫緊の課題と捉え、相談窓口である「上土幌町こどもと子育ての相談センターうみそら」の開設により、妊娠期から切れ目のない取組の充実を図ってまいります。また、保護者の孤立を招かないよう、子育て支援センターを軸に複数の子育てサークル等と連携・協働しながら、利用者が選択でき、笑顔が広がる居心地のよい居場所が提供できるように努めてまいります。

今年度は、認定こども園の南側園庭の休日利用を可能とするほか、地域サロンなど小さな拠点づくりを進め、子育て世代の居場所の充実を図ってまいります。また、子育て支援センターが担う各種ひろばの取組と併せ、社会全体で子育て支援につながるよう、子育て経験が豊富なシニア世代との交流を図るなど、子育て世代を優しく包み込む社会的機運の醸成に努めてまいります。

昨年、移住促進対策事業として試行的に実施した「Two-way留学」は、首都圏等と上土幌を結ぶ2拠点保育・教育を可能とし、双方にとってのメリットが期待以上に大きかったことから、関係諸機関と連携して、今年は、様々な機会情報発信に努め、

子育て世帯のニーズに応じてまいります。

学童保育所は、親の仕事と子育ての両立支援を保障し、家庭に代わる毎日の「生活の場」として、成長期にある子どもたちに安全で安心な生活を提供できるよう、施設運営や施設環境の充実を図ってまいります。今年も、試行的に保護者の負担軽減の一助として学校の長期休業期間中における昼食の提供を行ってまいります。

経済的に不安を抱くことなく安心して子育てができるよう、引き続き、認定こども園における保育料等の無料化のほか、小中学生の修学旅行経費の助成額の増加や就学援助世帯への支援を行ってまいります。

また、新たに特別支援学級に在籍する児童生徒に対する経済的支援や、家庭で食事をする機会の少ない子どもの孤食の防止や居場所づくりを目的とした団体等への支援事業を創設し、家庭の経済状況や生まれ育った環境に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に発揮できる環境の整備に努めてまいります。

(2) 幼児教育の充実。

幼児期における教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や小学校学習指導要領においては、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視することとされています。幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の取組や遊びを通じた体づくりは、活動の源であり、運動習慣の形成は、成人以降のスポーツ習慣や健康増進に大きな影響を及ぼすことから、小学校とも連携してドキドキ・ワクワクする体験機会の充実に努めてまいります。

また、認定こども園の魅力化を推進し、全ての子どもの多様性に配慮できるよう、幼児教育支援コーディネーターや国際交流推進員の配置を生かし、ほろんの森における親子遊びの実施や、町有林を活用した木育、農園づくり等を通じた地域交流、外国人を招いた国際理解交流など、特色のある取組を推進してまいります。さらに、のびのびキッズの取組や「ほろん体操」を通じた子どもたちとシニア世代の交流を進めてまいります。

(3) 子ども発達支援センターの充実。

子ども発達支援センターへの自身の相談や子育て相談は、障がいの有無にかかわらず増加傾向にあります。障がいの有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として認め合い、支え合い、誇りを持って生きられるよう、就学前からの教育相談、就学後の一貫した教育支援に努めてまいります。また、学校卒業後の生活自立と社会参加への実現に向けた相談支援も継続してまいります。

2 教育環境の基盤整備。

(1) かみしほろ学園の推進。

こども園から高校までの一貫性ある教育環境づくりと、地域ぐるみで子どもの育ちに関わる仕組みづくりを基本理念とした「かみしほろ学園」は、幼小中高の連携学園として3部4グループ17事業を展開してまいります。今年、校種間の交流と相互理解を目的に異校種異学年によるスポーツフェスティバルを開催いたします。また、自己管理手帳の改定をはじめ、必要な見直しを進めてまいります。

(2) 子どもの読書推進。

今年、第2期上士幌町子どもの読書推進計画の中間年となります。令和3年度から現在までの取組を振り返り、最終年度に向けて、引き続き計画を推進してまいります。また、次期の子どもの読書推進計画を見据え、紙とデジタルの特性を活かした読書活動の推進や多様なニーズ、発達段階に応じた効果的な事業推進を図ってまいります。

新学習指導要領を踏まえた授業推進のため、学校図書館における基本図書の再点検を行い、計画的な図書更新を定めた図書整備計画を策定いたします。また、司書教諭や学校司書と町図書館・ボランティア等と連携し、感染症やSDGsなど新しいトピックに関連する書籍を揃え、図書館資料を活用した教育課程の充実に努めてまいります。

(3) 学習環境の整備。

国が示した小学校全学年における35人学級の方針は、本町では既に実施していることから、引き続き30人学級を進め、学校を取り巻く多様化・複雑化する課題に適切に対応してまいります。また、30人学級に伴う学級増への対応と特別支援学級への合理的配慮として、小学校に電子黒板と実物投影機を年次的に整備及び更新してまいります。

(4) 教職員の働き方改革。

学校の教員が自らの授業力を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を進めるためには、定数改善などの教育条件の整備や思い切った削減、廃止の検討が不可欠です。本町においては、これまで「上士幌アクション・プラン」により、学校閉庁日や定時退勤日の設定、タイムカード導入による勤務時間の見える化、留守番電話の設置、実態把握アンケートの実施及び結果の公表、学習指導員や教員業務支援員などの人材を活用し、教職員の負担軽減を進め、休暇取得率の上昇等、一定の成果を挙げることができました。

今年、特に4月より改革集中期間に入る「部活動の地域移行」への対応を上士幌町働き方改革推進会議や体育連盟など関係者との意見交換会を実施し、移行準備を進めてまいります。また、校務の効率化に向け、統合型校務支援システムの調査研究を行ってまいります。

3 義務教育の充実。

令和2年度から順次実施となった「新学習指導要領」の着実な実施に向けて、一人一人の子どもを主語にする上士幌ならではの「学び」が展開されるよう、学校と地域との連携を深めてまいります。

予測困難で不確実・複雑な未来社会を生きる子どもたちが、「自ら目標を設定して、振り返り、責任を持って行動する」自らの学びの航海を、自身が舵取りをして進むことができるよう、航海を支える機器やコンテンツのほか、人材の派遣などを通して生きる力を育てまいります。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策を継続するとともに、自ら声を上げない、他者に相談することができない子どもたちをサポートするため、こども発達支援専門指導員を小学校に配置し、コロナ禍で顕在化した困難を抱える子どもたちの対応を強化してまいります。

SDGsの目標である「持続可能でかつ誰一人として取り残すことのない社会の実現」に向け、これからの社会を生きる子どもたちにとって、現代社会の様々な問題を自らの問題として主体的に捉えることや、問題の解決について地球規模の視野で考え、地域等の身近な視点で行動できる資質・能力を育むことが重要です。教育活動全体をSDGsの17のゴールの視点から見直し、こども園から高校まで、子どもたちが主体的かつ協働的に学び、自ら判断して問題を解決できる学習を推進してまいります。

2月には、ユネスコスクール事務局から、加盟申請国内審査の結果が届き、上士幌中学校が道内の中学校では6番目、十勝管内では初のユネスコスクール登録となる見込みとなりました。地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、国内の関係機関との連携も強化されることからESD（持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）とSDGsを関連づけた探究的な学習を推進してまいります。

（1）確かな学力の向上。

令和4年度の「全国学力・学習状況調査」は、昨年度に引き続き国語、算数（数学）と3年に1度の理科が実施されました。小学校、中学校ともに、国語・算数（数学）・理科において全国平均に届きませんでした。教科の領域では、中学校で国語の「話すこと・聞くこと」、「書くこと」は全国を上回りましたが、小・中学校とも「読むこと」は全国を下回りました。算数（数学）でも、中学校の「関数」が全国を上回っていますが、小・中学校ともに「数と式」は下回りました。理科では、中学校の「粒子」は全国を上回りました。

その結果を受けて、バランスの取れた教育課程の編成・実施・評価を工夫するとともに、授業や家庭学習で利用できるデジタルドリルを効果的に活用したり、自ら学び自ら

考える力を育てる探究型の授業展開を充実させてまいります。また、単元構成で「主体的・対話的で深い学び」を適切に位置づけ、授業そのものの質を高め、子どもたちが持続的に人生や社会を自ら創出できる資質・能力を向上させることを目指してまいります。

(2) 豊かな心と健やかでたくましい心身を育む教育の推進。

学校における体育活動は、体力の向上や健康増進、他者を尊重する精神の涵養など、生涯にわたる豊かな生活を実現するための基礎が培われます。そのためには、日常的に運動に親しむ姿勢や基本的な生活習慣の確立が重要です。

全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査の「児童生徒質問紙」の回答では「スクリーンを毎日3時間以上見ている」と答えた小学生が54.9%、中学生が39.7%でした。

家庭におけるテレビやスマートフォン、ゲームの時間のルールや生活習慣等の見直しも必要であり、学校や連合PTA、学校運営協議会と連携したノースクリーンデーの複数実施、小中学校からの通信等の資料提供や「生活リズムチェック」などの活用・啓蒙を通して、生活習慣に対する関心や意欲を高め、改善を図ってまいります。

学校におけるいじめの未然防止、不登校支援の推進に向けて「いじめ防止・不登校対応会議」を開催し、関係機関との連携や情報共有を進めてまいります。

(3) 情報活用能力の育成と国際理解教育の推進。

スタートして3年目を迎えるGIGAスクール構想における「1人1台の端末」は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなりつつあります。この端末を用いた学習により「先生-子どもたち」という縦の関係だけではなく、「子ども同士」という横の関係を効果的に進められるようになってまいりました。こうした取組が小学校と中学校で差が生じないようにICT推進担当教諭を中心に研修を進め、「協働的な学び」と「個別最適な学び」の充実を図ってまいります。また、端末更新などの次なるフェーズに向けて課題の洗い出しを行い、学校DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めてまいります。

「新・教育の情報化プロジェクト会議」により、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直しや、プログラミング教育、児童生徒のインターネットの特性を理解し正しく活用する能力の向上に努めてまいります。

国際理解教育につきましては、外国人英語指導助手及び国際交流推進員を中心に、認定こども園と上土幌小学校の接続を考慮した取組や小中学生と海外をオンラインで結んだ交流活動の充実を図ってまいります。

(4) 食を育む学校給食。

生涯にわたり心身ともに健康に過ごすためには、栄養バランスの整った食事や適正体重を維持するための意識が大切です。このため、栄養教諭と養護教諭を中核として食に関する正しい知識や判断力、健康問題について家庭との連携を図りながら、課題解決に取り組んでまいります。

また、持続可能な食を支える食育の推進として、食の循環が環境へどのような影響を与えているかを理解し、SDGsの目標の一つである「つくる責任・つかう責任」などについて総合的な学習の時間等を通して理解を深め、「生きた教材」として活用されるよう推進してまいります。

学校給食センターは、現施設となってから24年目を迎えます。機械設備、調理機器等の計画的更新を行っており、今年度については、空調機用インバーター及び食器整理装置の更新を行い、徹底した衛生管理の下、安心・安全な学校給食を提供してまいります。

4 高等学校の振興。

十勝管内の中学校卒業生数は、今後も減少傾向が見られ、特に令和7年度から8年度にかけて大幅な減少が見込まれております。

地元高校の存在は、まちづくりや教育推進の視点からも重要であり、今後も地域に根差した魅力ある高校づくりを進めていかなければなりません。これまでも、高校、地域、行政が一体となり、上士幌高校振興会による様々な振興策や、上士幌町教育魅力化ワーキンググループによる高校魅力化と発信方法の検討・提案、まなびの広場等における地元中学生との交流を推進してまいりました。

今年度も、上士幌高校振興会による支援を中心に、学校内外の特色ある学びへの支援を進めるとともに、学区外入学や道外募集を想定した受入れ環境の整備や募集方法について、引き続き高校と検討してまいります。

5 生涯学習の振興。

人生100年時代の到来やデジタル社会の急速な進展により、社会が大きな転換点を迎えるに中であって、生涯学習の重要性は一層高まっています。町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備や多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

その中心施設となる生涯学習センター「わっか」は、町民の活動拠点として、多世代の利用があります。今後も、町民にとって居心地のよい学びの場、世代間交流の場、まちづくりの中核の場となるよう努めてまいります。

生涯活躍の推進を目的とする「かみしほろ塾」は、生涯学習フェスティバル実行委員

会事業として実施し、地元上士幌・十勝地域にある英知を町民自らが発掘・整理することで、地域の未来をつくる学習機会を提供し、地域づくり活動につなげていきたいと考えております。また、町民の皆さまに「学ぶ機会」の情報を分かりやすく提供する「まなびの森 講座ガイド」発行による事業への参加奨励、個人の学びを促進する「みんなの学び応援事業」実施への呼びかけを行ってまいります。

(1) 社会教育の推進。

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会環境の変化や取り組むべき課題が複雑化している中で、住民の主体的な参加による持続可能な社会や地域づくりに向け、社会教育の果たす役割は大きなものとなっています。

少子化や核家族化、デジタル化が進む中、子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会など、子どもたちの体験の機会がコロナ禍において失われています。次代を担う者として、新たな価値を創造する力、対立等を克服する力、責任ある行動をとる力などを身に付けるためにも、自然体験等の直接体験やデジタル技術を効果的・体系的に利用する間接体験が必要となっています。社会教育事業の推進に当たっては、貧困や情報格差の解消をはじめとした社会的包摂へ寄与しながら、体験格差の解消に努めてまいります。

高齢化率が35%を超える本町において、高齢者の学習活動や社会参加活動を通じた心の豊かさや生きがいの充足は重要なものとなっています。地域社会において多世代が交流することを主体としながら、課題解決や活性化につなげ、「生涯活躍」を目指した取組を推進してまいります。

将来の予測が困難なこれからの社会においては、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子どもたちの成長を支えることが重要となってまいります。そのため、学校を核とした地域力強化を目指してまいります。

(2) スポーツ活動の推進。

スポーツは心身の健康の保持促進に重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠なものです。スポーツを通じた健康増進を図るため、町民全体のスポーツへの参画を促進し、町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備を図ってまいります。

また、子どもたちが運動やスポーツを通じて、生涯にわたり心身の健康を保持し、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会と一体となってスポーツに親しみながら体力・運動能力の向上に取り組むことができるよう環境の充実を図ってまいります。

(3) 芸術文化活動の振興。

芸術文化活動は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現させていく上で不可欠なものです。また、様々なコミュニティへの参画から、個人のアイデンティティ形成に大きな役割を担っています。芸術文化の振興を通じて、創造性や主体性を培い、豊かな心が育まれるよう優れた芸術文化に触れることができる機会の提供に努めてまいります。

さらに、地域の歴史とともに育まれてきた文化や芸術をより身近に感じられるよう、町文化協会や各サークル活動の日々の成果を発表する場を提供するほか、町民文芸誌「火群」編集委員会などの自主的な活動を引き続き支援してまいります。

(4) 文化財の保護、保存・活用。

文化財は、我が国の歴史の営みの中で、生まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。これは、我が国のみならず、本町の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。

上士幌町の持つ豊かな自然とのふれあいを深め、文化財や郷土資料等、地域に残された貴重な歴史資料の保護・保存を町民の協力を得て進めるとともに、小学校や中学校のほか、町民が文化財に触れる機会を提供し、郷土への理解と誇りを育ててまいります。

(5) 図書館活動の充実。

図書館は、町民の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。

子どもの読書活動を推進するため、児童書のさらなる充実や小学校への学級文庫の提供、多様な団体などとの協働により、子どもたちが本と出会える機会を提供してまいります。

町民の主体的な学びや学習活動は、活力ある地域社会を支えます。自己実現が一層促されるよう図書館資料の収集や読書環境の整備に努め、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から町民の学習活動を支え、より町民に親しまれる図書館を目指してまいります。

Ⅲ、むすびに。

以上、令和5年度の教育行政の推進方針と主要な施策について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は、5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時26分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

◎会議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、会議案第12号上士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、山本和子議員から提案理由の説明を求めます。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） ただいま上程されました会議案第12号上士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、その提案内容について説明を申し上げ、議員各位の賛同を賜りたいと思うものであります。

本条例は、さきの議会運営委員会において、委員全員の賛同を得まして、委員長であります私が提案者となった次第であります。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護法が改正され、地方公共団体には、改正後、その法律により全国的な共通ルールが適用されることになりましたが、同法は原則として議会は適用除外となっています。

本議会としましては、引き続き個人情報の適正な取扱いを確保することから、上士幌町議会における個人情報保護に関する条例を新たに制定するものであります。

本条例は全6章57条から構成されております。

第1章は、第1条から第3条で構成され、総則として、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、用語の定義や議会の責務について定めるものであります。

第2章は、第4条から第16条で構成され、個人情報等の取扱いとして、個人情報の保有の制限や利用目的の明示、不適正な利用の禁止など、議会における個人情報等の取扱いについて定めるものであります。

第3章は、第17条から構成され、個人情報ファイルについて定めるものであります。

第4章は、第1節から第4節で構成され、開示、訂正及び利用停止として、第1節は、

第18条から第30条まで開示について、第2節は、第31条から第37条まで訂正について、第3節は、第38条から第43条まで利用停止について、第4節は、第44条から第46条まで審査請求について、それぞれ定めるものであります。

第5章は、第47条から第52条で構成され、雑則として、保有個人情報の適正除外や苦情処理等について定めるものであります。

第6章は、第53条から第57条で構成され、罰則として、職員等が正当な理由なく個人情報を提供した場合などの罰則について定めるものであります。

なお、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

議員各位の満場の賛同を賜り、この会議案をご可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上をもって、会議案第12号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより会議案第12号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、会議案第12号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております会議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第12号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎意見書案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第8、意見書案第38号食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である1番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

1番、渡部信一議員。

○1番（渡部信一議員） ただいま上程されました意見書案第38号につきまして提案理由の説明をいたします。

この意見書案につきましては、上士幌町農民同盟より提出の依頼がありまして、さきの議会運営委員会で議会運営委員全員の賛同を得まして、私が提案者になった次第であります。

農業情勢につきましては、言うまでもなく、特に酪農・畜産におきましては、戦後最悪と言うべき危機に瀕しております。いまだ八方塞がりのような状況であります。この意見書を通して、さらにこの本議会といたしましても、政府のほうへこの意見書案を提案するべく提案するわけですが、審議いただき、ご可決、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、内容について読み上げて提案いたします。

食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める意見書（案）。

我が国の農業は、高齢化や担い手不足に加え、頻発する自然災害による農業被害などで生産基盤が脆弱化し、食料自給率の低下、農村社会の疲弊とともに、相次ぐ大型貿易協定発効による農畜産物の市場開放で、農業・農村を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

そのような中、2020年1月より新型コロナウイルスの感染拡大の影響で農畜産物需要が減退し、発生から3年が経過した今尚、米や砂糖、乳製品等の在庫滞留が続き価格が低迷しています。さらには、昨年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻で、世界経済が一変し、世界的な穀物需要の逼迫や燃油、肥料、飼料等の生産資材の価格高騰を招き、それらを輸入に依存している我が国は危機的状況の一途を辿っています。

こうした情勢から、自国の食料は自国で賄うという食料安全保障の考え方が改めて重要視され、政府は「食料安全保障強化政策大綱」を策定し、20年以上が経過した「食料・農業・農村基本法」の見直しにも着手しています。このため、命の源である食料とそれを生み出す農業を再評価し、国民合意の下、実効性のある政策が求められています。

また、酪農・畜産においては、飼料価格などの高騰が続く中、長引くコロナ禍で牛乳乳製品の需要が回復せず、道内では需給調整に向けて、2023年度も更なる減産が求められており、在庫削減対策の抛出など需給調整の負担が道内で指定事業者に出荷する生産者に大きく偏っています。このほか、初生牛等の個体販売価格の暴落など、取り巻く環境は日々厳しさを増しており、離農を余儀なくされる生産者が続出するなど危機的状況に晒されていることから、国内酪農・畜産の経営存続に向けて、一刻も早い需給改善と急騰した生産資材対策や適正な価格形成が求められています。

つきましては、農業者が将来に渡って安心して営農できるよう、我が国の食料安全保

障の強化と国内酪農・畜産の経営安定に向けて、下記内容を意見・要望致します。

1、世界の食料事情の変化や気象変動による農業被害等に鑑み、食料の安定生産・供給に向けて、生産資材の安定的な確保や担い手・労働力の育成・確保、再生産可能な直接支払制度の導入など機動的な施策の拡充や予算の確保により、生産基盤を一層強化し、国内生産の増大を図る食料安全保障政策として強化すること。

また、食料・農業・農村基本法の見直しにあたっては、食料自給率の向上を目指し農業者が将来に渡って安心して営農できる持続可能な食料・農業・農村政策を確立すること。

2、国内酪農・畜産経営はかつてないほど厳しい情勢に晒され、存続の危機に瀕していることから、官民一体での在庫削減などの需給調整対策を行い、牛乳乳製品の消費拡大の一層の強化や新たな需要創出などで、一刻も早く需給改善を図ること。

また、経営を圧迫している生産資材高騰への対策強化と、流通・販売業者や消費者への理解醸成の下、コスト高に係る酪農畜産物の適正な価格形成が可能となるよう、環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。ご審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、意見書案第38号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第38号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号から議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、議案第1号令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第9号）、日程第10、議案第2号令和4年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)、日程第11、議案第3号令和4年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第4号上士幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第13、議案第5号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第14、議案第6号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第1号から第6号までの一般会計並びに5特別会計の補正内容についてご説明申し上げます。

補正総額は、全会計で2億862万5,000円の増額補正となっており、補正後の予算総額を115億1,583万6,000円とするものです。

それでは、議案第1号一般会計補正予算(第9号)からご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に2億3,267万3,000円を追加し、予算の総額を94億6,972万7,000円とするものです。

第2条では、繰越明許費といたしまして、6ページ、第2表にありますとおり、1つの事業につきまして、翌年度に繰り越して執行しようとするものです。

第3条では、地方債補正であります。

6ページの第3表、地方債補正といたしまして、学校教育施設等整備事業、緊急自然災害防止対策事業、過疎対策事業の限度額をそれぞれ記載のとおり減額変更するものです。

次に、追加補正の主な内容を申し上げます。

25ページ、款総務費では、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金積立金6,197万6,000円、同じくふるさと納税・地方創生基金積立金1億9,980万4,000円、35ページ、公共施設整備基金積立金3億2,230万5,000円。43ページの款民生費では、国保会計繰出金(基金安定分)555万6,000円。58ページの款農林水産業費では、農地利用効率化等支援事業838万2,000円、59ページ、バイオマス関連事業基金積立金475万9,000円、64ページ、牧場管理運営経費3,863万3,000円、同じくナイタイ高原牧場運営安定化基金積立金480万円。71ページの款土木費では、町道等除排雪対策事業1,673万1,000円、以上が主な追加補正の内容であります。

なお、減額補正につきましては、事業遂行に伴う執行残の減額補正が主なものであります。

次に、特別会計の補正予算についてご説明いたします。

102ページの議案第2号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に1,196万1,000円を追加し、総額を7億7,195万3,000円とするものです。

追加補正いたします主な内容は、109ページの一般被保険者療養給付費1,224万7,000円などでございます。

次に、121ページ、議案第3号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出の予算の総額から4万円を減額し、総額を1億822万1,000円とするものです。

減額補正いたしますのは、事務管理経費4万円であります。

次に、125ページ、議案第4号介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から2,482万4,000円を減額し、総額を6億4,490万5,000円とするものです。

減額補正いたします主なものは、132ページ、施設介護サービス給付費事業1,800万円、133ページの特定入所者介護サービス費事業300万円、介護予防・生活支援サービス事業223万5,000円などあります。

次に、140ページの議案第5号水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から98万9,000円を減額し、総額を2億4,756万7,000円とするものです。

減額補正いたします主なものは、144ページの事務管理経費19万8,000円、簡易水道施設改良事業55万円などあります。

次に、145ページ、議案第6号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から1,015万6,000円を減額し、総額を2億7,346万3,000円とするものです。

第2条の地方債補正であります。148ページの第2表にありますとおり、下水道事業、過疎対策事業の限度額をそれぞれ減額補正いたします。

次に、減額補正いたします主なものは、152ページ、個別排水処理施設管理経費278万5,000円、153ページの下水道施設整備事業651万2,000円などあります。

以上が補正予算の内容であります。

また、全会計とも、第1条第2項の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりであります。

また、各会計事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに5特別会計の補正予算につきましてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） ここで休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

(午後 0時00分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第1号令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第9号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、23ページから款ごと一括して質疑を行います。

歳出、議会費及び総務費について質疑を行います。23ページから42ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 35ページの基金の関係で、今回公共施設整備基金に約3億円積んでいますが、この積んだ理由と、それから財政調整基金に積むことは検討しなかったのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 公共施設整備基金の積立金ですけれども、3月の今回のこの補正予算の積算に当たりましては、町税等をはじめとした歳入の増が一つありました。それに併せて執行残に伴う歳出の減ということで、収支で差額が出ている状況がありますので、その分を公共施設整備基金に積み増しするというような予算の積算にしてございます。この分に関しましては、今後大型事業、役場庁舎の改修等を予定されているものですから、公共施設の積み増しを行うということにしております。そういった意味で、財調ではなく、公共施設整備基金に積み増しということにしました。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 今後、公共施設、役場の耐震の関係の工事が多分、主にこれからのお金必要なのかなとは思っているんですが、例えば年度末の決算を見ますと大体両方とも約20億円ぐらいなんです、この財政調整基金というのはいろいろ、ふるさと納税も入っていますので、必ずしもこれが自由に使えるお金ではないと、ちょっと今どれぐらいか半分になるか分からない。そのときに、これから大変なときに公共施設整備基金に積んでしまうと、なかなか融通が利かなくなると。それから、18億円ですので、今回積み増ししても、20億円以上になると思うんで、その辺を考えると、これからの計画ですので分かりませんが、それほど公共整備に積んでいくよりも財調に積んで、もっと生活のある家庭への施策に使うこともあるのではないかと、その意味で質問させていただきます。その考えについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 財政調整基金でありますけれども、今の見込みでは、令和4年度末、26億円超える見込みになってございます。

公共施設整備基金に関しましては、今回のこの予算で議決をいただいた後の令和4年度末の見込みに関しては、19億6,000万円余りというような予定でして、役場の改修に関しては、今のところはまだ概算でしか経費も出てきておりませんし、物価の高騰等ありますので、19億円が決して十分かという、今後の施設の解体等も含めて積み増しをさせていただければということの考えでございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 32ページのSDGs普及・推進事業で、200万なにがしが減額となっています。当初予算の中に、特に講師謝礼の部分についても、当初は155万なにがしだというふうに思いますけれども、今回128万6,000円という部分で、かなりここを減額したのかなと、この資料だけ見たらそういう認識しました。

特にSDGsの普及については、今回の執行方針でうたって、かなりSDGsということを確認しながらのまちづくりという部分も私も認識していますけれども、これについて町民向けのSDGsの普及について、どのぐらいあったのかなというふうにちょっと次の予算にも関わる部分ですけれども、こういう部分がちょっと今回欠けたのかなという確認だけさせてください。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 ただいまのSDGsの普及の関係の予算でございまして、今年については、プロジェクトチームの運営といたしまして、脱炭素に特化

したプロジェクトチームの運営を行ってきております。あるいは、そのほかは出前授業、あるいは勉強会、交流会ということで講師謝礼を見込んでおりますが、これについては、先行地域、国のソフト事業の交付金を活用しながらというところで予算を組んでおりましたけれども、実際のところはプロジェクトチーム、出前事業については我々直営でやっている部分がありますので、そういったことでいろいろ経費が落ちたというところで、今回執行残という形で減額をさせていただいております。

町民向けの普及については、もっとすべきだろうというところのご意見かと思えますけれども、今現時点では、出前事業、町内会あるいは企業にお呼びがかかれば、我々が出向いて行っていると。あとは、町広報の毎月誌面の枠を取って周知をしておりますけれども、今後もそれは引き続き行っていこうと思えますが、町民全体への多分講演会等開催していくべきだろうというところの意見かと思えますが、それについては、今後、町民のもっと理解を深めるというところでは、次年度検討していきたいというふうに考えます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、課長からの説明がありました。確かにSDG sというのは非常に分かりやすいようだけれども、本当は分からないという部分で、簡単にSDG sという言葉を使い過ぎて、これで何となく理解したような、理解していないような、やっぱりそんな傾向があると思うんですよね。ただ、町民の皆さんから聞いたら、なかなかこれSDG sというのは分からないというのが現実です。ですから、今あったように、しっかりこの広報的な紙ベースとか、そういう部分じゃなくて、町がいろんな意味で出払って、町民と膝を交えて、こういうこともやれば、こういう形でこのSDG sにのっとったんですよとか、やはりそういうところから進んでいかなきゃならないと思いますんで、次年度を含めて、このような予算、またあるかと思えますけれども、そういう対応をすべきではないかなと、今年予算の執行状況見て、そんな気がしましたけれども、この辺について再度確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 SDG sの普及につきましては、ゼロカーボン推進課が統括的に動いておりますけれども、これについてはもう役場全体、横の連携を図りながら行っていく必要があるというふうに考えております。四半期ごとですけれども、年4回ほど庁内の連携というところで、SDG s推進本部会議も持っております、そこで各課の情報共有も図ってきているところですが、ほかの課の連携を含めてもっと町民の理解促進ということで、例えば教育委員会の分野でも、生涯学習の面でも、講

座等の開催もあり得るのかなというところもありますけれども、そこはしっかり横の連携を取りながら、町全体での取組になるよう進めていきたいというふうに考えます。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 分かりました。ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

あと、引き続き、議長よろしいですか。

34ページの太陽光の発電と再エネ設置導入の関係です。今回、4,000万なにかがして、かなり大きな額が減額という形になっています。脱炭素の先行地域に選ばれたという部分で、時期的な問題とか、それからこれは役場が窓口になって、どう普及していくかという部分で、予算を組んだ中での未執行という部分含めてだと思えます。かなり大きな金、これ、結果的に国庫に返納なっちゃうのか、そこも含めて確認というんですけれども、非常に難しい、町民に行政が呼びかけて事業化させていく、対応していくという部分ありますけれども、しっかり対応できなかった時間的な部分もあったのかなと思えますけれども、やはりこの減額の大きな理由、来年度に向けた対応も含めて、影響すると思えますけれども、今年度のちょっと経過だけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 佐藤ゼロカーボン推進課長。

○佐藤泰将ゼロカーボン推進課長 この太陽光の補助事業につきましては、先日の2月22日開催の総務文教厚生常任委員会で進捗等報告をしておりますが、最終的な実績を今申し上げますと、一般系住宅の補助事業ですが、申請は15名からございました。内訳のメニューとしましては、太陽光が2件、蓄電池が15件、V2H2件、この3つないしは2つを組み合わせた方もいらっしゃいますけれども、最終的に申請者は15名となっております。こちらの補助額が約3,640万円ほどの補助額の確定となっております。

一方、事業者向けです。こちらは1件で、太陽光と蓄電池組合せの方1名です。こちらの補助額については、約250万円ほどの実績となっております。

この事業、立ち上げたのが10月でございます。12月には、議会のほうともご協議させていただきまして、補助の上限額を上げさせていただいたという経過もございます。年度途中であったというところで、実績が足りないというか、交付金を返す形になってしまったんですけれども、その辺はちょっと、年度途中であったというところは、担当課としても否めないところありますが、この今年の執行残分については、交付金の枠から減額になるということはありません。交付金の全体の枠の中でということで、次年度以降に持ち越されるというような感じになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、民生費から労働費に入ります。42ページから56ページまで、質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 53ページの新型コロナウイルスの感染の業務について質問いたしますが、2022年度の実績はどのようになっているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 こちらのほう、ワクチン接種の実績ということでお答えさせていただきたいと思いますが、延べ接種回数につきましては、1万4,840件となっております。こちらのほうは、1回目の接種から今は5回目、オミクロン対応も含めた回数になってございます。

町民の方々は、大体高齢者ほど接種率は高くなっているんですけども、小児のほうも、国のほうも接種を開始するということになっておりますので、ある程度伸びている状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） ワクチン接種じゃなくて新型コロナの検査業務について、令和2年からやったんですか、それで多分、要綱で変えていますので、今年度もやっていると思うんですが、52ページの委託料の新型コロナウイルス感染症の検査業務やっていると思うので、そのことです。すみません。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 申し訳ありません。PCR検査の助成費用ということですけども、4月からで196件の実績がございます。これは延べ人数でなっております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） いろんな施設の関係、個人の関係もあると思うんですが、多分、前年比較はできないと思うんですが、これからの予想として、これ前の質問でもしたんですが、自分が、例えば任意医療機関があるときに、どこかに行くときなら、2,000円ですか、今、受け入れて、自分がコロナかかっているかもしれないときには、なかなかこの制度を利用して多分受診、検査できないんだろうと思うんで、これはまた一般質問になるんですけども、そのときにまた確認させてもらいますが、その辺はこれがどのようになっていくのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 こちらのほうは、今はコロナのほうもちょっと落ち着いてき

てはいるんですけれども、ただ、今後また増える見込みもあるということで、さきの執行方針でも話があったとおり、来年度についても、PCR検査の費用については助成を続けていきたいと考えてございます。

また、高齢者の施設の従事者の方等も、こちらのほうを利用することができますので、利用していただきたいと思えますし、町民の方についても、ご家庭に同居の高齢者の方がいたりとか、あと個人的に不安を持たれる方もいると思えますので、そういうほうを解消するというので、この助成のほうは続けていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、農林水産業費に入ります。56ページから65ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

6番、小椋議員。

○6番（小椋茂明議員） 58ページになります。圃場進入路整備支援事業なんですけれども、これについてはかなり申込みの件数もあったかという認識あるんですけれども、この辺、執行残になった理由等あれば説明をお願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 この事業、今年度から創設された新しい事業というところでございまして、今年、事業初年度で、実は図面作成だとか、あと取付け道路を接続するための事務手続、こちらのほうに時間を要したということで事業主体から聞いておまして、その分着工が遅れたということで執行残が出てしまった状況になってございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 57ページの一番下になります。農地土壌炭素吸収源対策事業についてですけれども、ここで174万9,000円減額になっています。当初予算から比べたら半分以上、これ減額になっているんですけれども、この事業というのは、町が掲げています耕畜連携事業含めて非常に重要な事業になっているのかなと、そんなふうに理解しています。そんな中で、予算が半分以上減額しなければならない状況、この4年度にあったというのは、この辺の今後の事業の見通し等含めて、この減額になった部分をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、あと5年度、新年度予算についても、ちょうどこの減額になった分と若干プラスになった部分が計上になっているというようなことで、今、言いましたように、耕

畜連携の中での重要な事業なんですけれども、なかなか予算自体が伸びていないような、そんなふうにも思うんですけれども、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 こちらの事業、緑肥とメタン発酵消化液、こちらをうまく使用した形で、緑肥による炭素を固定というような形で、脱炭素を見据えた事業となっております。今年度予算要求時点では、若干野心的な予算ということで、400ヘクタールほどを見込んでいたという状況でございますが、実際には減ってしまったというところで、実績が126.43ヘクタールということで減ってしまったという状況でございます。

こちらにつきましては、緑肥と消化液のセットという部分もございまして、なかなかうまく使っていただけなかった部分もございまして、引き続き脱炭素だとか、あとはみどりの食料システム戦略の実現に向けては、こういう取組を少しずつでもやっていかないと駄目だと農林課は思っていますので、次年度以降も、農協さんと協力しながら、農家さんに協力していただきながら、脱炭素、それから緑肥については、土壌の植生のほうも、微生物の関係だとか、物理性含めてよくなるという話も聞いてございますので、こちら情報提供含めてしっかりやっていきたいなと思ってございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

9番、斉藤明宏議員。

○9番（斉藤明宏議員） 64ページなんですけれども、ナイタイ高原牧場の管理運営経費ということで、委託料3,924万6,000円、これ運営の不足分を基金から繰り入れて支出するということなんです。このナイタイ高原牧場運営安定化基金の今後の運用について、安定的に確保できる見通しかどうかという、その辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 こちらは基金のほうから充当して、今年度物価高騰含めて非常に指定管理業務が大変だったというところで充当することとなっておりますが、現状、2月時点の基金残高、ナイタイ基金約7,500万円あるという中から、こちらに充当していくというところがございます。

今後の安定的な運用という部分につきましては、情勢を見ていかないと分からない状況ではございますが、まず次年度、預託料のほうも上げていくというところもございまして、まずしっかり役場、農協連携しながら、牧場の管理進めていきたいなと思ってるところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか質疑。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 62ページから63ページにかけてなんですけれども、62ページの一番最後、民有林造林促進事業、それからその下の町有林整備事業、その下、1つ置いて次の上士幌町持続可能な山づくり事業、これについてなんですけれども、これも本町にとっては、今後含めて非常に大切な事業がこれに計上されているかな、そんなふうに思っております。それで、特に上士幌町持続可能な山づくり事業、これについては、丸々予算減額しているのかなと、そんなふうにちょっと思います。その辺含めて、この辺の減額しなければならない部分というのが、例えば林業従事者の人材が少なくて、なかなか思うように進まなかったのか、その辺を含めて、どのような状況でこのように予算の減額をしなきゃならなかったか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 それでは、1つずつお話しさせていただきます。

まず、民有林造林促進事業、こちらにつきましては、北海道の豊かな森づくり事業というものがございまして、実はそちらの補助率が高くなったという部分で、町の手出しが減ったということによる執行残となってございます。

続きまして、町有林整備事業、こちらにつきましては、町有林の立木販売等に併せて行う主伐というような形の経費になりますが、こちらにつきましても執行残という形になってございます。

最後に、持続可能な山づくり事業、こちらも新たな事業として今年度取り組むこととしてございましたが、この事業、イメージとしましては山林等維持できない方だとか、手放したいというような方の山林を購入した上で、町で森林整備等を進めるというような事業にしてございまして、今年度予定してございました相手方のほうで、立木、上に立っている木までは切ってもらって、土地を購入して、町で整備するという予定にしてございましたが、その整備が切り終わったのが遅れてしまったというようなところから、冬でもう施業ができなかったということで、全額事業費を落とさせていただいたという内容になってございます。なので、ここの場所につきましては、次年度、施業していくというような形で農林課が進めていく予定としてございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） ありがとうございます。

この辺の事業というのは、今、町が進めている脱炭素に向けても整備していかなきゃならない重要な事業になっていくのかなと思うんですけれども、これとちょっと離れる

かもしれませんが、例えば未来につなぐ緑の森基金というのが譲与税、この辺の事業等含めて、恐らく、4年度、今年度については、この基金等含めて使われていない事業なのかなと思うんですけども、今後この基金の使い道等含めて、このような事業の中で、例えば令和5年度に向けて計画しているのかどうなのか、その辺、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 林農林課長。

○林 峰之農林課長 未来につなぐ緑の森基金、こちらにつきましては、森林環境譲与税、それから大雪森林組合の出資配当金、あとJ-VERの売払い金、こちらを積み立てた上で森林整備に充てるというような形にしてございます。今年度も充当先としましては、先ほどお話しした山づくり事業だとか、あと民有林促進事業、こちらにも一部、事業費を充当しているというような状況になってございます。

ただ、今年度につきましては、先ほどもお話ししたとおり、施業の関係、それから時期的なものを含めて減額ということになってしまいまして、基金の充当額が減ってしまったというような状況になってございます。

令和5年度以降につきましても、積極的にこの基金を使って事業展開していくというところで林業関係者ともお話をいろいろした上で、既存の事業への充当、それから新たな取組への充当含めて検討していくという話で、関係機関ともしておりまして、場合によっては一度断念した部分もあるんですが、木質バイオマスの取組、熱になるのか発電になるのかまだ分かりませんが、そういう新たな事業が立ち上がれば、そういうところに充てていくというようなことを今検討を始めたところでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、商工費から消防費に入ります。65ページから75ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

3番、伊東久子議員。

○3番（伊東久子議員） 橋梁の長寿命化、71ページなんですけれども、長寿命化修繕事業と、それから点検事業が相当の額、執行残になっておりますが、どのようなことで執行残になったのかお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 こちらにつきましては、あくまでも事業の執行残と契約の執行残という形になってございます。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、伊東久子議員。

○3番（伊東久子議員） 執行残ということは、事業はきちんと計画どおりできたという

ことと、この大きな額の執行残については、積算がきちんとできたのかどうかということをお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 渡部建設課長。

○渡部 洋建設課長 積算については、通常どおり行っておりまして、あくまでも入札の結果という形になってございます。ものとしましては、まず点検につきましては、全99橋あるうち、今2巡目の点検に入っております。そのうち年間約25橋ずつ点検をしております。その結果を成果としていただいているという形でございます。その中で判定が悪いもの、それについて工事を行っていくという形で順次進めておりますので、特に積算が誤っていたとか、そういった形ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありませんね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、教育費に入ります。76ページから92ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 78ページの歴史資料調査研究専門指導員の部分です。この部分について、僕も一般質問で、町長等に含めて、町の歴史、それから100年に向けた資料づくりという部分で、僕の認識としては、令和4年度当初から町の歴史の掘り起こし含めて始まるのかなというふうに認識しました。先般、ちょっとなかなか動きが見えないという部分で、当事者、担当者、専門指導員に確認したら、歴史の部分、町史の関係については指示を受けていないという部分でしたから、これ何のために専門指導員の配置をしながら、進めてきたのかなという部分はちょっと疑問でした。

その部分について、また来年度についても、この部分について対応していますけれども、町史に関わっていないという部分がちょっと当初質問と、それから実行の部分とはかなりの誤差があるなって認識しますけれども、なぜこの誤差が生じたのかなという認識を再確認したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（杉山幸昭議長） 須田教育推進課長。

○須田 修教育推進課長 歴史資料調査研究専門指導員の配置ですけれども、専門指導員の業務としては、教育研究所等と連携して、学校教育、例えば総合学習の部分ですとかの資料に、いろんな市の歴史ですとか、あとは産業、それから自然含めて、そういったものを資料収集等を進めて反映させているという部分と、あとは郷土の歴史、そちらのほうを今いろいろな、例えば旧士幌線ですとかというテーマ、企画を持って、町民にそ

ういう町の歴史について周知して意識の醸成を図っている。その中で、町の町民の方々がいろんな企画に来ていただいて、専門指導員とのお話の中で、いろいろな昔話ですとか、こうだったよというような情報もいただいたりとか、そういうような形で事業を進めています。

ですから、1つの分野としては、郷土の歴史ですとかの部分の資料収集とあと整理、そういったものも行っているということは事実ですけれども、それが町史編さんのためという大項目あるかという、そういうことではなくて、ひいては町史編さんに当然の一つの資料として役立っていくということにはなろうかなというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 基本的に、もう一つは教育研究所にも予算ついているはずなんですよね。その1つの部門で、学校教育含めてという部分ですけれども、これはどこまで掘り込むか、深く掘り込んでいくかという部分はちょっと違うんでないかと。今まさしく高齢者が経験した町の歴史は、高齢者自身がいなくなってきた、聞き取れないという部分が結構見始まっていたり、貴重な写真とか、証言者とか、そういう部分がないという部分で、今から聴取、きちっと100年に向けて積み重ねていくという部分だというふうに認識します。

当然、僕たちの年代も、もう本当にあと何年か10年後、そういう歴史が残せるかといったらなかなか難しくなってくるという、町民の経験的な現実を踏まえた聴取を1ページ、2ページを飾るものだというふうに、僕は認識してますんで、今ちょっと課長からのお話と、僕は一般質問で、100年に向けた町史の編さんに向けた資料づくり、ちょっと誤差といいますか、そういうのがあるというふうに認識しますけれども、僕は町長のほうからは、100年の歴史、それに残すための町史に向けた人材の配置という認識していましたがけれども、今の配置ではかなりちょっと違うというふうに認識してはいますが、来年度に向けて、同じような認識で進むかどうか確認しておかなきゃならんかと思えますけれども、ちょっと違うなと認識してはいますんで、再度確認したいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 須田教育推進課長。

○須田 修教育推進課長 先ほどご答弁させていただいたとおり、社会教育というか生涯学習という部分で、町民の方々、いろんな企画等々して、町民の方、当然高齢者の方も含んでおりますけれども、との話をしたり、そこから得られる情報等も、新しいものについては記録するというようなことで行っております。それが要するに集積されて、町史の編さんのほうに役立つといいますか、そちらのほうに資料として、大きな成果とな

るといふようなことは、結果としてあるかもしれませんが、今後も学校教育の今言った部分と、生涯学習、社会教育という部分で、来年度以降も指導員の配置を行っていきたいというふうを考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、町史の部分については、教育委員会が窓口っぽく見えただけですけども、ちょっと違うなと思っておりますけれども、行政のほうで総務課かと思うんですけども、この事務分掌の在り方とか、業務の持ち方、これについて、町史については何課が対応するのか、これ明確にしておかないと、また来年も同じような形で進んでしまうと、やはり語り部含めて、資料、例えば写真とかそういうのがなくなってしまふんじゃないかと、そういうふうに認識しておりますけれども、担当課とそれからこの編さんの基本的な窓口の確認だけさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 町史の関係に関しましては、企画財政課が所管することになってございます。具体的に、今ご質疑の中でお話のありました専門員との連携ということ、今、具体的にしている状況にはありません。町史編さんに向かって、今どのような状況かということでございますけれども、具体的に何年にどうするというスケジュール立てはまだできていない状況ですが、今ある資料、例えば古い写真ですとか、古くある広報紙、そういったもののまず保存あるいは古い写真の中で中身が不明なもの等もございましたので、一部教育委員会のほうでやっているシルバー学級のほうにお邪魔をして、その写真の内容を確認させていただいたりとか、そういった活動、取組をして、少しずつ今ある資料の整理から始めているところで、今後、町史の編さん案等、どのようにしていくかというのは今後の検討というふうに捉えてございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書及び地方債に関する調書は、93ページから101ページまで、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入は、9ページから22ページまで、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 10ページの先ほどちょっと話題になりました森林環境譲与税の関係で、予算より280万ぐらい減額となっております。これは新聞等を含めて報道によ

ると、やはり都市と地方の配分がちょっと違う、逆転してんじゃないかという部分がちょっと言われていますけれども、きっと都市のほうが逆に多いのかなと、うちの町と比べても含めて人口割とか、これも計算の仕方があるかと思えますけれども、今後やはり、先ほど言ったように、脱炭素を含めてのこの森林の確保とか、それから当然担い手の確保とか、いろんな意味でこの使い方、それから蜜源林の造成とか、いろんな意味で非常に本町にとってはこの活用というのはすごく大事な財源の一つだと思いますけれども、将来この財源をやっぱり地方の森林を多く持っている自治体に配分できるような仕組みってできないのかなという認識、僕していますんで、この点について、町の動きについて、特に林業関係の今後の担い手も含めた、それから森づくり、林づくりも含めた対応についての確認をしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 この森林環境譲与税ですけれども、積算の根拠といたしましては、私有林、人工林の面積、あるいは林業就業者数だとか人口、こういった形で全国的に積算がなされてくるものですので、町のほうでこれをどうこうというのはなかなか難しいところがあって、原資を全国でこういった形で積算をして譲与されるというような中身になってございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 中身は大体認識していますけれども、本当に都市という部分で、せっかくのこの森林を多く持っている町村が、配分が人口割でいくとかなり率が下がるのかなという認識をしたりしますけれども、そういう部分の要望をしていって、我が町は、やっぱり森づくりも含めてこういう対応をしたいんだという、そういうこともあっていいのかなというふうに認識していますんで、国が決めた部分をいろいろ声で直す部分もあると思うんですけれども、そういう行動という部分を含めて対応できるんだったら対応してほしいなと思えますけれども、これは将来にわたった部分じゃなくて、近未来も含めて、この脱炭素もうちは2030年までにある程度、こぞって対応してかならんという、先行地域の役割もあると思えますんで、ここら辺についてちょっと確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 宮部企画財政課長。

○宮部直人企画財政課長 今、議員のおっしゃるとおり、本町は豊富な森林を有しているということで、脱炭素の取組というか、CO₂の吸収に関しても大きく寄与しているとお聞きをしているということは事実としてございます。制度の中身に関して、機会を見て制度の在り方含めて、声を上げるところで声を上げていければというふうに考えます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかよろしいですね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表は、7ページから8ページまで、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、一般会計補正予算書の1ページから6ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第1号令和4年度上土幌町一般会計補正予算（第9号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、歳入歳出一括して質疑を行います。

議案第2号令和4年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、102ページから120ページまで、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第2号令和4年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、議案第3号令和4年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、121ページから124ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第3号令和4年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、議案第4号令和4年度上土幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、125ページから139ページまで、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

10番、馬場敏美議員。

○10番（馬場敏美議員） 132ページから133ページにかけてお伺いいたします。施設介護サービス給付費事業がこれマイナス1,800万円、特定入所者介護サービス費事業がマイナス300万ということになっているんですけども、本来であれば、こうやって少なくなるというのは、町にとっては喜ばしいことだし、あまりその要介護の人がサービス利用者が少ないということになるんでしょうけれども、恐らく大きい減額ですんで、老健にしても、特養にしても、1回ずつクラスターが発生しているというのは、そういう要因が大きいのかなとちょっと予測される部分なんですけれども、特に特定入所者介護

サービス費事業、低所得者の負担軽減という部分で、この辺300万マイナスになっているんですけども、その辺の理由含めてお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 施設介護サービス給付費事業のほうからご説明させていただきます。こちらのほうは、例えば令和3年度の実績が2億800万円となっております。令和4年度の当初予算を組むに当たりましては、これまで、なだらかにですけれども、増加傾向にこの給付費はありましたので、令和4年度の当初予算を組んだ際にも、2億2,200万円の前年度の実績に比べてちょっと増やして予算化したところがございます。ここに来て実績を見ますと、大体、令和3年度と同じぐらいの水準になる見込みだと認識しているところがございます。ただ、質問にもありましたとおり、コロナの影響というものも多少はあります。特にちょっと老健だったのかなと思いますけれども、そちらのほうもありますけれども、ただ、実績としましては、令和3年度とほぼほぼ同じぐらいに推移するのかなと考えてございます。

また、その次の特定入所者介護サービス費事業につきましては、ご質問にもありましたとおり、所得の低い方の食費や居住費のほうなんですけれども、こちらのほうもコロナの影響というのも多少あるのかなと思いますけれども、どちらかというところ、予算を前年度の実績に応じてちょっと割増しして予算化したというところで、今回減額するということになってございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。ほか質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第4号令和4年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、議案第5号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第3号）は、140ページから144ページまで、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第5号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、議案第6号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、145ページから155ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第6号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計

補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって、議案第1号から議案第6号までの令和4年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第1号令和4年度上土幌町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第1号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号令和4年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第2号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和4年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第3号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和4年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第4号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和4年度上士幌町水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第5号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和4年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第6号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第15、議案第7号上士幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第16、議案第8号上士幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、日程第17、議案第9号上士幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長 ただいま上程されました議案第7号上士幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第8号上士幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について及び議案第9号上士幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

個人情報保護制度につきましては、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、おのおの法律、条例によって運用されてきたため、運用の相違による保護水準の不均衡が生じておりました。このため、国は、個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われるよう、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなりました。国の法律の制定に伴い、各地方公共団体は、個人情報保護法により許容される範囲内において必要な事項を規定することとなったことから、本町においても、新たな条例の制定と上士幌町情報公開条例の一部を改正するものであります。

初めに、議案第7号上士幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、具体的な内容についてご説明いたします。

議案第7号をご参照願います。

第1条は、趣旨規定であります。

第2条は、定義規定で、第1項は、実施機関を定めております。

第3条は、開示請求の手続を定めたものであります。

第4条は、開示請求による手数料等を定め、第1項では、手数料の額を無料と定め、第2項では、写しの交付になる開示となった場合は費用を負担しなければならないとしております。

第5条は、訂正請求の手続を、第6条は、利用停止請求の手続を定めております。

第7条は、審査会への諮問を定めており、実施機関は、同条各号に該当する場合は個人情報^の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞く必要があると認めるときは審査会へ諮問できるものとするものであります。

附則、第1条として、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。第2条では、新条例の施行に伴い、上士幌町個人情報保護条例は廃止いたします。第3条では、上士幌町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めております。第4条では、上士幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正し、第5条では、改正に伴う経過措置を定めております。

次に、議案第8号上士幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてご説明いたします。

議案第8号をご参照願います。

第1条は、趣旨規定であります。

第2条は、情報公開及び個人情報保護の適正な取扱いを確保するための審査会の設置を定めております。

第3条は、条例における用語の意義を定めております。

第4条は、審査会の所掌事項を、第5条は、審査会の組織で委員は5名以内をもって組織すると定めております。

第6条は、委員の委嘱、第7条は、会長の選任を定めております。

第8条から第12条までは、審査会の調査審議の実施方法を定め、第13条では、調査審議手続は非公開で行うことを定めております。

第14条は、答申を行った場合に公表することを定めております。

第15条は、審査請求等に係る調査審議以外の調査審議を行うため、各機関に対し協力を求めることができることを定めております。

第16条では、委任事項を定めております。

附則として、第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第2条では、旧審査会の廃止に伴う経過措置を定めております。

次に、議案第9号上士幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、具体的な内容についてご説明いたします。

町例規集は、第3編行政通則、第3章情報管理をご参照願います。

「議案第9号関係」新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

第6条は、開示請求の手続を行うための文言の整理を行っております。

第7条は、公文書の開示義務として、各号に掲げるものを除き、開示しなければならないとしております。

第10条及び第13条は、制度の変更に伴う文言の変更により、整合性を図っております。

第18条から第20条については、審査会条例の制定に伴い、削除するものであります。

なお、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上、提案理由とその内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより3件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、3件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第9号までの3件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第9号までの3件を総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第18、議案第10号上土幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 ただいま上程されました議案第10号上土幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第1章社会福祉をご参照願います。

提案の理由であります。三愛介護サービス事業は、介護保険制度施行時から介護保険制度を補完する目的で町独自のサービスとして実施しております。

この中で、町内外の医療機関への通院が必要な高齢者の足の確保として、通院サービ

ス事業においてタクシー利用料金に対する支援を行い、利用者負担を4分の1としておりました。

このたび、高齢者が医療機関に安心して通院できるよう、支援の拡充を行うこととし、タクシー利用料金の利用者負担を5分の1とするため、所要の改正を行うものであります。

別紙「議案第10号関係」、上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例新旧対照表により改正概要の説明をいたします。

附則、別表（第3条関係）における表中5の通院サービス事業の利用者負担額「4分の1」を「5分の1」に改正するものであります。

また、附則において、施行期日は令和5年4月1日からとするものであります。

以上、上士幌町三愛介護サービス事業給付条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第10号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第19、議案第11号上士幌町重度心身障害者及び母子等年金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 ただいま上程されました議案第11号上士幌町重度心身障害者

及び母子等年金条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第1章社会福祉をご参照願います。

提案の理由であります。重度心身障害者及びひとり親家庭等に対する支援を拡充するため、年金額の増額と受給資格を新たに父子家庭を対象とするため、条例の題名及び条文の一部を改正するものであります。

また、あわせまして、文言の修正のため、所要の改正を行うものであります。

別紙「議案第11号関係」、上士幌町重度心身障害者及び母子等年金条例の一部を改正する条例新旧対照表により、改正概要のご説明をいたします。

条例の題名の重度心身障害者の障害の「害」の字を平仮名表記に改め、第1条また第2条第1号中の障害の表記中の「害」も同様に平仮名表記に改めるものであります。

また、受給資格の対象を父子家庭も対象とするため、条例中の題名の「母子」を「ひとり親」に改め、あわせまして、第1条中の「母子家庭等」を「ひとり親家庭の母又は父」に改め、第2条第2号中に「又は男子」の文言を追加するものであります。

また、第3条において、年金の額を年額「1万円」から「2万円」に改めるものであります。

また、附則において、施行期日は令和5年4月1日からとするものであります。

以上、上士幌町重度心身障害者及び母子等年金条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第11号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第11号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第20、議案第12号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 ただいま上程されました議案第12号上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第3章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由であります。年々増加する出産費用や子育て世代の支援のために、出産育児一時金の支給総額を現行の42万円から50万円に8万円増額するため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたため、本町においても、出産育児一時金の支給総額を50万円にするために所要の改正を行うものであります。

「議案第12号関係」、上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第6条の出産育児一時金について、支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に8万円増額し、産科医療補償制度掛金分の1万2,000円を加え、支給総額を50万円とするものであります。

また、附則において、施行期日を令和5年4月1日からとするものであり、また施行日前に出産した被保険者に係る第6条の規定による出産育児一時金の額は、従前の例によるものとするものであります。

以上、上士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第12号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第21、議案第13号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 ただいま上程されました議案第13号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第7編民生、第3章国民健康保険をご参照願います。

提案の理由であります。1点目は、賦課限度額を引き上げるとともに、低所得者に対し均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を改正するため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が改正されることに伴い、本条例においても、所要の改正を行うものであります。

2点目は、北海道に納める事業費納付金のこれまでの増加傾向に伴い、現行の基金残高及び現行税率ではこれを賄うことができなくなる見込みから、適正かつ安定的に国保運営を行うための税率の改正が必要となるため、所要の改正を行うものであります。

3点目は、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が令和4年9月15日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正条文の内容についてご説明いたします。

別紙資料の「議案第13号関係」の上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項においては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について規定しており、ただし書中の「20万円」を「22万円」に改正し、限度額を2万円引き上げるものであります。

また、第3条、第6条及び第8条においては、所得割の税率を定めており、第3条第1項で、基礎課税額の所得割額の「100分の5.6」を「100分の6.4」に改正し、またあわ

せまして、第6条において、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の「100分の1.5」を「100分の2.0」に改正するものであります。

次に、2ページ目をご参照願います。

第8条においては、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の「100分の1.0」を「100分の1.4」に改正するものであります。

また、第21条第1項において、第2条第3項の限度額引上げに伴い、「20万円」を「22万円」に改正するとともに、低所得者に対し国民健康保険税から減額する所得基準額において、5割軽減の対象となる所得を規定する同項第2号中の「28万5,000円」を「29万円」に改正し、また2割軽減の対象になる所得を規定する同項第3号中の「52万円」を「53万5,000円」に改正するものであります。

次に、3ページをご参照ください。

第22条の2第2項中の「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給者資格通知」に改正するとともに、同項中の「これらを」を「これを」に改正するものであります。

なお、附則、第1項の施行期日においては令和5年4月1日からとし、第2項の適用区分では令和5年度以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度以前は従前の例によるものとするものであります。

なお、この改正内容につきましては、本年2月に上士幌町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 今回の条例改正というのは、軽減策も含まれてはいるんですが、主に税率改正とか、限度額の引上げで負担が増えるというふうに把握しています。それで、今までここ何年も基金を崩しながら、限度額だけ引き上げて税率の改正を行わないで何とか支えてきたと思うんですが、今後においても、国からの給付金、それに対する道のほうに納めなきゃいけないことについては、多分これからもどんどん引き上がると予想されるのかどうか質問いたします。

所得割はもちろん、資産割がなくなりますので、所得割が多分これから増えてくると

思うんですが、それも含めて負担が増えてくるのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長 まず、基金の関係からご説明させていただきます。

現状、基金残高については、4,400万円ほどございます。こちらのほうから、今年度の事業で不足する部分を繰り入れる予定でございますけれども、こちらのほうが大体2,400万円程度となってございます。となつてきますと、差引き1,900万円程度の残額となつてございます。また、来年度の事業費にも、ある程度の金額の基金を繰り入れるということになりますと、大体今想定しておりますところが1,800万円程度となつてきますと、ほぼ基金残高が底をついてしまうということになってございます。

そのために、今回の税率改正で、このまず出す部分につきましては、北海道に対して事業費納付金を支払うこととなりますけれども、こちらのほうを賄って、基金が底をついてしまうので、そちらのほうを基金だけに頼らないで、税金で賄っていかなくてはならないというような状況になっているという状況でございます。

また、令和12年には、北海道全域で統一保険料ということで、どこの地域に行っても保険料が同じという制度に移行することになってございます。

その前段としましては、まず令和6年度には医療費、こちらのほう、例えば町村ごとで医療費を頑張って削減して、その部分が道に納める事業費納付金が減額されるという制度がございましたけれども、こちらのほうも、6年度以降、順次減らされていってしまいます。そういったときに、うちみたいに医療費がある程度低い町村というのは、負担が上がってしまうというようなことがございます。

ただ、こちらのほうももう決まってしまう部分ですので、それに対応できるような税金をとということで、今回この税率にさせていただいております。

また今後、資産割でこちらのほうは大体1,100万円程度の税金があるんですけども、こちらのほうも、道の指針に基づいて廃止していかなければなりません。その分というのが資産割のほうに寄っていくこととなりますので、ある程度、限度額までいっていない中間層ぐらいの方々も税金が上がってきってしまうというのが現状でございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、本案に対する反対の討論を行います。討論ありますか。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 議案第13号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

今回の改正は、3点あるわけですが、1点目が後期高齢者支援金の限度額の引上げ、2点目が医療分、後期分、介護分の所得割の税率引上げ、3点目は所得の少ない方への軽減策とあるんですが、特に1番と2番について引上げになり、私は反対いたします。

1の後期高齢者支援金につきましては、平成20年度に後期高齢者支援医療制度が創設されて、後期高齢者医療保険に納めるものです。限度額は、導入当時は12万円でしたが、昨年、19万円から20万円に引き上げられたばかりですが、今回につきましても2年連続の引上げとなっています。また、所得割の引上げにつきましては、先ほどお話ししましたように所得割はずっと据え置いてきましたから、所得割、それから資産割をこれからなくすためには、これからどんどん引上げになっていくのではないかと私は思っています。

これは今までも反対討論の中でお話ししたんですが、国民健康保険は、農家の方、商店街の方、また退職した方々が入っている保険ですので、所得の少ない方が多く、国の負担なしでは運営できない制度です。しかし、この国の国庫負担金は減らされてきました。

全国町村会では、1兆円をこの国からの支援金を要望すれば、入れてくれれば、何とか据置きもできるんじゃないかということも言われています。

また、広域化の問題もあります。2018年、平成30年に広域化されまして、2023年、来年度で6年目になりまして、6年を1期として、国保運営方針の最終年度になるということで、都道府県が定める標準保険料への対応を道のほうからも多分いろいろ言われているんだろうと思います。先ほど課長が答弁しましたように、令和12年、その後には統一化されると、その中で基金を使ってもなかなか対応し切れないと。

町としては、かなり検診率を上げたり、予防教室を行いながら、かなり成果を上げて医療費自体は、かなり厳しく抑えているんだろうと私は思っています。

今回の限度額、税率引上げにつきましては、町民の負担が増えるため、反対いたします。

また、町民の保健福祉課の努力については、すごく検診率が60%に上がったとか、各種いろんな予防事業を行う中で、大変苦勞されて、成果を上げていることは評価いたしております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。

6番、小椋茂明議員。

○6番（小椋茂明議員） ただいまの件に関しまして、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

今回の提案に当たりまして、担当課長のほうより、細かに説明ありました。基金を繰り入れして何とかやってきたけれども、限界だということだと思えます。

やはりいつまでもそういうことに頼っていくのは、止まっていくというのがはっきり分かっているわけですし、その中で国保運営協議会のほうでも説明あって、賛同を得たということもありますので、基金を安定的に保つ意味でも、この制度を維持するためにも必要なことだと思いますので、以上のことから賛成させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する反対の討論を行います。ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第13号に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案は、起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第22、議案第14号上土幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

須田教育推進課長。

○須田 修教育推進課長 ただいま上程されました議案第14号上土幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

例規集は、第7編民生、第1章社会福祉をご覧ください。

初めに、提案理由であります。国のこども家庭庁の設置に伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が本年4月に施行され、関連法律の一つであります子ども・子育て支援法が改正されます。これに伴い、当該法律の一部を引用しております上土幌町子ども・子育て会議条例について、条項のずれが生じることから、改正するものであります。

次に、改正内容についてですが、お手元の「議案第14号関係」の新旧対照表をご覧ください。

下線部分が改正部分であります。

第1条中、「第77条第1項」を「第72条第1項」に、第2条第1号中、「法第77条第1項各号」を「法第72条第1項各号」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上、上土幌町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第14号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第14号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第23、議案第15号財産の減額貸付についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長 ただいま上程されました議案第15号財産の減額貸付について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

旧東居辺小学校の土地及び建物については、平成25年第1回定例会において議決をいただき、平成25年5月1日から減額貸付を行い、平成30年に継続契約を行ってきたところですが、本年3月31日をもって貸付けの期限を迎えることから、引き続き貸付料を減額し、貸付けすることとしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案をご覧ください。

1の貸付けをする町有財産ですが、土地につきましては、旧学校用地総面積2万321平方メートルのうち、敷地内道路部分を除く1万7,461.48平方メートルとなっています。建物につきましては、旧校舎、体育館、教職員住宅5棟となっています。詳細につきましては、議案の一覧表のとおりであります。

2、貸付けの相手方ですが、有限会社十勝養蜂園であります。

3の貸付料の減額する理由であります。学校跡地及び建物を貸付けすることにより、新たな事業展開が可能となり、雇用の創出等の地域振興につながるとともに、施設の有効活用が期待されることから、貸付料を減額するものであります。

4の貸付期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

5の減額の貸付料の額は、年額120万円であります。

なお、町の財産貸付料の算定基準に基づき算定される貸付料につきましては、土地、建物の合計金額で1,176万1,337円であります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第15号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第15号の採決を行います。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号から議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(杉山幸昭議長) 日程第24、議案第16号令和5年度上土幌町一般会計予算、日程第25、議案第17号令和5年度上土幌町国民健康保険特別会計予算、日程第26、議案第18号令和5年度上土幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第19号令和5年度上土幌町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第20号令和5年度上土幌町簡易水道事業会計予算、日程第29、議案第21号令和5年度上土幌町下水道事業会計予算、以上6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第16号から21号までの令和5年度一般会計と3特別会計及び今年度から公営企業会計へ移行する2企業会計予算の内容を申し上げます。

初めに、予算編成方針の要点であります。

国は、令和5年度地方財政対策において、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、交付団体ベースで前年度比0.2%、1,500億円増の62兆1,635億円、また、地方交付税については、前年度比1.7%、3,073億円増の18兆3,611億円と、令和4年度を上回る額を確保するものとしています。

本町においては、令和4年度普通交付税の交付額が前年度比約0.3%、863万5,000円増の30億1,163万3,000円となったところでありますが、令和5年度についても、普通交付税措置のある過疎対策事業債等、過去に借り入れた地方債の元利償還金の増などにより、前年度交付額よりも若干増額となることが予想されます。

このような中、令和5年度は、「第6期上土幌町総合計画」の2年目となることから、まちづくりのテーマである「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上土幌」の実現を目指し、総合計画で掲げる6つの基本目標を柱とした施策の推進に加え、ゼロカーボン

やデジタル化の推進、また、SDGs 未来都市としての他自治体のモデルとなるべき持続可能なまちの実現に向けて、SDGs の17の目標達成を見据えた行財政運営に取り組むことを基本方針としたところであります。

それでは、令和5年度各会計予算編成の概要についてご説明申し上げます。

令和5年度当初の予算規模は、一般会計と3特別会計及び今年度から公営企業会計へ移行する2企業会計を加えた6会計の予算総額で114億5,707万9,000円となりました。

なお、水道及び下水道の特別会計は、令和5年度から公営企業会計としており、前年度と会計制度が異なりますので、前年度比較ができませんことをご承知お願います。

このうち、一般会計につきましては、91億2,535万5,000円、前年度比4億6,506万円、5.4%の増額であります。

歳入のうち町税につきましては、8億8,060万2,000円、前年度比5,131万4,000円、6.2%の増額であります。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税の総額で33億4,544万1,000円、前年度比2億6,354万4,000円、8.6%の増額であります。

寄附金につきましては、主にふるさと納税寄附金として15億100万2,000円、前年度比1億円、7.1%の増額であります。

繰入金につきましては、10億4,065万8,000円、前年度比8,767万7,000円、9.2%の増額であります。このうち主なものは、財政調整基金からの繰入れ5億3,836万6,000円、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金から1億8,258万9,000円、ふるさと納税・地方創生基金から9,589万2,000円、ふるさと納税・生涯活躍いきがい基金から8,094万1,000円であります。

町債につきましては、5億5,578万1,000円、前年度比1億6,535万6,000円、22.9%の減額であります。このうち普通交付税の代替財源である臨時財政対策債については、令和4年度に引き続き国が臨財債の発行抑制を見込んでいることから、前年度比2,465万6,000円、53.9%減の2,108万1,000円としております。

歳出につきましては、新規事業として、公共施設省エネルギー化促進事業、公共施設マイクログリッド構築事業、かみしほろスマートパス推進事業、かみしほろテレワーク推進事業、生活系生ごみ減量化等推進事業、牧場利用促進支援事業、上土幌37号道営農道整備事業、上土幌型脱炭素住宅建設等助成事業などを計上しております。

継続事業といたしましては、ふるさと納税推進事業や、役場庁舎改修事業、医療・介護・福祉・生涯活躍及び子育て・教育の充実のための各種事業、基幹産業である農業の基盤整備をはじめとする地域産業の活性化対策、交流・移住・定住促進対策などを計上

しております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、7億6,376万9,000円の予算規模で、前年度比1,171万3,000円、1.6%の増額であります。主に各種保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金などの経費を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、1億1,043万7,000円の予算規模で、前年度比102万5,000円、0.9%の減額であります。主に後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上しております。

次に、介護保険特別会計につきましては、6億6,270万7,000円の予算規模で、前年度比1,331万円、2.0%の増額であります。主に介護サービス給付費事業や特定入所者介護サービス費事業、居宅介護サービス計画給付費事業などを計上しております。

次に、水道・下水道会計につきましては、先ほどご説明したとおり、令和5年度より公営企業会計へ移行することに伴い、これまでの「歳入歳出」という予算計上から「収益的収支」と「資本的収支」という予算計上へ変更となっております。

予算計上に係る考え方が異なるため、前年度比較は割愛いたしますが、簡易水道事業会計の予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計で4億2,066万3,000円となっております。収益的支出では、主に簡易水道施設管理費や減価償却費、資本的支出では、主に建設改良費を計上しております。

下水道事業会計につきましては、収益的支出と資本的支出の合計で3億7,414万8,000円の予算規模となっております。収益的支出では、主に下水道施設管理費や減価償却費、資本的支出では、主に建設改良費や企業債元金償還金を計上しております。

以上、令和5年度一般会計と3特別会計及び2企業会計の予算編成内容を申し上げます。

詳細は、別途配付の当初予算資料のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。令和5年度各会計予算の6件は、一括して予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますので、各会計の予算案に対する質疑は大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は予算審査特別委員会において行うようご協力を願います。

それでは、質疑ございますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第21号までの令和5年度各会計予算の6件は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに6件を一括して付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第21号までの令和5年度各会計予算の6件は、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに6件を一括して付託し審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第3項の規定により、委員会において互選することになっておりますが、議会運用例第113条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。予算審査特別委員会の委員長に7番、中村哲郎議員を、副委員長に6番、小椋茂明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会の委員長に7番、中村哲郎議員を、副委員長に6番、小椋茂明議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に7番、中村哲郎議員を、副委員長に6番、小椋茂明議員を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、理事者及び議員の皆様は委員会室にお集まり願います。

なお、再開は、5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時48分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時58分)

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第30、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、住民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図ることを使命としております。

人権擁護委員2名中、高嶋幸雄氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、次の方を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者の住所、河東郡上土幌町字居辺437番地、氏名、荒井登喜子氏、生年月日、昭和38年3月13日。

以上、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、ご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案について適任であることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案について適任であることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は3月22日水曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 3時01分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

3 月 22 日

令和 5 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 3 月 7 日								
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場								
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和 5 年 3 月 2 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分					議 長	杉 山 幸 昭	
	散 会	令和 5 年 3 月 2 2 日 午 後 2 時 0 4 分					議 長	杉 山 幸 昭	
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 1 名 欠 席 0 名 欠 員 一 名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 延 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○			
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○			
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○			
	4	野 村 恵 子	○	1 0	馬 場 敏 美	○			
	5	早 坂 清 光	○	1 1	杉 山 幸 昭	○			
	6	小 椋 茂 明	○						
会 議 録 署 名 議 員	3 番 伊 東 久 子 議 員				4 番 野 村 恵 子 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透			
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋			
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二			
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修			
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗			
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行			
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 会 長	高 木 裕 巳			
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一			
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			消 防 課 長	西 垣 隆 泰			
農 林 課 長	林 峰 之			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実				

令和5年第1回上士幌町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月22日(水曜日)

日程第1 一般質問

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、2番、山本和子議員。

- 議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月8日午前10時46分より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

- 議長（杉山幸昭議長） ここで暫時休憩いたします。

(午前10時00分)

- 議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時02分)

◎一般質問

- 議長（杉山幸昭議長） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、3名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のこととしますので省略いたします。

◇ 山本和子議員

- 議長（杉山幸昭議長） それでは、順次発言を許します。

2番、山本和子議員。

- 2番（山本和子議員） 私は、大きく2点にわたり一般質問を行います。

1点目は、「命・暮らし・生活を守る」ことを予算の基本に。

町行政の仕事は、町民の「命・暮らし・生活を守る」ことです。そのために、町の基金等は優先して活用することが大事です。今、多くの町民は、コロナ禍の中での営業悪化やロシアとウクライナの戦争などの影響で物価高騰など、今までにないくらい生活が大変になっています。とかく財政が厳しいとの声で、各種要求が通りづらい雰囲気があります。町民の生活を支えることを基本とした施策が必要です。

今までの事業を見ますと、大型事業や自動運転バス、デジタル化等には国の補助がありますが、多額の税金が使われています。しかし、必ずしも直接町民の幸せにつながるのか疑問のある事業もあります。

今必要なのは、町民の生活を支えることを基本とした施策です。例えば福祉灯油を2万円以上に、町独自の生活支援金の恒常化、町独自の医療費の減免など、検討すべき課題はたくさんあります。

以前の質疑の中で、地方債の償還は令和8年度をピークに下がり、比較的健全な財政運営であるとの答弁だったと把握しております。今後、役場庁舎の整備が予定されており、不透明な面もありますが、財政状況もしっかり抑えながら、「命・暮らし・生活を守る」ことを予算の基本にするべきと考えますが、お聞きいたします。

2点目に入ります。今後の新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症はまだまだ収束したとは言えない中、岸田内閣は5月の連休明けから5類に引き下げると決めました。これに対して、医療現場や専門家から戸惑いや疑問の声が多く出ています。

5類に移行されると、医療費は段階的に自己負担、ワクチンは当面公費とすると言っていますが、いずれ自己負担になる可能性もあります。また、医療費は今は全て公費負担ですが、自己負担になると、窓口負担が大きくなります。検査や受診の抑制を招く危険があり、私たちの命や健康を脅かすだけでなく、感染防止にも逆行してしまいます。

このような中、国に対し、「新型コロナウイルス感染症の検査・治療・ワクチンの公費負担の継続」を要望しつつ、町としても町民の健康と命を守る立場から、各施策を検討すべきです。

例えば従来どおり「換気、消毒等」を徹底すること、希望する方、必要な方のPCR検査を町内医療機関と連携し実施すること、後遺症などの相談窓口を設置すること、また、医療機関や介護施設などの要望に沿った支援を行うこと。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 「命・暮らし・生活を守る」ことを予算の基本に、山本議員のご質問にお答えいたします。

行政の最大の使命は、住民の「生命」「財産」「生活」を守ること、予算編成におきましては、これらに必要な予算を最優先で計上し、執行に当たりましては、必要に応じて、これらの財源として基金なども活用しているところであります。

議員ご指摘のとおり、近年の情勢は、長引くコロナ禍、ロシアのウクライナ侵攻などを要因とした原材料・資材の不足や原油・物価高騰により生活や経済面において世界的に深刻な状況となっており、食料・エネルギーなどの物価が高止まりしている状況は、生活に大きな不安や影響をもたらしております。

このような中、本町におきましては、大きな影響を受けるとされる低所得者や高齢者、子育て世帯等に対する支援事業のほか、農林業や商工業、観光業をはじめ各施策分野において、町民や事業者等に対する支援事業を実施しており、引き続き町民の「命・暮らし・生活を守る」ために必要な取組につきましては、優先事項として対応してまいります。

一方で、地方創生の推進やアフターコロナも見据えた上で、将来の上士幌町に必要な施策についても積極的に取り組む必要があると認識しております。

特に、SDGs、脱炭素、デジタル化などにつきましては、世界的に直面している課題の解決に向け重要な取組であり、放っておくと、子や孫の世代の生命や財産を脅かす事態を招くことが懸念されます。

二酸化炭素排出量の削減は、地球環境を守る上で喫緊の課題であり、また、人口減少による担い手不足などの課題に対しては、デジタル活用などにより補う必要があり、本町におきましては、率先して課題解決に向けた取組を進めているところであります。

これらの施策は、医療や教育など、都市と地方の格差是正、産業振興、希薄になりつつある住民同士の絆をつなぐなど、地方や過疎地には欠かすことのできないツールと認識しております。

なお、施策の推進に当たりましては、町の一般財源を極力抑えることを念頭に、国の補助制度などを最大限活用していることをご理解願います。

町民の生活を支えることは行政の基本であり、さきにも述べたとおり、優先して取り組むことは言うまでもありません。令和5年度予算においても、福祉灯油は低所得者世帯に1万円分の商品券を支給していますが、去年は物価高騰に対するため、さらに1万円分を追加支給いたしました。去年のような異常に急騰する事態には機動的な対応を取っているところであります。

また、三愛介護サービス事業の中の通院に係る交通費の負担軽減を8割助成まで高め、「重度心身障害者及びひとり親等年金」については、父子家庭も対象とするとともに、年金額も1万円から2万円に増額し、また、年額5万円を支給している「家族介護慰労金」の対象者を拡大するなど、制度の充実を図ることとしております。

小・中学校の修学旅行では、経費の値上がりが想定されることから、助成額を5割から6割に増額することや、特別支援教育就学奨励費を新設するなど、社会情勢の変化や生活者の視点に立って、適時適切な施策を講じていることにご理解願いたいと思います。

本町の財政状況につきましては、議員ご指摘のとおり、令和8年度に地方債の償還及び実質公債費比率のピークを迎える予定ですが、その後は減少する見込みとなっております。

今後の事業執行における起債額の増減によっては変動もあり得ますが、大型事業である役場庁舎改修に必要な財源として基金も確保しており、今後とも健全な財政運営を行い、引き続き町民の「命・暮らし・生活を守る」ことを基本とした行政運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国は、1月27日開催の政府対策本部において、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザと同等の「5類」に引き下げることを決定しております。また、マスクの着用についても、行政が一律に着用を求めるのではなく、個人の判断に委ねることとされております。

また、「5類」引下げ後の検査や治療費につきましては、公費負担が縮小され、自己負担が生じることとなりますが、9月末まで高額な治療薬については公費負担とし、入院費も「高額療養費制度」の適用の上、月最大2万円減額されることが決定されました。

こうした中、全国知事会においては、各自治体の意見を取りまとめ、医療費等の公費負担、入院・外来や宿泊療養等の保健・医療体制、基本的な感染対策など、「5類」への変更に伴う課題と対応について、早期に具体的な方針を示すとともに、万全な対策を講じるよう国に求めています。

本町といたしましては、令和2年2月より実施している無症状の方や医療施設・介護施設職員等のPCR検査費用の助成を、感染拡大防止や町民の安心のために引き続き実施してまいります。

また、不特定多数が集まる場所や医療機関、高齢者施設等の重症化リスクの高い方がいる場面でのマスクの着用や換気、手指消毒などの基本的な感染対策の周知を図っていくとともに、全額公費負担とされているコロナワクチン接種は、令和5年度末まで特例

臨時接種期間が延長されたことから、接種体制を整備し適切に実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の後遺症に対しましては、現時点では確立した治療法がないことから、対症療法が基本となっており、その症状が他の病気によるものか判別する必要もあるため、症状に応じた医療機関を受診してもらうことが必要となります。

このことから、ふれあいプラザに設置しておりますコールセンターによる相談対応をはじめ、診療を希望する方は町内医療機関等に相談し、安心して必要な治療が受けられるよう調整を図ってまいります。

このように、新型コロナウイルス感染症は、再び蔓延の状況に至る可能性があると思定されることから、必要に応じて医療機関や介護施設と連携し、いつでも緊急対応ができるよう万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 初めに、暮らし・命を守ることの財政問題について質問いたします。

前段、答弁書にもあったとおりで思ったと思うんですが、再度確認と、若干、私とちょっと意見が食い違うもので質問したいと思うんですが、この間、平成28年から、国が地方創生を打ち出して、あといろんな戦略ビジョンもありまして、いろんな創生金の事業を打ち出しました。都市から地方に人口を移すことが、その都市を活性化し、それが直接町民の幸せにつながるんだという方針の下で行われてきました。

国も、町も、竹中町長も、一人一人を取り残さないで幸せにするという点は同じなんですが、やり方というのはやっぱりいろんな方法がありますので、その点について質問したいと思うんです。

私もずっと一覧表をつくって、ずっと検証しながらいるんですが、一番最初に地方創生交付金を使ったのは、通称交通ネットワークですね。そこで平成28年に最初に多分使ったと思うんです。その後が地方創生プロジェクト事業で、生涯活躍のまちハレタにもそれが28年から使われました。30年まで創生金をもらいながら施設を建てたりしております。

次は道の駅ですね。道の駅も手がけたのは平成26年ですが、交付金の関係では、平成28年から地方創生交付金を頂きながら、30年に建物も建ちました。最近で言えば、地方創生交付金が国のほうではもう多分七、八年か続いたと思うんですが、なかなか、上士幌町はうまく成功した例として評価されていると思うんですが、全国的には、この地方創生交付金を使って地方活性につながったというのは、ちょっとあまり、反省点が多か

ったということで、今度打ち出したのが、いわゆる最近よくありますデジタル田園都市国家構想交付金ですね。それに代わるものが出ました。これは、21年の補正で組まれて、実際には町が事業を起こしたのは2021年ですから、実際は22年度、今年からですね。この事業が行われました。それによっていろんな、あとデジタル関係の予算もありますね、ゼロカーボンの事業もあります。

ですから、地方創生の交付金が1回、六、七年ですか、続いたけれども、ちょっとうまくいかないと。それは思う方はうまくいっていると思うかもしれませんが、それで国が目先を変えてきたと。デジタル、デジタル、デジタルで、それによって一人一人を幸せにできるんだという形でやってきました。

それで、何を言いたいかといいますと、うちのまちづくりの姿勢としては、そういう交付金なりをうまく活用しながらまちづくりに生かしていくと、その方向でずっと来ていて、これからもそれは続くんだと思うんです。脱炭素先行地域づくり事業交付金もかなり来ますね。来る予定でいます。そのことについて、そのことが直接町民一人一人の幸せにどうつながっていくのかというのはなかなか見えないので、その点について、まず最初に質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 28年からの、27年だったかな、地方創生の第1期、始まりですね。いずれにしても、28年にターミナルがということでもありますけれども、地方創生の政策的な、それを国の重点施策として打ち出したのは、その一番の背景は、人口減少をどう止めるかということでもあります。その推計によっては、もう2100年になる頃には何千万人、1億を切って8,000万だとか、いろんな推計が出されてきておりまして、それをどのレベルで今止めるのかと。どんどん今の状況で人口減少、出生率が低いとなれば、国力も体力もどんどん縮小していったって、日本全体が大変厳しい状況になっていくという将来的な危機感の下でのこの地方創生でありました。

それは、今、デジタル田園都市国家構想に振り替えられているということになっておりますけれども、その精神というのは、僕は今でも最も大事なことだろうと、そんなふうに思っております。

国全体として人口が減るという現状については、これはいかに減り方を少なくするかということに、とにかく今、注力を注いでいるということだろうというふうに思っております。

そういった状況ですから、どこもが人口が増えるということは、それは現実的な話としては難しいと。特に、人口問題というのは、一定の年齢層があつて、急激にそれが変

わるものではありませんから、少なくとも将来の推計というのは、かなり正確なものとして出てきます。そういった中では、今のままでいくと厳しいですから、それを止めるためにどうするか。例えば子育てあるいは子育てしやすい環境、教育環境だとか、住みやすい環境に育てたいし、環境をどうするか。そのために、地方のほうの地域の経済力も必要になってくるというようなことだとか、様々な対策がそこに求められてくるということだろうというふうに思っております。

5年間の成果ということでもありますけれども、全体としてそういうことでもありますから、それぞれのところが増えるということは、なかなか現実的な話ではないということでもありますけれども、そのことによって、少しでも人口減少を食い止めることができるのであれば、それはその目的として非常に意味のあることだと、そんなふうに思っております。

そんな中で、本町としては、それらの対策を積極的に講じさせていただきました。首都圏からの、全国一極集中を、これも是正しなければ、ますます出生率が低くなるというような、そういったデータも出ているということでもありますから、首都圏あるいはそういったところからの人口の地方への移動だとか、こういった対策もその一つの事例としては、移住もそうでありまして、それから、最近であれば様々なテレワークだとか、そういったことで地方で働き、そして産み育てるという施策の一つとして有効である。

ただ、いずれにしても、この取組というのは時間がかかるんですね。3年で出生率が高まって、5年で高まって、そして人口が増えるなんて、これはそもそもその話は無茶な話でありますから、そういったことを着実に時間をかけてその政策をやっていくというのがすごく大事だというふうに思っております。

そういった意味で、今、失敗したから、デジタル田園都市国家構想になったというふうには私は捉えているわけではありません。これは政治の世界でありますから、政治のそのときの最も執行者のその方針というのは、非常にそういった政策や、あるいはネーミングに影響してくるということがあります。

このデジタル都市国家構想も、根っこは地方創生ですよということを言っているんですね。僕らから言わせれば、地方創生の中の取組の一つとしてデジタルがあっていいというふうに思うんですけれども、それがどんと来ているということでもありますから、それはそれとして、僕は、町の考え方としては、地方創生の一環の中にデジタルのこの普及啓発、普及とそれをいかにして暮らしや産業に活かしていくかと、これはこれとして必要なことだなど、そんなふうに思っています。

ハードの面で生涯活躍の関係でいうと、施設では、生涯活躍のハレタのことをおっし

やったんだろうと思いますけれども、あの施設については、民間の寄附、特殊な寄附行為ですね、あれを整備させていただいたということで、あそこについてはソフトの関係ですね、一人一人が生涯にわたって活躍できるような、そういった環境づくりに対する支援をいただいています、今回もまだ引き続きその延長上の交付金を活用していきたいと、そんなふうに考えております。

いずれにしても、デジタル田園都市国家構想も地方創生との枠組みの中で町としては捉えて、必要な施策を講じていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） なかなか国の地方創生、それからその後のデジタル構想に関わった事業そのものは、町としてはいろいろメリットはあったと思うんですが、それが実際に、本当に町民一人一人に行き渡った事業までいくのかというところの答弁が欲しかったんですが、それはなかなか、これからまた町長に答弁してもらおうと結構長くなっちゃうんで、ちょっとそこはまた質問させてもらいたいと思うんですが、私、財政問題はすごく大事だと思うんですが、国から来る交付金を使った事業というのは億単位ですよ。億単位で国から補助金が来たり、事業そのものがもう何とか何とかで50億だし、それから町交付金は20億来るだろうと思って、年間の事業費が1億何万とかね、あと自動運転もそうですが、億単位で来るんですが、その反面、町の財政状況を見ると、結構厳しい、質問でも毎回質問しているんですが、国債の関係ですね、地方債の償還は令和8年からどんどん減っていくと。

それから、基金の関係も、地方債の関係もずっと、あと、先ほど実質公債費負担比率も令和8年をピークに下がっていくと、そこまで上がるのも、この辺を考えた場合に、一つ一つ言ったら切りがないんですが、地方債については、令和3年、4年は、令和3年がピークで下がっているんです。令和4年が102億円と。令和4年度については99億円と、見込みでは。今回は、町の公共施設の役場庁舎の改修が入っても、プラス6億円ですか、足しても100ちょっと上がるのかなと思うんですが、それ自体は償還にはさほど、長く償還しますので、影響は出てこないのではないかなと私は財政的には、私の判断で見えています。

それから、じゃ基金はどうかと見ましたら、基金はずっと増えているんですね。基金は、ふるさと納税金の関係は夢基金に積みますので、財政調整基金は指定寄附も入りますから一概に言えないんですが、公共整備基金がぐっと増えています。公共整備基金につきましては、今年、ついさきの補正予算で入れたので、令和4年は多分22億

円になると。令和4年の今の時点でね、22億円に公共整備基金が増えているんじゃないかと。財政調整基金はとんとんで22億円から26億円と、減りも増えもしない、そういう状況でいるんですが、そうなった場合に、もっともっとこのお金を活用して、一人一人に目配せできるような事業にこのお金を使えることは可能ではないかと、それで質問いたしました。

国のお金を、補助金をもらいながら、起債を借りながら借金ができたせいでこのお金があるのかどうか分かりませんが、その結果、基金も結構あります。償還の関係も令和8年度までいってみなきゃ分かりませんが、多分それ以上先、9年というふうに上がることはないと思います。役場庁舎を建て替えても、これからちょっと分かりませんが、それほど大きな負担にはならないんじゃないかというふうに思います。その辺について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 まず、先ほどの効果という話でありますけれども、地方創生の最も大きな狙いというのは、人口減少をそれをどう克服するかという点であります。

そういったことから言いますと、上士幌町の地方創生の5年間という意味では、実際、人口が増えたということでもあります。自然減がある中で社会増ということでもありますから、よそから来ているということ。

それは、とにかく今の状況の中で、人口が地方において増えるというのは、極めて異例のことです。減ることによって、それは町の中の消費の減退、商店街にとっては極めて厳しい状況、食いづちがなくなるということ。おなか一つにしても、1人が減ると、それだけのいわゆる消費が少なくなるのということでもありますから、様々なそういったことから派生して、消費活動がいろいろな面で少なくなるということでもありますから、これが食い止められているということは、逆に言うと、町民の暮らしにとって極めてプラスになっているというふうな認識を持つべきだろうと、そんなふうに思っております。

よその町はそれぞれご覧いただいて、やれやれ上士幌はもっともっと大変だよというふうにご覧いただけるのか、あるいはそこそこ頑張っ、町民の暮らし、そういったことに還元されているのか、その結果として、様々な一人一人の方々に、町民一人一人に手厚い支援かなされていると、そんなふうにも思っているところでございます。

もう一つは、行政の政策の答えというのは、そう単年度で翌年にすぐに成果として出てくるというのはそうそうない。大事なものは、将来にわたって、その打った施策が、5年後、10年後にどんなふうにしてそれが生かされてくるかということが大事であるとい

うふうに思っておりますから、そのところには、私どもとしては、忍耐も必要だろうというふうに思います。

そこに対する責任というのは、為政者としては最も感じているわけで、今今のことだけで政治を行うというのは、決していい話ではないと。ですから、この後、私どもは様々な判断を町民の方々からいただくということになっていくというふうに思いますけれども、そのときには、やっぱりやってよかったなど、こう思えるようなことを常々考えながらさせていただいていることをご理解いただきたいというふうに思っております。

そしてまた、財政の問題であります。確かに今は99億という起債ですね。このシステム、仕組みについても議員ご承知のとおり、額面は99億、100億になっておりますけれども、これに交付税等々でバックされると、国から還元されるということ、7割方還元されるということですから、実質30億、40億のこの負担だというふうに、この借金、だから、通常の私どもが何かあったときに借りる借金は、利息を加えて返済するというのが当たり前ですけれども、行政の仕組みというのは、その中に地方の厳しい状況に対しては、それなりの財政支援をさせていただいているということでもありますから、30億、40億の負担で賄うことができているということに対して、応分の基金があるということでもありますので、財政運営上は現状では、将来の様々なコストを含めても、心配するような状況にはないというふうに考えております。

ただ、このお金の使い方については、やっぱり一つ一つ、少額であっても、それが意味のあるような使い方をしなければならないというのも、これまた私どもとしての責務でもございます。

そういう関係から、この町の取組に対して、先進的な取組に対して支援していただけるものであれば、積極的に国の支援をしてもらおうということだろうというふうに思っています。

よく箱物で、またそこにお金をかけてどうするんだという話が出ます。ターミナルについてもいろいろありましたけれども、あのターミナルは1億超えていますけれども、実質負担というのは、1,000万に満たないんじゃないだろうかなというふうに思っております、建物ですね。それから、道の駅も施設の建設費に対しては、11億に対して、最新の調べた中でも4,000万くらいだということでもありますから、そのときそのときの国の最大の有利な制度を活用しながら財政負担を少なくするというところでございます。

そういったところからの起債も入っておりますから、見かけ上のところが、さっき言ったように99億、100億になっておりますけれども、実質負担というのは、あまりそんなにかかっていないということでもありますから、基金そのものも、管内でも多分町村レ

ベルではトップではないだろうかなというふうに思いますが、極めて財政運営上は健全であるということと、もう一つは、それらを町民の暮らしや、あるいは様々なところに生かさせていただいているということについてご理解いただきたいと思います。

財調とそれから公共施設の関係であります。これもテクニック、技術上の問題で、そういったところも配分をなされているところでもありますので、その辺については、増えたり減ったりするということはあり得るだろうと思います。

財調があまり増え過ぎると、それなりの指導があるというふうに聞いておりますから、その辺のところも一定のところ、いろんな基金のほうに回しながら、財政運営をさせていただいているというところがございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 多分町を持続的に、今の考えですね、今、国も地方も、町をどうしたら持続的に残すことができるかということに結構目線がいくと思うんですよ。ですから、町長が言ったように、将来的にわたってこの事業がどう生かされるのかと、それは二、三年で分からない、5年かも10年かも分かりませんが、そういう事業が多々多いんではないかと。

例えばターミナルもそうです。あのときに平成28年に建てて、国から地方創生交付金を使った第1号なんですけど、それで、それが今どうなのかというと、ちょっとコロナ禍もあるんですか、なかなか活用されているのかなというのは、将来にわたって10年も、20年もたったら、それは分かりませんが、道の駅も今すぐどうのこうのは見えません。

だけど、私が言いたいのは、例えば福祉灯油1万円もらいました。あと福祉灯油以外の方が1万円、課税の方ももらいました。だけど、本当に灯油代、電気代が高いときに、今の今大変なときに、全く町は町民の方に支援するお金がないのかといえば、私はそうじゃないと思うんですよ。10年、20年たった施策も必要だけれども、その方が80過ぎたら、あと10年後、90の方は分かりませんが、今本当に大変なんだというときに、やっぱりそのときに使うお金は、私はあると思うんです。

その辺を、先ほど言いました、今回、財政調整基金は二十何億あって、それは一概に全部使えるわけではありませんけれども、もっと崩せるだろうと。でも、今回は3億円ほど公共整備基金に積みました。それで、結果的には22億になりました。

そういうふうに将来のために残すだけじゃなくて、今の今、例えば今年、来年、この物価高騰がどこまで続くか分かりませんが、そのときにやっぱり使ってもらいたいという方がいるんじゃないかと。私、福祉灯油も1万じゃ足りない、3万も欲しいという方

ももちろんいました。聞けば聞くほどそういう方が結構います。そういうふうにごことを基本に財政を組むことも、10年先までは分かりませんが、せめて二、三年、5年はそこも重点に置くべきじゃないかと私は思っています。その点について、再度質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ここ二、三年のコロナに始まって、そしてウクライナのロシアからの侵攻の問題だとか、とにかく通常でない世界情勢の中で、様々なリスクが起きているということだろうというふうに思っています。

物価高騰もその一例というふうに押さえるべきだというふうに思いますが、それは、国・道・町を含めてその対策を講じていかなければならないということでありまして、相当国としても様々な機会に対策を講じて、1人当たりの給付金だとか、それから子育て、それから低所得者、それに合わせて、足りないところについては独自の町の施策としてもやらせていただいているということでもありますので、これは1万円より2万円、2万円よりも3万円、3万円も5万円もくれと、これはもう気持ちは分かりますけれども、しかし、一方では本当に困っている人に対しては社会保障、しっかりその辺のところは支えるべきところは支えて、あるべきだというふうに思っておりますから、そういう総合的な視点の中で、様々な対策を講じさせていただいて、町として、今お金があるからではなくて、必要なものに必要な事業をしっかり打ち出していくということだというふうに思っています。

様々なプレミアム商品券なんかもその一例であります。全体として見れば、相当な予算が国費、道費、町費として、1人当たり、町民それぞれに行き渡って、かといって、それで何でも100点かということではないだろうと思っておりますけれども、やれることについてはやっていかせていただいていると、そういうことと、本当に困っている人がいるとすれば、その人方については、いろんな社会保障、独自のことだとか、そんなことで手厚い支援をしていくということが必要になってくるんだろうというふうに思います。

今回の新たな福祉政策もそういった観点で、困っている人、あるいは大変だなというところに手だてを講じさせていただいているということでもありますので、ご理解を賜りたいと、そのように思います。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 社会保障とかのいろんな生活に困っている方をどうするかというのは、それは1万が2万、3万が4万と、そういう問題じゃなくて、やっぱり生活するのに物すごく大変なんです。最近よく公営住宅見ているんですが、前は福祉灯油で

もらいながら、結構まきが積んである。今、まきを積んでいるところはほとんどないんです。まきをたいちゃつてもうないんです。

それからあと、先ほど国の社会保障の関係を利用すればいいと言いますけれども、国民年金をもらった中でいろいろ引かれていると、残るお金はこれしかない。それでもちょっと助言してあげて、いろんな制度を利用しませんかと言っても我慢しちゃうんですね。それは何でなのか分かりませんが、日本の風土なのか分かりませんが、我慢をせざるを得ないような、追い込まれていることもあるのかなど。

だから、今回1万円もらったというのは物すごうれしかったと、要するに非課税世帯の方はいろいろ、それも満足じゃないと思うんで、非課税世帯の方はいろいろ制度の恩恵を受けるんですが、課税世帯は何もないんだと、ずっとここ2年ぐらいですか、コロナになってから。その方が1万円出たというのは、物すごうれしいけれども、使っちゃえばすぐなくなっちゃうようなこともあるんですが、そういうことなので、そこに対する、金額の問題じゃなくてハートの問題ですね。

それから、先ほど1万円がどうのこうの、あれだけでもたしか800万円ほどだったと思うんですが、福祉灯油は500万円ぐらいですね。その金額はそれほど、全体の予算から見ると高いお金ではないですよ。福祉灯油だって、期限が切ればもう、町独自の制度ですのでもなくなりますよね、いずれあと2年ぐらいで。今回の1万円は今回きりなので、多分、今回きりというのは変ですが、また続けてほしいんですが、多分なくなると。けれども、いろんな国からの事業は億単位で来れば、5年だ、10年だというふうに物すごく町の負担も1,000万、2,000万使うわけですよ。その辺のギャップが、ちょっと町民の方には理解できていないんじゃないか、私もなかなか理解できないんですが、そういうところにもっと予算を組んでつけてほしいと。

幾らつけても、切りがないといたら切りがないかもしれませんけれども、そういうまちづくりの予算をそういうふうに組んでもらえないかということで質問いたしました。

町長とまた次期もぜひ議論したいと思っているんですが、また答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 その痛み、そういった声を僕らとしても広く耳を高くして、アンテナを高くしながら聞きながら、物価の状況はどうなっているのか、そしてまた、一人一人の暮らしはどうなっているのか、こういった、今、議員は議員の立場で町民の方の声だと、そんなふうに思っておりますけれども、そういったことを受け止めながら政策をつくっていくと。これは今までもそうでありましてけれども、そういったことについては、今後とも一人も取り残さないというこの精神の下で、具体的な様々な政策はつくっていき

いなと、そんなふうに思っています。

それは議員にとって満足していただけるものかどうか分かりませんが、町としては、町民の一人一人の幸せといいますか、穏やかに暮らしていけるような環境というのは大事な役割だと、そんなふうに思っているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 全てのいろんなことを否定しているわけじゃないんですが、担当課、特に保健福祉課とか教育委員会はいろいろ予算をつけてくれているんだなということを実際に感謝するというか、地道なこつこつした努力で、修学旅行費の負担の問題だとか、あと通院タクシーの問題もつけてくれているんだなというのはすごく分かるんですよ。

そういう、私から見れば、例えば企画財政中心に町が動くんだろうと思うんですが、やっぱり教育委員会や保健福祉課とか全てですね。その予算的にはそんなに大きい予算ではないんです。そのところを予算を出されても、やっぱりきちんとつけてほしいんですよと、どうしても私には。そんなに大きい金額ではないと思うんですが、そのところをやっぱりつけてもらいたいなと私は思って質問させていただきました。

この件について答弁があれば、簡単にお願いいいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今、議員がおっしゃったとおり、必要なところにはつけさせていただいているというふうに思っております。その辺は、それは何のためにという目的だとか、それは担当者のほうともしっかり議論を交わした上で、政策としてすべきことはさせていただいているということ、これはこれからも変わるものではないというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 次に、コロナ感染症に関する質問をさせていただきます。

コロナは収まりつつあるとはいっても、昨日も450人以上の北海道、ありましたし、まだまだ感染、収まっているわけではないと思うんですが、その辺について、まだ町としてできることがあれば、ぜひ行ってほしいなと思っています。

一般質問を出した頃には、まだ正確なデータとかはなかったんで、その後いろんな新聞の中で、10日に政府が5月8日ですか、連休明けからコロナは5類に下げることが発表されました。

政府の中でも多分いろんな声があって、決断したのかなと私は思っているんで、その中で、政府の中のコロナ対策の発表の中では、変異株の特殊性があります、また変わり

ますね。によっては、直ちに新型インフルということは、例の2類ですね、過去の。そういうふうに位置づけることもあり得るといふふうに、10日の政府の発表にはそういうことも書かれているそうです。

しかし、そう簡単に5類に下げたものを2類にまた戻すことはできないというようなことも書かれていました。そんなふうに、あと新型コロナはインフルエンザと大きく違うのは、やっぱり一般的に言われていることですが、治療薬がないと。感染も物すごくどんどん広がっていくと。そういう点については、なかなかすぐに5類に下げて、医療費等について公費負担でいいとか、そうはならないと私は思っています。

その辺について、それは竹中町長に直接聞くわけではないんですが、町として何ができるかということについて何点か質問したいと思うんですが、PCR検査は従来どおり、令和2年から町独自で、無症状の方は、今、はげあんさんですね、医療機関で受けることができ、公費負担で受け入れますので、今は多分2,000円が自費か、2,500円かな、ちょっとその辺が、1割負担で受けられると。回数も制限なく受けられると。

そのことは従来どおりやっていることで確認したいのと、それから、これからの課題として、熱がちょっとあるとか、せきが出るとか、私もよくせきが出るから抗原検査をしょっちゅう受けているんですが、そのときの対応としては、抗原検査を受けて、65歳未満の方が抗原検査を受けて、もし陽性だったら医療機関に自分からアプリか何かで通報するとか、そういうふうな制度になったんですが、それはその後もそうなるのかどうか。

きちんとやっぱりPCR検査を受けないと、受けるのが一番正確なんで、その点については、つい最近の情報どおりなるのか、その辺について分かるかどうか把握したいと思うんですが、もし従来どおりであるというのであれば、やっぱりきちんとPCR検査を町の医療機関で受けられる体制を、症状がある方ね、受けられる体制を取れないものかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 コロナについては、かなり収束して、十勝もゼロを経験をしたという状態も出ておりますから、このまま推移してくれるといいなというふうに期待をしたいというふうに思っております。

今お話のあったように、コロナについては落ち着いてはいるものの、その正体というのは全てまだ明らかになっていないというのがお医者さんなり、科学者の見解なんだろうと、そんなふうに思いますから、そういった意味では、どういう状況が起きても不安のないような体制を引き続き取っていくというふうに考えております。

コロナが最初に出てきて、とにかくPCR検査を受けるということ、そのことだけでもびりびりして、隣のうちに出てきたらどうするのかだとか、大変な状況が当時あったわけでありましてけれども、そういった状況から見たら、かなりそれでもコロナの影響といますか、社会に与える影響もそれぞれ確認をして、ようやくマスクも個人の判断に委ねるところまで来たというのは、これはよかったなと、そんなふうに思っております。

ただ、言ったように、変異株だとかそういったことが起きることと、それから、決定的なまだ治療薬もないということ。さらには、後遺症の話もそこそこ聞くということでもありますから、そういったことを含めても、まだまだ分からないところがあるんだろうなというふうに思います。

5類に下げるということでありますから、それは普通のインフルエンザのような対応になると思いますけれども、だからといって、それが後戻りできないという話でもないということだと思いますので、とにかくいろんな場面があっても、それに想定できる、これは今までやってきたことを、また同じようにやれるというような体制あるいは意識、そういったものをしっかり持って、行政としてはこれからも臨んでいきたいなと、そんなふうに思っておりますから、何かあったときには、どの時点でどんな対策を講じるのかというようなことは、適切に対応していきたいというような方針で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） やっぱり一番は、マスクも何かいろんな報道があって、効き目ある、ないとか言われて、いろんな報道があるんですが、やっぱりPCR検査を受けて、陽性だった方をどういうふうにするかというのは、従来どおり変わらないと思うんですよ。

今、一回方針が変わって、ちょっと熱があっても、陽性でも仕事に行けるみたいなことを言っていますけれども、やっぱりそうすると、無症状の方がどんどんいる中でかかると。かかったときには、そんなに、十勝でも数人とか、上士幌も1人、2人といったって、かかる可能性は全然確率の問題じゃない、自分がかかるかもしれない。そのときに自分がどうなるかというのは、もしかして死に至ることもあるかもしれない、誰がなってもおかしくない状況なので、そういうことを1人でも避けるために、やっぱりきちんとPCR検査を受けられる体制を今後町独自でできるのであれば、本当にいろいろ聞いても、町独自で無症状の方のPCR検査を受けて補助するというのは、十勝管内でも多分上士幌だけなのかなという、それぐらい貴重な制度だと思いますので。

これから、もしできるのであれば、5月連休明けたら、連休明けはかなり厳しいというか、移動したときに、それは分かりませんが、コロナになって無症状になって動いていて、どれくらい増えるのかなというすごい危険なときもあるんですが、それも見ながら、町が独自でできること、PCR検査は医療機関にありますので、勝手に町がやるといっても、医療機関が駄目だと言ったら駄目だし、医療機関がやりたいといっても、補助がなければできませんので、その辺きちんと議論を進めながら適応してほしいなと思っています。

それとあと、ワクチンの関係については、要するに令和5年度は受けることができると。ただ、それ以後は分からないと。それから、入院についても、新聞報道、答弁にもありましたが、9月まではいろいろ減免があると。でも、10月以降は分からないと。そうすると、もしかかった場合に、結構ひどい、治療薬だったら5万から25万かかるらしいんですが、そのことを含めて、町がそれに助成するというのはなかなか厳しい状況なものですから、きちんとそのことも把握しながら、国に要望したりとか、町が独自でできることをぜひしてほしいなと思います。その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 繰り返しますけれども、今このまま、とにかく収束の方向に向かっていてもらいたいと、これが一番であります。

その上で、今少ない状況だから、何もかにも解除するというのではなくて、どんなことがあっても、その症状に応じて対応できる、対処できるという安心をどのように町がつくって、それを町民にメッセージを発信するかというところが大切だということを考えておりますから、何かの不安を一人で抱え込むことのないように、そういった相談窓口なり、あるいは支援体制だとか、こういったことは常々準備をしておきたいということでございます。

あとは、当面ワクチンの関係もありますし、それから5類に下がると入院費もかかるだとかいろいろあって、それがどれだけの負担がかかるのかだとか、まだまだ詳細が見えていないところ、それから、どういう状況になっているかということが分からないという状況もありますから、それらについては、私ども基礎自治体のほうからも、それから、国としても機動的に対応してもらえるような、そういった姿勢で臨んでいくべきだろうと、そんなふうに思っておりますので、必要に応じて、そういう機会があれば、そんな話も上部のほうに上げていくということは必要なんだと、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） なかなか町独自でどうのこうのというのは、今すぐに、今の時

点ではなかなか難しいと思うんですが、来年度、令和5年ですね、5月以降の様子を見ながらいろんなことが、国もその後について対応を考えるんだろうと思うんで、その点について、やりながらといいますか、今すぐじゃなくても、ぜひ検討してほしいなと思っています。

先ほどの相談窓口の件に入りたいと思うんですが、なかなか困っている方の状況というのも、私も知り合いの方の状況は分かるんですが、その方は元気な方なんですけど、帯広の方なんですけれども、本当にコロナになってから仕事ができないし、ずっと自宅にいるような状況が続いていると。そういう方が結構いるんだろうと思うんですが、それについての治療薬そのものは、一般的にないと言われてはいますけれども、その窓口がやっぱり町の保健福祉課だと思うんですが、そこから例えば診療所、それからそれぞれの医療機関に多分つながるんだと思う。その辺をきちんと、結果的にそういうふうになっちゃうと、なかなか籠もっちゃって、多分相談に行くこともなかなかできない状況になると思うんですが、心のケアを含めて、そういうことを開いているということぜひ周知してほしいなと思っています。

それから、先ほどのコロナの問題についても、やっぱりもう一回、幾ら5類になってどうのこうの、国はこう言っている、ああ言っているといっても、町民の方が直接その情報を得ているわけではありませんので、町は国の情報も得ながら、町はこういう体制を取っていますよと、そういうことはやっぱり町民にきちんとお知らせすべきだと思います。

今、なかなか、若い方は分かりませんが、結構高齢者の方もなかなか新聞読んだりしない。情報がなかなか入らない方もいますので、その辺について、きちんと町民に分かるように、どう変わるのかと、それから町はこういうことをしていますよと、そういうことをきちんと分かるように、さっきのPCR検査もそうなんですけど、私、やっているだろうなと思ってはいたんですが、要綱が変わるから変わるんですけど、見たのははるか2年ぐらいか1年ぐら以前で、今あるのかというのは、続いているというのが分かったんで、そのことも含めて、分かるような情報を町民の方にお知らせしてほしいなと思っています。多分これで最後だと思うんですが、答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 情報の収集の仕方、あるいは提供の仕方というのは、これは非常に大切になって、様々な形での、インフォカナルもその一つで、新しい仕掛けとしてやっていますけれども、広報だとかですね、ありますけれども、本町の保健福祉、保健師さん含めて、非常に町民に寄り添って健診の普及啓発だとか、あるいは予防接種の普及だとか、

そういったことが非常に丁寧にされていると、手前みその話ですけれども、そのように日常的に思っております。

それが基本にあって、それと色々なデジタルなんかも重なって行って、より丁寧な、きめ細かい情報提供ということになっていくんだろうと思いますけれども、そういう非常にふだんからの対面の、言ってみればアナログ的な、そういうようなことでの接点をたくさん持っているというふうに思っておりますから、そういったところから、何かあったときには保健福祉、保健師さん、プラザへ行けば分かるなというようなことを、町民の一人一人に理解していただいて、いろんなこと、それぞれ困り事についても相談していただけるような雰囲気と、それから環境と体制をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

声の届かない人というのもいるわけでありましてけれども、そこは本当にいわゆる保健福祉の非常に大事なパートナーというふうに担当者のほうも認識しているはずだと、そんなふうに思っておりますので、その辺についてもひとつご理解いただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、2番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時58分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

◇ 江波戸 明 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 脱炭素やSDGsを柱としたまちづくりの時代に向け、高齢者が様々な仕事や生活で工夫してきた経験などの声を生かし、まちづくりに反映することについて。

さきの全道調査において、現在住んでいる地域に住み続けることへの不安を感じる人の多くは、医療や雇用など生活を支える基盤が弱い町村部を中心に、地域の先行きに不安が強まっている現状が浮かぶとありました。

我が町の高齢化率は、全国、北海道平均を上回り、高齢化が確実に進み、最近では町民総人口の減少傾向も見え始めています。新たに働く職場の進出においても、期待された

職場の撤退や低迷が見受けられ、一方、様々な職場における担い手の不足も課題となっています。

一方、将来に向けたデジタル機能等を取り込んだ地域づくりに対応しようとしている企業の進出や動きもあり、今後の新たな地域づくりの取組として期待するところです。

そのような中、町は新たな戦略的行政部門として、「デジタル推進課」及び「ゼロカーボン推進課」を配置し、将来に向けたまちづくりに対する取組の目標として、「スマートタウン」、「ゼロカーボン」、「SDGs」の実現に向け、各事業を取り組み始めました。

このような中、高齢者等が取組に注目し、元気に活動へ参加できる役割や場づくりへ興味を持たせる仕組みづくりが必要な時期と感じています。

魅力あるまちとは、デジタル化やスマートタウン化ばかりでなく、高齢者が生き生きと自ら行動する姿があり、町外から見ても、このような活力と姿を感じることができるなど、高齢化社会を迎えているまちづくりのあるべき根本的な姿ではないかと考えています。

以下について質問をいたします。

1点目、高齢者がいつでも集うことができる場所づくりについて。

各種行政施設の内、交通ターミナル、ふれあいプラザ、わか、スポーツセンター、チャレンジショップなどにおける町民の利用状況や利用効果及びその課題について、町の認識を伺います。

次に、私なりに認識しているところでは、多くの施設利用が低迷していると感じていますが、本町には高齢者等が専用集う公共の場所がないことから、これらの施設を含み、高齢者が専ら専用に使え場所づくりについて伺います。

2点目、施設利用の向上と推進仕掛け人、高齢者等元気づくり専任担当者の配置について。

町の各施設において、触れ合いなどを通じた研修や健康、体力づくりなどに参加している高齢者層はかなり限られている状況と認識しています。特に、冬季間において高齢者は出不精ぎみになり、心身の健康の低下を招く引きこもり傾向にあると思います。

高齢者の外出効果をもたらすため、町役場、上士幌町社会福祉協議会、生涯活躍のまちかみしほろ、その他各団体がありますが、それらの連携を補填し、新たな高齢者に向けた外出などの取組を調査し、開発し、推進する部署と人材配置が必要ではないかと思えます。この取組について伺います。

3点目、高齢者が生き生きと取り組む課題のその方向性について。

高齢者は一般的に65歳以上の方を指していますが、各年代層それぞれの時代を過ごして様々な経験をしています。高齢者それぞれの異なる経験を今後の時代に新たな形で生かすヒントがあるはずです。この時代を過ごした方々の経験と実際の暮らしの中からヒントを語ることも高齢者の役割であり、高齢者における生きがいにつながります。

その意味では、SDGs、脱炭素を柱としたまちづくりとして、歴史の語り部、ゼロウェイスト、ボランティア、野草と食育などに向けた目線と経験の活用が、持続的な目標を持つまちづくりに欠かせないものではないかと考えます。

これらの状況を取り込む道筋をつけることにより、高齢者の知恵をはじめとした様々な協力と工夫がいただけるものと思います。あわせて、これからのまちづくりに係る各種会議等や組織づくりに高齢者の生き方の経験と課題などを語る出番を組み込むことにより、まちづくりに参加する距離が近づき、話題が膨らむものと思います。

これらの取組に対する考え方と、今後における町の高齢者対策に係る展開について伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 脱炭素やSDGsを柱としたまちづくりの時代に向け、高齢者が様々な仕事や生活で工夫してきた経験などの声を生かし、まちづくりに反映することについて、江波戸議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者がいつでも集うことができるまちづくりについてであります。

これまでを振り返ると、高齢者の居場所については、旧生涯学習センターの老人室や旧生きがいセンターがその役割を担っておりましたが、生涯学習センターわか建設の際にコンセプトとしたのは、多世代が利用しやすく、自然な形で世代間交流が生まれる拠点であり、旧生きがいセンターの陶芸室や談話室の機能を統合し、靴を脱いでくつろげる場としてサロンと会議室を兼ねた部屋を設けた経過があります。

議員ご質問の施設ごとの利用状況や利用効果及び課題につきましては、交通ターミナルは年間2万4,000人の利用があり、このうち高齢者がおおむね半数を占めております。コミュニティバスや路線バス等の待合時間に懇談している様子が散見され、屋外の停留所で寒さに身を縮めてバス待ちをしていたことを思うと、利用者からは喜んでいただいているものと考えております。

交通ターミナルは、町内交通の結節点であり、ここからふれあいプラザやスポーツセンター、生涯学習センターなどの公共施設、あるいは医療機関などへの移動の拠点であることや、高齢ドライバーの免許証返納が増えることを想定しており、高齢者にとって必要性が高まるものと認識しております。

ふれあいプラザは温泉浴場や介護予防事業等での利用はもちろんのこと、研修室や栄養指導室では各種団体の活動が行われ、浴場以外の施設利用申請者ベースで年間1万2,000人となっており、浴場については、コロナ禍でも低料金や温泉とサウナが高評価をいただき、最近では町外者の利用も増えております。このように、ふれあいプラザは健康増進の拠点として、多世代が交流しながら利用する施設となっていると認識しております。

生涯学習センターわかかは、陶芸や手芸をはじめとした文化活動、ミニバレーといったスポーツ活動など、高齢者が主体となる教室やサークル活動が日々行われており、年間26万7,000人の利用があり、利用者同士での交流も図られております。また、学童保育所や発達支援センターに通う児童も日常的な接点を持っており、多世代交流やコミュニケーションの場となっております。

スポーツセンター等の体育施設は、高齢者が関わる団体が多数活動しており、参加者同士が汗を流しながら、健康維持やコミュニケーションを図っております。コロナ禍により利用者は減少傾向にありますが、スポーツセンターは年間1万6,000人の利用があり、生涯スポーツの拠点となっております。

官民協働まちづくり会社が運営する「ハレタ」では、スマホ教室や野菜市が行われ、キャリアを生かした人材センターなど、様々な形で交流が生まれており、まさに生涯活躍の拠点として認知されてきております。また、「ハレタ」で行うコミュニティ企画やチャレンジ企画の催しには、来場者に高齢者も多く、世代間でのほっこりした語らいが見受けられております。

議員のご質問では、「高齢者専用の施設を」ということではありますが、生涯学習センターわかかは、計画段階から高齢者とも十分意見交換をした上で設計、建築の運びとなったものと認識しておりますので、施設利用等に不具合があるとなれば、皆さんから意見を伺い、対応を考えさせていただきます。

なお、町の公共施設は各施設がそれぞれの目的と機能を有しており、所期の目的は達成していると認識しておりますが、さらに利用の裾野を広げることにつきましても、引き続き検討してまいります。

2点目の施設利用の向上と推進仕掛け人、「高齢者等元気づくり専任担当者」の配置についてであります。

公共施設を拠点に様々な活動が実施されておりますが、ここ数年、コロナ禍の影響、そして70歳を過ぎても働いている方が多く、また、興味関心がこれまで以上に多様化して、少人数かつ分散化の傾向にあるように感じております。このため、時代に合った活

動メニューや個人でも気軽に立ち寄れる場づくりが求められていると認識しております。

「高齢者等元気づくり専任担当者」の設置に関しましては、高齢者と関わりを持つ部署の担当者が、それぞれの活動を通じて高齢者の元気づくりに努めており、それらを「地域支え合い推進会議」等の会議体で連携を図りながら事業を推進しております。

具体的には、地域包括支援センターをはじめ、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会やシルバー学級を担当する生涯学習課、生涯活躍のまちかみしほろ人材センターなどが、自分の得意なことや経験が活かされる場を提供しております。

そのような中、社会福祉協議会及びまちづくり会社に業務委託している生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動がこれに近い内容であると考えております。

社会福祉協議会が進めている小地域ネットワーク活動やサロン活動の支援では、地区集会所やコミセンで高齢者を中心にした集いの場を広げようとしております。また、まちづくり会社では、生活支援コーディネーターの発案により実施した「ママのHOTステーション」において、子育て世代を高齢者が支援する「ベビチア」の取組を行っており、高齢者のニーズ調査や活動拠点づくり、そして、それらの活動が横につながるよう連携づくりに努めております。

いずれにいたしましても、高齢者の居場所づくりは「場所」だけではなく、核となる人がいることが重要であり、新たな住民主体の活動の推進役である生活支援コーディネーターが、日頃の活動や「地域支え合い推進会議」等を通じて、今後も集いの場の核となり得る人材の発掘や公共施設等の有効活用について一体的に進めてまいります。

3点目の高齢者が生き生きと取り組む課題とその方向性についてであります。

高齢者の皆様は、これまでの人生で培ってきた様々な経験や知恵をお持ちになっていると認識しております。特に、物を大切、大事にするなどの「もったいない精神」が身についており、まさにSDGsの視点に立ったとき、ゴール12である「つくる責任 つかう責任」に直結するものであります。

このように高齢者の経験や知恵を生かすことは大変重要なことであり、そのことで高齢者が活躍できるとともに、生きがいを感じられ、本町が進める「生涯活躍のまちづくり」に資するものと考えております。

具体例としては、「生涯活躍のまち」の取組において、高齢の人材センター会員の方が、これまでの経験を生かして町民の困り事を解決する中で、経験豊かでこの町で長く暮らしてきた高齢者と若い世代との交流や支援につながっております。

また、生涯学習の視点では、ゲストティーチャーとして小学校の社会科や総合的な学習の時間において、高齢者の方々が持つ経験や技術を語り伝えたり、シルバー学級では、

昭和の写真を前に学級生が当時を振り返り、ご自身の歩みと町の成長について語り合うなどの場づくりを進めております。

今後の展開といたしましては、令和3年に選定されたSDGs未来都市計画が令和5年をもって期間満了となりますことから、次年度において次期計画の策定を予定しております。このため、町民参加型で広く意見を取り入れることとしており、ワーキングチームの設置も予定しておりますが、そのメンバーに高齢者の方にも参加していただくことを想定しております。

今後とも、高齢者が様々な場面において、生き生きと活躍できるよう十分配慮しながら、町の施策を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） この町の最近の高齢者の環境の一つにちょっと気になっているのが、医療、雇用などの生活を支える基盤が弱い町から、人は仕方なく去っていくという一つの報告に基づいた動きが見え始まっているのかなと思います。

例えば近年の本町の人口基本台帳で、いつか、うちの町5,000人を超えたという時代、つい最近の課題であります。今、手元で感じられるのは4,860ぐらいで、この数年間でかなり、僕的に見たら人口減になってきているのかなという傾向が現れているのかなと思っています。

一方、特別技能実習生等、海外の方々もかなり本町に今おりますから、実際のもともとの町民とかを含めて、そういう傾向にあるんじゃないかなと認識しながら、少し質問したいと思います。

今の高齢化における子供たちが地元にはいないという環境です。これはまさしく働く場所がないという部分等を含めて、職場が少ないということが、やっぱり皆さん方も含めて、うちも子供3人いますけれども、1人だけ本町に残りましたけれども、やはり多くの子供たちが本町から離れてしまうという部分が一つのうちの町の環境としてありますし、5,000人のまちというやっぱり一つのものを考えた場合は、どうしてもそういう働く環境が少ないのかな、そういうふうに思っています。

最近、高齢者の方々が結構いろんな事情、例えば体が不都合になってきたとか、そんなこともあったり、買物にちょっと行けないとか、そんなこともあったり、病院の関係とか結構、例えば十勝でいえば十勝1市3町にかなり子供と一緒に暮らしたいということで移動する傾向が見られます。

そんなことを含めて、今まで住み続けてきた多くの高齢者の方々も、やむなく本町を離れていかざるを得ないというこの部分を含めて、ここら辺を少しでも引き止めるとい

うことではありませんけれども、何らかの住みよい町という、一つの高齢者が生き生きしたまちづくりの一つとして、何とかいい方法はないかなという部分も僕はあると思います。

ただ、中には、都会へ行っても、やっぱり本町、この間も話を聞いていたら、やっぱり上士幌の人たち懐かしいからちょっと来ましたよという方もいたり、やっぱりそういうもともと住んでいたところの懐かしさとか、こういう部分を含めて、何か工夫があるだろうなというふうに思っています。

そして、もう一つは、私もそういう年になりました。団塊の世代で75歳の後期高齢者に入りました。間もなく町長もそういう、仕方ないかと思えますけれども、団塊の世代を超えて後期高齢になると、こういう部分で変化する僕は高齢化時代を、またもう一方では、地方といえども迎えているのかなと思えますけれども、変化する団塊の世代を含めて来ている高齢化社会についての部分について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 少子高齢化は上士幌に限らず、日本全体の今日的な、宿命的な課題であるというふうに考えております。

人口構造のピラミッドにすると、大体は逆三角形でお年寄りのほうが増えて、若い世代が少ないと。これはやっぱり将来にわたる人口の減少を裏づけるバックデータとしてよく使われるのでありますけれども、そんな中から見れば、今、上士幌町の人口動態というのは意外と、いわゆる釣鐘型、ずんどう型というような、そういう構図になっているんですね。高齢化率は北海道は国から見て高いですけども、しかし、そのところがそもそも今止まっているということは、これはある意味では極めて珍しい現象だと、若い世代が総体的に多いという、そういう背景を読み取ることができると、そんなふうに思っております。

それは、今、議員がお話しされましたけれども、高齢者が亡くなったり、あるいはよそに転出しているというようなことも、そういうことにもつながってくるのか分かりませんが、それはうちだけの例ではなくて、多分地方における中核都市への移動というのは、これはもうほぼ同じような傾向というのはほとんどのところにあるということです。

全体的な人の流れを見ると、上士幌町には、いわゆる都市部だとか首都圏だとか、そういったほうから人の流れがあるんですね。しかし、足元のところでいうと、上士幌から、今お話があったように、帯広、それに近郊のところにも人が流れていっているというようなことであります。よく言うダムですね。札幌の一極集中を止めるのは帯広がダム

の役割、十勝でいうと、その役割を果たすということでありましてけれども、そういう流れにあるのは、これまた事実だというふうに思います。

そこには、今お話しされたように、医療、総合病院がここにはありません。それから、残念ながら40キロという距離もあります。一般的には病院の選択肢だとか、それから介護施設の選択肢だとか、そういったところからいうと、限られてちょっと大変だなと、こんなふうに思われているだろうというふうに思いますけれども、そのところは避け難い現実として認めざるを得ないと。総合病院をここで今さら設置するというのは、これはいろんなことを考えても無理だと。であれば、どうそれを、その不安を解消するかというのは、私どもに与えられた大きな仕事だろうというふうに思います。

そういった意味での、例えば救急医療体制の充実、これなんかも、何かあったときには、帯広にいて救急病院に行くのと、ここにいて救急病院に行くのと、そう時間差がないというような状況をどうつくるかということが、こういったことも一つの安心材料だというふうに思いますし、先ほども質問ありましたけれども、ここから病院に行くのに通院費がかかる、時間がかかるといったときに、タクシーでも行けるように、そのための8割補助というようなことで病院もかかれるような環境をつくるというような、ここにいても、本当に不便を感じないような、足りないところをどうやっていくかというのが、今、私どもとしてかなり重要視しながら対策を講じているところであります。

こういったことについては、さらに精度を高めることによって、住民の方々に理解してもらいたい。それぞれがどこに住むかというのは、最終的には本人のことです。

それから、若い人がいないということですね、仕事がないと。これもずっと前から言われている話です。これも同じように、この農山村、漁村において、産業の形態というのは第一次産業が中心になると。そこに雇用の場がないということではないと思います。それに合わないということだろうと思うんですね。

ですから、後継者は今立派な後継者として農業を経営をされておりますから、それなりの仕事と、それから生きがいを持って仕事をされているというふうに思います。ただ、いわゆるホワイトカラーと言われる仕事だとか、あるいは最先端のそういったことだとか、こういったことはないというのも、これは現実であります。

しかし、人の流れは違った形で、今テレワークだとか、サテライトオフィスだとか、いろんなことがありますし、それからもう一つには、子供たちがここで育ったからここで全部がいなければ駄目だということではなくて、ここで育って、そして大きく羽ばたいてほしいと、それぞれが日本の中で、世界の中で羽ばたいてほしい。そして、そういったところからまた上士幌を応援してくれれば、これは十分、町の一員とし

て、私どもとしては評価をし、そして歓迎をして、いつでも受け入れたり、あるいは交流を深めることが大切になってくるのかなど、こんなふうに思っておりますから、そういったことですね。

それから、人口が減ってきていると、これも確かに減ってきております。できるだけそれは止めるようにどうするかということがありますが、先ほど言ったように、首都圏のほうから来て、残念ながら近隣のところに出ているというのが多いという現実がございます。

そういったことの中で、若者もここにという思いは持ちながら、いつでも帰ってきてもいいような、そういうまちづくりをどうするか、これは皆さん方とも知恵を出しながらやっていく必要があるというふうに思います。あと、お年寄りにはできるだけ生涯にわたって長生き、元気にする、そういう環境も政策的にどうするかということも必要になってくると。

長々なりましたけれども、また次の質問にお答えさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 質問の趣旨であります施設の関係で、私はやっぱり人のつながりといいますか、コミュニティーというのも少しずつ欠けてきて、まちづくりもコンパクトではないんですけれども、多くの今まで賃貸住宅があつてとか、これも何年かできかなり町の構成、偉い先生に言わせると、町の整体という部分が変わってきているのかなというふうに認識しながら、一方ではちょっと心配もあります。

そういう意味で、何となく隣近所、例えば行政区、町内会の付き合いが少しずつ希薄になってきたりとかあります。そういう意味で、ふらっと集まれる場所、先ほどもちょっと答弁の中にありましたけれども、その必要性という部分についてどういうふうに考えるか。これはやっぱり多くの町民の声を聞きながら考えていくと、きっといいアイデアが生まれるんだと思いますけれども、今、町の施設については、そんなに利用されていない。すごく答弁ではかなりの部分で利用されているという部分ありますけれども、もう一工夫なり、その施設の利用を考えると、そういうこともやっぱりこれからあるのかなというふうに認識しています。

例えばわかかでは、1日数を計算すると、年度、休まなくても731人という数字が、本当に利用しているのか、このうち町民がどれだけ利用しているとか、ただ計数的な部分で物を見なくて、やはりもっと具体的な施設の在り方を見ていく必要もあつたんじゃないかと思います。そんな意味で、僕は少しずつ減少していったり、足りない部分があるなというふうに認識しながらちょっと対応しています。

最近できた交通ターミナルについても、ほとんどいないのが現状で、日平均で365日計算しても、65人いるという計算になりますけれども、これ本当に語らいがあったりとか、僕は、たまたま通ることはありますけれども、そういう場面というのはなかなかないんじゃないかなとか。ですから、もう少し触れ合いができる部分とか、先般、庁舎の建設の段階で、北大の先生が、本町のまちづくりの整体を含めてそのお話をされまして、認定こども園なり、消防署のところにそういう触れ合いの場があるという部分はありますけれども、近年、特に認定こども園はコロナのせいもあるかもしれんけれども、その以前からほとんど使われていない。やっぱり使い方の中に少しずつ、私たちも場所も欲しいけれども、その使い方とか、対応の仕方とか、どうやって触れ合うとか、非常に人が集まる難しさとか、人を逆に集める難しさというのはかなりあると思うんですよ。

僕はこれからこういう部分を含めて、ある程度専門的な人と対応していくという、そんなこともこれから必要になるかと思えますし、本当にこれからは真剣に考えていかないと、全く個々知らない人同士の町になってしまっても、これまた非常に先、寂しい感じもするという部分がありますから、何らかの形で町の中にふらっと集まれる、ふらっと語れる、特に高齢者がそういう場所を求めるような、また求めているんじゃないかと思えますけれども、そういう在り方について、町長としてどういうふうに考えているか、この辺確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 基本的には、施設そのものというのはほとんどオープンにされていると、そんなふうに思っております。ふらっと来て、そういう環境もいろんなところにあるというふうに思っております。

ですから、一つには、そういった町民に対する行政サービスとして、教育委員会のほうでは生涯学習、社会教育、そういった視点でお年寄りに様々な事業の展開、情報提供、福祉関係でいうと、福祉の関係でも、地域包括ケアという視点だとか、あるいは小地域ネットワークだとか、様々なことで住民に参加をしてほしい、こういった思いで事業の展開をさせていただいていると、そんなふうに思っております。

ですから、もう一つは、本当に行きたいんだけど、行く場所がないという声、そういった人がどのように議員のところに伝わって、じゃ、どういう環境をつくれればその人が集まってもらえるのか。

確かにこども園のところのお年寄りのフリースペースの利用についても、多いとは聞いておりません。特にコロナになってからそうだったんですが、特に、あの施設については、お年寄りにも子育てに参加してほしいという、そんな願いもありました。ただ、

現実の問題、保育士がいて、お年寄りをどうするかというのは、そう簡単な話ではないだろうというふうに思います。

もう1点は、建設の制度上ですね。そういったスペースを設けなきゃならんのも、これもまた一つ条件としてあったということでもあります。だから、消防のところでも、いや、何人かで使いたいんだけど、使えないからという声だとかこう出てくると、いろんな対応というのはあるんだろうと思うんですね。

ですから、今、議員さんがお話しされているって、どこにどんな声があってという話を私どもとして聞かせていただいて、それは社会教育の部分で対応したらいいのか、あるいは福祉の視点でいいのか、スポーツの視点でいいのか。その場所であります。僕らはやっぱり基本的には学べる場所、遊べる場所、そういう交流の場所、これどんなふうにして環境を整えるかというのが、まずは行政としてやるということ。それをそれぞれの住民の方々が、自分が望む活動はどこなのかというところを選んでもらって参加していくというような、そういう関係なんだろうなというふうに思っております。そこに手をこまねているだとか、決して閉鎖的にしているということではなくて、できるだけそういったことですね。

それから、ターミナルの話もよくされますけれども、運転免許証を持っている人は、あそこはほぼほぼ行かないわけですね。でも、これから運転免許を持っていない人が切実な問題として、需要がそこにあるという、このことを私どもとしてはやっぱりしっかり理解しないとイケないなど。ですから、あそこに副次的な効果として、来ている同士がお話しするというのはあるだろうけれども、基本的には、本当に運転免許証がなくてどうするかという、そのところがあそこの一番の建設の目的だということでもあります。

でも、そこでも使えますよということ。プラザも使えますよ、いろんなところで使えますということですから、そこでどうお互いにそこを使ってもらうように、あとは周知のことが足りないとすれば、それはそれとしてしていく必要があるだろうなど、そんなふうにも考えていますけれども、また何かいいアイデアでもあればお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 町長、私も結構公共的な施設を使わせてもらっているなと思っています。スポーツセンターは大体多いときは週に3回かその辺、それから、ふれあいプラザもお風呂を中心に2回とかですね。いろいろな部分で使わせてもらったり、わっかも週に3回ぐらいは使っています。

そんな意味で、行きますけれども、なかなか高齢者が集まっていないとか、高齢者の

姿が少しずつ見えないとかという部分がちょっと気になっていますので、今後はどんな元氣な場づくりができるかなという部分で、これについてはちょっと教育長にお尋ねしたいと思います。

これからは独り暮らしや行動ができない、つらい、こんな高齢者の閉じこもりが気になっています。私、11区の1の町内会ですけれども、かなり戸数も減りながら、一方では独り住まいの高齢者がいたりとか、2人とも高齢者とか、なかなか若い人がいない。または、そういう部分を含めて、やっぱりもともとの町の一部にはそういう傾向がある部分も結構あるのかなと思っています。何々団地と言われているところも、かなりそういう傾向があったり、空き家があったりとか、そんなことで冬季間の閉じこもりや、特に男性の出不精対策、こんなことを含めて重点的に対応していかならんかと思えますけれども、子供の居場所づくりという部分の大きな課題をずっと追求してきた部分はあると思いますけれども、高齢者の居場所づくりというのともあわせてこの町にもあってもいいんじゃないかなと、そういうふうに認識しています。

これは、特に教育長は前職を含めて、北海道の青少年のいわゆる研修等を含めて、そういう経験もたくさんあるかと思えますけれども、やっぱり様々な形で高齢者が集まりやすい場所、そのあり方をどういうふうに認識しているか、これは行政も含めて非常に大事なことだというふうに認識しています。

それと、やっぱり高齢者といえども、高齢者同士の集いもいいんですけれども、やっぱり若者との集いという、これも非常に大切なこともありますから、いつまでもできるものではありませんけれども、共感、共同する地域のプロジェクトもあってもいいのかなと。その一つの部分については、生涯教育から生涯学習へ、また歴史と生涯活躍する高齢者の見える化へ、これの取組を町の大きなまちづくりの計画の柱としていますから、これをどういうふうに考え出すかと、編み出すかとか。

ですから、先ほど質問したのは、今ある施設を使う一つの方法論とか、また、改めてまちづくりの中に何らかの形で、本当に町民が活用できて、本当に誰が見ても、これは効果があるなとか、後で財政負担も少なくて済むなとか、そういう施設もあるかと思えます。

1つは、例えば集会所、僕の住んでいるところは西集会所ですけれども、昨年度、非常にコロナという部分もありますけれども、今、地域事情、一方的に公営住宅の撤退・撤去を含めて、そういうことでほとんど使われていませんし、そういう部分の対応。ですから、高齢者がこんなことできるんだったら、例えば今は交通ターミナルの空いているスペースでゼロウェイストのいろんなものをやってみたりとか、それから、今チャレ

ンジショップがずっと空いていますけれども、そこでやってみたりとか、何かを仕掛けることで、きっとそういうことが出てくるんだと思います。

もう一つは、私たちの町にはありませんけれども、僕もこの部分については、十分な知識と勉強はしていませんけれども、社会教育部門にある公民館体制と運営という部分で、僕は公民館があればまたという部分はありますけれども、違う形の上士幌型の公民館的な部分と、それから高齢者が集うような場所と、そういうことが何かリンクできるような方法論もあってもいいんじゃないかなと、そんな形でちょっと考えてもみました。

そういう意味で、その中には、どういう人材、いわゆるコーディネーター、今、地域を支援するコーディネーターは2人いますけれども、1人は子育てに特化し、1人はオープンな仕事という部分がありますけれども、こういうところと連携するのがいいのか、また、上士幌型の公民館的な活動、これについても非常にもう一方では、公民館の今後の在り方のことを含めて、例えば勉強したり、そこで活躍したりするセンター的な機能なり、それからE S D、いわゆる持続可能な教育なり、あわせてSDG s なるの推進センターの役割をしてみたり、それから地域活性化なり、創生センターの役割をしてみたり、これから求められる公民館活動というのはこのような部分がありますから、あわせて上士幌型の公民館的なものも必要ではないかと認識しますけれども、これについて教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長 たくさんの項目で、きっと質問があったんだなというふう
に認識しております。

まず、上士幌町の高齢者の今お話がありました。昨年のデータによれば、上士幌町、高齢化率が35%と。その中で前期高齢者、65歳から74歳の方がその中のおおむね42%、75歳以上が58%という数字が出ています。上士幌町教育委員会が所管しているシルバー学級については、65歳以上ではなく、60歳以上の方々を対象に年間11事業ほど行っております。その中で、議員おっしゃっていましたが、男性の参加がまず少ないです。女性が約8割くらい、男性が約2割くらいの参加率になっています。

こういったことを考えたときに、担当者、生涯学習課のほうでは、まず潜在的な学習意欲のある方、顕在的な学習意欲のある方、いろいろあると思うんですけれども、こういった方々を媒体としながら、ご近所、それから町内会の中でどなたか参加できる方は一緒に来てくださいと、交流しましょうという話で持ちかけております。

やはり高齢者の方々が、先ほど町から出ていくというような話もありましたけれども、きっと何々をやってみたいだとか、何々に参加してみたいだとか、そういった方々が結

構いるんじゃないかなと思っています。

特に、健康との関わりが強いと思うんですけれども、やはり最近よく言われているのが、健康寿命の考え方が一つ出てきております。そこに私もかなり今注目をしています。

もともと年を重ねると、節々が痛くなったりと、または考えの範囲が狭まったりだとか、いろいろしています。例えば歩行速度が低下したり、疲れやすくなったり、それから引越しや退職を契機にして活動性が低下したり、それと筋力を使わないことによって筋力が低下したり、半年で5%の体重が減少するだとかという、こういったフレイルと言われるものがあるんですけれども、こういった症状になる前に、こういった症状をできるだけ先に延ばせるように、健康寿命ということを考えたとき、それはやはり生涯活躍のまちづくりなんだろうなと思っています。その際に、こういった生涯活躍のための学習活動は、やはり教育委員会としては必要だという認識でおります。

こうしたことから、これ昨年の教育行政執行方針、その前の議員の、たしか高齢の方々が、例えば町の歴史に関わるような取組をするときには、こういった方々の声を反映して、生涯学習の活動の場とやっぱりしていくべきではないかというような話もされておりました。

こういったものが一つ、私たちのきっかけにもなっておりまして、昨年、例えばこども園ですね。こういったシニア世代を地域活動に出さないといけないと。出せるように努めていかないといけないだろうということで、こども園から学校まで、例えば幼児教育課であれば、保育活動における昔遊び、こういったものを地域の方々、お年寄りの方々に入っていていただいて伝えていくと。伝えていくことによって自分が社会に役立っていると、もっともっと子供たちに伝えていきたいという活性化がやっぱり生まれるだろうと。

または、教育推進課、学校のほうについては、議員、今回2月、たしか十何日に小学校のほうでゲストティーチャーとして授業をされていると思うんですけれども、町の歴史だとかを写真で振り返って行って、昔をきちっと理解した上で、これからの今の子供たちが次へとつながっていくんだというような総合学習もされております。

先ほど言いましたけれども、コロナの関係でなかなか、令和4年度、令和3年度についてはいろんな資料収集については、写真集めだとかはするけれども、令和4年度からは、古老の話を聞いたり、情報を収集するという話を答弁しておりますけれども、古老の話を聞くというところまでは正直至っていません。なかなかやっぱりリスクが高いと、学校にとってもリスクが高いし、そういった方々から、例えば電話での聞き取りはまず難しいだろうと、オンラインでやるのも難しいだろうと。となると、やはり直接的にお

会いしないといけないだろうなというところで、足かせになっていた部分があります。

先ほど高齢者だけの集いの場という話と、それから高齢者と若者との集いの場ということがあったんですが、私はむしろ高齢者と若者が集えるような場をつくっていくのが、これからの公民館の一つの役割でもあるのかなと。生涯学習センターは公民館ではなくて公民館の類似施設として、ほぼ同じような機能を持っておりますので、こういった若者が集うそういった施設と併せて高齢者も集えるような、そんな仕掛けづくりがやっぱり必要だろうなと思っています。

実は、高齢者だけではないんですね。母親世代の方々といろいろ懇談していく中で話が出てきているのは、そういった高齢だけではなくて、お母さん方、若い世代、子育てしているお母さん方が集う場所が欲しいと。でも、なかなかないんですという話がありました。であれば、こういった幾つかのグループがあるのであれば、一緒に考えてみましょうかと。

例えば、その生涯学習センターも毎日毎日使っているわけでもありません。毎日同じ時間に使っているわけでもありませんので、そういったサークルと、そこに子育て経験のあるシニアの方々と一緒に加わることによって、病院に行かなくても、ちょっと昔の知恵袋を提供していただくことで子育ても安心できるだろうと。提供する側の高齢者の方々も、自分の声が役立ったということにつながっていけば活性化もするだろうと。

そうした意味で、活性化、ほっこりしたとありましたけれども、ほっこりした生涯学習センターづくりも、一つこれからの宿題になっていくんじゃないかなと思っています。

不足の部分があれば、また質問してください。

○議長（杉山幸昭議長） 若干、昼食の時間もあろうかと思えますけれども、続けてやって終わらせるということによろしいですか。いいですか。

（「はい」の声）

○議長（杉山幸昭議長） それでは、8番、江波戸議員。

○8番（江波戸 明議員） ちょっと本質から外れた答弁は避けてほしいと思えますけれども、例えば今は休止していますけれども、福寿協会のまつばという施設で、非常に僕は参考になる交流があったなと思っています。福寿協会自身が月に2回、昼に500円、ワンコイン、今、ワンコインがいいのかどうかは別にしましても、昼食を提供しながら懇談で、多いときは50名を越すぐらいの方々が月に2回ぐらい集まっていました。それに加えて、民間の方々もそういう場づくり、月に1回とか2回を含めて、そういうメニュー化で大人の昼食会みたいな感じでありました。

僕たちのグループも月に1回ぐらいずつやっていましたけれども、コロナですっかり

駄目になってしまったと思いますけれども、僕はここにちょっと足りないのは、確かに昼食をしながら、そこで語らったりする部分はすごく効果があるんですけども、少し語らいの場を、その次になかなか同じ集まったりもできなかったというのは、きっとそこにコーディネーター的な役割の方がいなかったのかなと。きっと集まることは集まる、目的もありますけれども、この次に語らいの場とか、ふらっと来やすい場所とかという部分については、やはりどうしてもコーディネーターが必要だと思いますし、これは僕は、あえて教育委員会でなくても、行政の方でもいいと思いますし、今、社協にお願いしている地域支援コーディネーターでもいいという部分がありますけれども、やはりみんなでそのコーディネーターを支援しながら、その語らいの場を構築していくことが僕はすごくヒントになって、1人が集まり、2人が集まり、それでまた口伝えで集まってくるのではないかと思います。

そんな意味で、僕は福寿協会のまつばでの昼食会、すごくそういう意味では発展的に、そこにまた、かあちゃんばあちゃんの野菜市が集まってきたり、きっとまた、少しうまくいけば、時間的な問題もありますけれども、まだまだお母さん方、若いお母さん方も集まってきたりとか、そういう仕組みづくり、仕掛けづくり、これがやっぱりこれからは必要ではないかなと認識しますけれども、これについては、教育長でなくて町長のほうに確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今、福寿協会のお話をされましたから、福寿協会は福寿協会のちょうどいいフリースペースがあって、町民の方々が参加をそこを借りながらやったと。あれはあれとして、非常に望ましい一つのスタイルなんだろうと、そんなふうに思います。

コロナで止まったということでもありますから、また、収まってきたときにそういった人方がいるとすれば、そこに場所の提供と、あれはどうだったんですかね、自然発生的にやったのか、そこに行政が関与していると、そんなふうに思っておりますけれども、福寿協会が窓口になって、多分その設定を持ってくれたんだろうと、そんなふうに思っております。

そういったことであれば、福寿協会、もしこれからまたあそこがある意味では、そもそも語らいの場として使ってもらいたいという意味合いでスペースがあるわけでありますので、少し余裕が出てきたときに、そういったところから、その中に行政がどんな支援をできるのかということがあれば、それは支援をさせていただくということでありますけれども、そのために一人一人を配置をするだとか、こんな仕事だとか、これは今足りざるところを今の包括支援センターの枠組みの中で、こういった機会を、引き続きあそ

この場所がいいのか、それからわか場の場所を使うということもあるだろうし、あるいはほかのところもあるのかも分かりません。

そういった住民の人方がかなり主体的に調理なんかにも参加したんだろうというふう
に思っておりますので、そういった体制が片方で組めるとすれば、それに対して行政が
支援するということは全然やぶさかでないと。ぜひそういったことがサークルとして生
まれるのであれば、それを支援させていただきたいと、そのように思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今さらではありませんけれども、高齢者のまちづくりの位置
づけの原則という部分を含めて、本当に社会的な孤独をなくすると。それからまたあわ
せまして、100歳までの健康生活、これは本当に町で掲げている生涯活躍の一つの大き
な100歳という部分を含めて、またもう一つは、先ほどの町外に出ていく原因の一つに
なっているけれども、独り暮らしでも安全だと。僕はこういう施設があると、いろんな
意味で、直接ではありませんけれども、間接的に原則の確認ができるのかなと、高齢者
のまちづくりの確認ができるんじゃないかなと。

そういうことで、やっぱり一つはどこかの場所に集まって、今日はあの人ちょっと
元気なかったなとか、最近顔見ないなとか、そういう部分とか、そこで先ほど教育長も
お話ししていましたが、持続的可能なキーマンの、やっぱり高齢者という部分は
一つだというふうに認識しています。

そんな部分では、我々についても、そこで団塊の世代でもなかなかデジタルについて
いけないとか、これは今、生涯活躍まちづくり会社もやっていますけれども、少しでも
デジタル化に慣れるためには、集まってきて、いや、おれ、こんなことも知らなかった
と、僕はきっとそういうところからデジタルに少しずつ高齢者が近づいていたり、そ
んな時代だというふうに認識しています。

そんなことを含めて、これからは一人一芸という部分もあったり、また、いろんな意
味で高齢者が活躍する場もあるというふうに認識していますから、総体的にそれを対応
できるのは、別に役場職員でなくてもということではなくて、僕は役場職員がそういう
経験をするのもすごく大事だというふうに認識します。

ということは、今までなかなか地域の人方の顔も分からなかった部分が、そういうと
ころに行くことによって顔が分かって、「こんにちは」から、いろんな話に発展できたり、
そういう経験が役場の行政の中でも、僕はその培われたことが反映されるんじゃない
かなと認識しています。

そんなことを含めて、行政の中に子育て支援という部分を含めて、認定こども園には

総勢、いろんな職員も含めて50人近い方々がいますけれども、高齢者の部分について、先ほど町長はそこに人を割けるかという部分ではなくて、やっぱり高齢者もそういうことに対応できてくれたら、愚痴るわけじゃありませんけれども、町では高齢者には何か冷たいとかと、こういう言葉もたまに聞きますけれども、こういう言葉も僕はだんだんなくなっていくんじゃないかというふうに認識しています。

それはやっぱり人の付き合いと、それから情報を仕入れながら、信頼しながら進むことによって、そういう傾向というのは解消されると思いますけれども、これについて、町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 様々な課題があるという、それもそのとおりであります。

一つ、今回の質問の柱の流れというのは、独り暮らしというところが出てきているというふうに思います。

これは、私も独り暮らしの、これからどうなっていくのかというのが大きなこれは課題の一つというふうに考えます。いわゆる出不精あるいは孤独だとか、そういった状況をどんなふうにして社会参加をしていただけるかと。とにかく生涯元気でというような、そういうことを考えるので、一つには、今住宅の問題がございますけれども、町なかに住宅、公営住宅も今、町なかにだとか、こんなふうに配置をしてきております。やっぱり歩いていけるという、歩いていろんなところに参加できるというのがこれ、すごくこれから独り暮らしだとかを含めたときに、大事なポイントになってくるというふうに思います。

やっぱり一定のところから離れて、コミュニティバスだとか、それは走るけれども、それは、でも本当に自分で行きたいときに行けるというのは、やっぱり自分の足で行くというのが一番いいわけでありますから、そうなってくると、町なかに独り暮らしのお年寄りがどんなふうにして住まう環境をつくるかというのが、これからのテーマの一つとして考えていくべきだというふうに思います。

そういった流れの中からはいくと、町なかとそれから北団地のところに高齢者住宅の關係の施設を造っていますが、さらに発展をさせていって、独り暮らしを意識したコンパクトな公営住宅を、今回もそのような予定の、一つ入ってきておりますけれども、町なかに独り暮らしでも戸建てのところの公営住宅をいろんなところに配置していて、そこで近隣とのいろんな世代の交流だとか、深まってくると。

やっぱり世代間というのがすごく大事なポイントの一つになっていくんだらうというふうに思っています。赤ちゃんを抱いたお年寄りの穏やかな顔というのは、やっぱりこ

それはそこに生きがいなり、幸せ感を感じるというのをすごく感じて見ておりました。ベビシア、今、そういったところであると。

そういった意味では、多世代の人方がいろんなところで活動するというのは、これは一つの大きな柱としてあるべきだと。それから、もちろん独自の高齢者は高齢者で同じような課題を抱えておりますから、そういった人方が集まるということも、これまた必要だと、そんなふう思っております。

行政の中に後期高齢者の対応だとか、一般の高齢者とか、それらを含めて包括ケアの中で全体を包括をしているということでもあります。その中に、住まうだとか、生活するだとか、いろんなことがありますから、今お話しされていた、いわゆる孤立しないだとか、これはもう本当に包括ケアの大事なポイントの一つになってくる話なんで、それ本当に人が必要になってくるのか、その足りないところをどうするのかというのは、これはこれからの検討の一つにしていきたいというふうに思いますけれども、いずれにしても、人が町なかでごちゃ混ぜに暮らしながらいつまでも元気というスタイルは、一つの方法ではないんだろうかなと思っております。

後期高齢は後期高齢で長生きしてもらわなきゃならんと、そういうこともありますけれども、今のいろんなお話を聞く中で、ピンポイントにこれに対してこうだということではなくて、もっと包括的な高齢者の生きがいなり、町での安心した暮らしをどうあるべきかというのは、今後のさらなるいろんなところでの議論のテーマの一つになっていけばいいかと、こんなふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） 今、町長から、町なかのという部分あります。11区の西団地の町なかに移動する段階で、地域に来てもらってお話も担当から聞きました。住民の方から、やっぱりこのまま町なかに行っても話し相手がいなくなる、孤独感を感じると。同じ町なかでもやっぱりそういう部分はありますから、日常的にそういう環境もやっぱり、今町長が言われたように、特に独り暮らしの傾向を含めて出てきますので、本当にスローにそういう環境をつくっていくという部分も僕はすごく大事だと思いますし、確かに不自由になったらドローンでいろんな荷物とか食事とかいろいろ運ぶというものもありますけれども、買物もやはり高齢者が自分の目を見て、色を感じて、匂いを感じて買物するというのも、僕は元気の源の一つだというふうに思っています。

それから、これからまたゼロカーボンに向かっていって、あとどういう形で高齢者が協力できるか、やっぱりゼロウェイストの役割も、その中に高齢者に持たせてもらったり運営してみたりとか、いろんな方策があると思いますけれども、これからのまちづく

りについて、やはり高齢者を大事にしているんだという、それで生き生きしているんだという、ここが非常に大事なことかと思えますけれども、若干、10秒ありますので、町長、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（杉山幸昭議長） 町長、答弁ありますか。じゃ、簡単にお願ひします。

竹中町長。

○竹中 貢町長 町のSDGsを含めてそうですけれども、大原則は一人も取り残さないまちをどうするかというのが根本的な目指すところだということでもありますので、その中に高齢者はどうあったらいいのか、それはそれとして考えていくべきだろう、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、江波戸明議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は午後1時でございます。

(午後 0時09分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 中 村 哲 郎 議 員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 私のほうから、3つ質問あります。

1つ目、もっと町民に愛される「道の駅」に向けて。

道の駅においては、日々の経営努力の跡が随所に見られます。しかしながら、町民の皆さんに聞いてみると、いまだに食べるものがない、高い、普通にそばやうどんが食べられないのはどうしてか、といった声が聞かれます。このことは、皆さんも少なからず認識されていることと思えます。もちろん、そういった方々には理由を説明しています。しかしながら、開業して約3年が経過しても、いまだこのような声が強いということは問題ではないでしょうか。

一方、町の皆さんは道の駅に大きな期待を抱いています。町の皆さんが誰にでも紹介でき、誇れる道の駅、町民が心から好んで利用できる活気ある道の駅を望んでいます。この点についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

また、最大株主である町としては、強く物申しては、いや、物申すべきではないでしょうか。併せてお伺ひします。

2点目、役場職員の働き方とケアについて。

今年度、役場の職員が何人も辞めることが話題になっています。もちろん、皆さんはそれぞれ事情があるかと思えます。また、退職は自由であり、受け入れるしかないと思えます。

しかしながら、理由はどうあれ、たとえ辞め方が円満であれ、辞めるということは、今の仕事や職場環境がキャリアアップなども含め、合わなかったということだと思えます。ただ、この「合わない」ということを単に「仕方がない」とか、「自由だから」と考えてはならないと思えます。

今や働き方は多様化しており、雇う側はそれを敏感に感じ取る必要があると思えます。職員の退職は非常にもったいなく、ましてやそれが若い職員であればなおさらだと思えます。

昨今、様々な組織で「働き方改革」と称して多種多様な方策が取られています。今回の多数の退職を鑑み、「働き方」や「職員のケア」についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

3点目、北海道バルーンフェスティバル50回記念大会に向けて。

2月にバルーンミーティングが行われ、3月にはドローンショーとバルーングローが行われました。前者は天候に恵まれず残念でしたが、後者は天候にも恵まれ、大盛況であったと思えます。これらのイベントのよかった点は今後に生かすとして、反省すべき点は、夏のバルーンフェスティバル第50回記念大会に向けて改善すべきと考えています。

まず、前者のバルーンミーティングですが、パイロットブリーフィングを山村開発センターで行いました。その後、競技の内容が決まり、各グループはそれぞれの離陸地に向かいました。ここで、観客はどこに行ったら気球が見られるのかと感じた方が多かったようです。競技の内容や見どころ、そしてどこで見られるかなどは、航空公園とイベント会場である道の駅に掲載するかアナウンスすべきと考えます。また、フライトが終わってイベント会場で模擬店の食べ物の提供が間に合っていなかったと記憶しています。

一方、後者のドローンショーとバルーングローについては、非常にきれいでしたが、以前のクリスマスドローンショーに比べて迫力が欠けていたという意見が多かったように思われます。人間の慣れやさらなる欲求もあるかもしれませんが、それも含め、プログラムの検討が必要ではないでしょうか。また、駐車場に関しても、多少混乱があったと聞いております。さらに、GCF（ガバメントクラウドファンディング）は、有効に機能したのでしょうか。

これら5点についての改善策についてお聞きします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中貢町長。

○竹中 貢町長 もっと町民に愛される「道の駅」に向けて、中村議員のご質問にお答えいたします。

道の駅かみしほろの運営につきましては、指定管理者制度により運営されており、上士幌町道の駅条例の第1条（設置）では、「道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報等の発信により町民と来訪者との交流を促進し、農畜産物等の地場産品の販売による地域産業の振興に資するとともに、災害時の防災拠点としての機能発揮による利便性の向上を図るため、上士幌町道の駅を設置する。」としており、『ゲートウェイ型』として町外から多くの来訪者を呼び込み、町内商店街や観光施設等に誘導する拠点の設置を目的としております。

この目的を達成するため、民間ノウハウを活用し、創意工夫による利用者サービスの向上と経費の節減を図り、指定管理者が株式会社として健全な経営を目指す中でも、指定管理者の裁量を広く認めることは重要な要素であると考えております。

開業3年目となる本年度の道の駅につきましては、2月末日までで約45万3,000人の入り込み数となっており、令和2年度や令和3年度の入込みを既に上回っております。

また、道の駅の魅力の一つの指標となる各種道の駅ランキングでも、「北海道じゃらん」では北海道道の駅ランキング2022で総合3位、国土交通省が発表した北海道道の駅スタンプラリー完走者が選ぶ「再度訪れたい道の駅」部門など複数部門で上位5位以上に位置づけられるなど、来場者からの評価は高いものであると認識しております。

道の駅はこれまでの間、複数回にわたり提供メニューの変更を行っております。提供メニューにつきましては、道の駅かみしほろのコンセプトであるゲートウェイ機能を念頭に、町内飲食店で提供されるメニューとの差別化を図ることで、多様なメニューの提供が可能である町内の飲食店への誘導も意識した運営を行っております。

また、価格につきましては、営業当初からのコンセプトとして、可能な限り北海道産を含む地場食材などを利用していることに加え、最近の物価高騰による影響を考慮しているところであります。

なお、新たな取組として、現在、DMO協議会であるKAMISHIHORO.netが、本町の特色あるグルメ開発の検討に向けて、来年度の事業を計画しているところであり、このような取組に地域住民が参加することは、道の駅と地域住民の距離を縮める機会になると考えております。

このほか、令和4年度においては、道の駅を会場としたイベントを実施するなどの経営努力により、来場者数の増加につながっておりますが、このイベントでは、ふだんで

は道の駅で提供していないそば、ラーメン、カレーライスなどのメニューを町内事業者が出店し提供するなど、不定期ではありますが、地域住民のニーズに応えるための企画運営を行っているところであります。

さらに、新型コロナウイルスの影響が落ち着きを見せる中で、夜間のレストラン営業により町民向けのパーティープランを提供するなど、町民の利用促進に取り組んでおります。

このように指定管理者が道の駅の魅力向上に努めている中で、町としては、指定管理者の裁量を広く認めるとともに、本来の道の駅の設置目的である地域住民を含めた道の駅への来場者の満足度の向上と株式会社としての健全な経営の両立を図るため、議員よりご指摘いただいた町民からの意見等につきましては、これまで同様に指定管理者との情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、役場職員の働き方とケアについてであります。

職員におきましては、生きがいと希望を持って健やかに働き続けることが、本人はもとより、まちづくりを進める原動力につながると考えております。

その中で、今年度の自己都合による退職者は、再任用職員を除き7名となっており、若い職員が中途退職されることは、雇用する立場として非常に残念であります。近年の働き方は一つの職場で定年を迎えるという意識から、自分の可能性を信じて、新しい職場に挑戦することにちゅうちょすることがないという意識に変わってきているのも事実であります。また、そのための情報が以前よりも気軽に入手できる環境が整っていると認識しております。

このため、本町の職員の採用につきましては、十勝町村会が実施する採用試験を中心に人材を求めています。近年は地方への移住の関心が高まっていることから、様々な媒体を利用した募集活動を行うことにより、全国から意欲ある人材が確保できると考えておりますので、職員の採用時から様々な方法を検討していきたいと考えております。

次に、職員の「働き方」につきましては、職場の現状把握と適正な人事配置を念頭に、適材適所となるよう努めております。また、業務内容に関しても、特定の部署に業務が偏らないよう平準化に努め、休暇などが取得しやすい職場環境にも配慮してきております。

なお、本町が脱炭素先行地域の選定を受けるなど、積極的な施策を進めておりますことから、新しい政策課題や大型事業による一時的な業務量の変化があることをご承知いただきたいと思います。

このほか職員個々の技能や能力を向上し、やりがいを持って働けるよう職員研修を活用していただいているほか、職員同士の横の連携やつながりを進め、互いの業務の理解

が深まるよう、他の部局が実施するイベントなどに研修参加できる制度も導入しております。

これらの人事管理を実施しながら、職員には生きがいとやりがいを持って働いていただけるよう努力しているところですが、来年度からは、職員の定年が65歳まで順次延長されていくことから、これまで以上に働きたいと思えるような職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

現在、コロナ禍のために、仕事の後に職員同士で集まる機会が減少したことや、これまで業務として協力要請してきたイベントが開催されないなど、上士幌町職員がチームとして活躍する場面が少なくなり、コミュニケーションを交わす機会が減っているとは認識しております。

このため、職員のケアにつきましては、職場での面談によるコミュニケーションの実施、スタッフ会議による困り事の共有などを行い、日常の中で職員の変化を察知できるよう努めているところであります。

退職される職員につきましては、本町の政策を推進していくに当たって業務の中核を担っていくことを期待していたため、中途退職となることは大変残念であります。職員それぞれが新たな道を目指していくわけでありますので、その選択を応援するとともに、これからも本町との関わり合いを大切にいただき、いつの日か本町に力を貸していただける存在になっていただきたいと思います。

次に、北海道バルーンフェスティバル第50回記念大会に向けてであります。

1点目の競技内容等の来場者への案内についてであります。航空公園では場内アナウンス及び案内看板にて道の駅へ向かうよう誘導するとともに、町のホームページ、大会公式ホームページを利用して周知を行ったところであります。また、町広報誌では、2か月にわたって「道の駅」がメインのイベント会場になることを周知しております。

また、大会公式ホームページ、ツイッターで随時アナウンスはしており、期間中はホームページが2万4,000アクセス、ツイッターは3万6,000以上の閲覧があり、多くの方への情報提供が行えたことと認識しております。

これまでのウインターバルーンミーティングにつきましては、競技、イベントなどの全てを航空公園を会場に開催しておりましたが、今大会では、開会式等は山村開発センター、イベントは道の駅を会場として開催いたしました。これは初の試みであったことから、定着するには多少時間を要するものと捉えているところであります。

北海道バルーンフェスティバルにおきましては、これまでどおりイベント会場を航空公園とすることから、議員ご指摘の混乱はないと想定しておりますが、競技の内容や見

どころをより分かりやすく伝えられるよう、大会ホームページをさらに充実させるよう検討してまいります。

2点目の「イベント会場の出店で食べ物の提供が間に合っていなかった」とのご指摘についてであります。

今回初めて道の駅をウインターバルーンミーティングの開会期間中にイベント会場としましたが、道の駅の来場数は、昨年比で倍以上を記録するなど、イベント会場の変更は大変効果的であったと認識しております。出店応募者数は例年並みでありましたが、少しでもイベントを盛り上げたいと、開店には間に合わなくても、早朝に仕事を終えてから会場に駆けつけ、出店いただいた店舗もありました。今後もより多くの方にご満足いただけるよう、イベント内容の充実に努めてまいります。

3点目のドローンショーにおけるプログラムであります。今回の開催は、開催経費の大半を民間企業にご負担いただき実施できたものであります。これはドローンショーを継続して開催することによる観光振興への寄与を目的とした社会貢献の一環として負担をいただいたものであります。

町としては、補助金の交付により駐車場誘導のための警備、夜間の安全対策を含めた駐車場の整備等について負担してきておりますが、限られた予算の中でプログラムを制作しております。また、昨年度よりも気温が低いことも想定されたため、バッテリーの持続時間を考慮し、プログラム自体も短くしたことをご理解ください。

なお、前回の実施では、1日2回のショーを実施しましたが、今回の実施までの間、他の地域で開催した際に、機材の不具合により2回目の実施ができないケースが多々あったことから、1日に一度の実施といたしました。

このようなことがご指摘の要因かと考えられますが、次回に開催することとなれば、相応の予算を要するものも踏まえた上で、プログラムの検討は必要であると考えております。

4点目のドローンショーの周辺駐車場につきましては、キャンプ場側で約300台、町民球場西側で450台、合わせて750台程度を用意しました。開催1日目はドローンショー開始直前にほぼ満車状態となり、その直前では、駐車場に入場する際の減速が原因で渋滞が発生いたしました。

2日目は当初のドローンショー開始予定時刻の20分前には満車となるなど、想定を大きく上回る来場者により駐車場の十分な確保ができなかったことは、反省点で改善が必要であると認識しており、さらに多くの来場者が見込まれる北海道バルーンフェスティバルにおいては、航空公園滑走路を臨時駐車場とするなどの対策を検討してまいります。

5点目のガバメントクラウドファンディングにつきましては、想定した成果には至りませんでした。これは返礼品の有無や周知方法などが要因であり、改善すべき点であると考えております。

イベント会場や開催規模、開催方法の違いなどはあるものの、これらの反省を踏まえて、北海道バルーンフェスティバル第50回記念大会の準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 答弁ありがとうございました。

まず、1つ目の道の駅についてですけれども、私がこの道の駅の質問に至ったのは、皆さんのうちを議員として回っていたところ、あるところでこの話題が出ました。その次の家、次の家と回ったところが、ほぼ全件でこのような意見が出ておりました。よく、これからあると思いますが、選挙の開票速報でゼロ%か1%しか開票されていないのに当選確実が出るのと同じで、やっぱり初めの20件でそういう声がほとんど出るということは、そういうことなんだろうなというふうに思って、今回、あえて質問しました。当然疑問に思われているところは、私なりに説明はしたんですけれども、それでもやはりそういう声が多かったんで、この質問とさせていただきます。

確かに「じゃらん」とか国交省のランキングでは上位、これは皆さんも認めているところだと思います。ただ、町民の皆さんは不満や疑問を持っています。私も言ったとおり、期待もしています。もっと気楽に行きたい、イベントに参加したいと思っている方々が結構いらっしゃいます。

先ほど本町の道の駅条例第1条で、町民と来訪者との交流を促進しとありましたが、まだそこがちょっとできていないのかなというふうに思います。

答弁の中で、町内商店街や観光施設に誘導する拠点、こういうことが話されておりましたが、まずちょっと1つ目の質問で、この中に民間のノウハウを活用しと言われましたが、この民間のノウハウというのはどういったところなんですか。教えてください。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今、DMOですね。DESTINATION・マネジメント・オーガニゼーション、観光によるまちづくりということで、そのプログラムを観光のプログラムだとか、そんなことを開発すると。それを観光振興につなげていくというような、そういった組織でありますけれども、それが地方創生の中で、主要な一つの事業としてやってきたと。ただ、まだいろいろと課題は残っているというふうに私どもとしては認識してお

ります。

具体的に、その成果というのはまだまだ見えていないということと、その間にちょうどコロナがあったんで、人を集客するようなそういうイベントなり、いわゆるプログラムを開発して何かやるということまでできていないという現実があります。

その中で、それは町民の皆さん方が参加した組織でありますから、そういった意味で、観光あるいは商店街関係者だとか、いろんな人方が参加しているということでもありますので、そういった組織の中で、地元の食材を生かしたとか、あるいは独自の商品開発だとか、そんなことをやっていこうというような動きということの表現でありました。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） これは民間のそういうところというか、コンサルティングという感じなんですかね。もし、そのコンサルティングであるんだったら、ちょっとお名前とか、具体的な目的をちょっと二、三教えていただきたい。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 DMOの、手元に今資料はありませんけれども、それは町内の組織であります。そこに町も一定の補助金を出して、例えば市場調査だとか、どうしてもこのDMOを制度上やらなければならないということがありますので、そういったことと、それから、地方創生の関係でいうと、いわゆる観光のプログラム開発だとか、商品開発だとか、そんなことをこれまでやってきたということがございます。

それは、1回目は道内の民間の事業者で、多分これは議会のほうにも報告されていると思います。2回目は、道の駅がそれを受けていたのかな。記憶がそう思っておりますけれども、ちょっと細かいところは今手元にありません。基本的には地元の中で様々な計画を立てていくということでもありますので、基本的にはDMOが、町内の組織が仕切って、足らざるところを業者をお願いする、アンケート調査をお願いするだとか、そういった類いのことはその中であるだろうと、そんなふうに思いますけれども、基本的には、町内組織のDMOが責任を持って進めていくということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 分かりました。そうすると、まだ道半ばという感じで捉えています。

答弁の中に、令和4年度において、道の駅を会場としたイベントを実施するなどの経営努力というふうにありましたけれども、これも私も記憶はしておりますが、このときには、多分出店料とかいうものは取らなかったというふうに話は聞いておるんですけれども、多くの場合に、イベント参加には出店料とかがかかるから、何とかならないかと

いう声も結構多く聞かれます。

この道の駅だけじゃないんですけれども、例えばさきの日曜日に開かれた楽楽市も、ああいったのも一例であります。そういったところの出店料とかがちょっと障害になって、ああいうところにイベントを組むことをちゅうちょしてしまうようなところもあるかと思うんですけれども、そういったところは、どう。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 町民といわゆる来町者の交流だとか、地域の物産だとか、これは当初の計画の中で、例えば外でトラックでの野菜市だとか、そういったことも想定をしたことが背景にあるというふうに思っておりますけれども、その部分については、実際まだ私どもとしては不足していると。これは出店する人が、何かあそこでは収益性がないというふうに押さえているのか、あるいはほかの条件があるのかどうか分かりませんが、そのようなことで、地域の生産者とそれから消費者がつないでいくというようなことは、このそもそもの計画の中に入っているということでもありますので、これからの事業計画の中でも、そういったことがあれば、ぜひやっていただきたいと。

いずれにしても、よそで対面だとかするということ、中でもそうでありますけれども、それについては、極めて慎重を要するこの2年、3年であったということです。ですから、コロナのパンデミックが起きてから、ほとんどがその期間中の中にあつての運営だということで、通常の状態ではないということもまず一つは認識していただきたいということと、そもそもの理念とした、あるいは経営の方針としたことについては、これからしっかりそれはやってもらっていただきたいなと、こんなふうに考えております。

それから、使用料については、これはわっかはわっかの使用料等の条例がございますから、それに基づいて、あそこはそもそも営利を目的とする、営業を目的とした施設ではございません。基本的には、町民の学びや、あるいはコミュニティーを保障するといえますか、の場所ということで、営業する場合については、営業ということでありまして利益を生むという前提の下で、一定の使用料は頂いているということがございます。そうでないと、多分ただになっちゃうと、中で全部家賃がかからない営業、こんないいことはありませんので、その辺については、一定の料金がかかるということをご理解いただきたいなと思います。

道の駅については、道の駅の使命としての一つには、経営という視点、これは単に情報提供だとか、駐車場だとか、それから災害時の避難場所だとか、そういった公共性だけではなくて、今回求めているのは、しっかりとした経営が成り立つようにしてもら

いたいというのが設置目的であると同時に、もう一つは、あそこに町外から来る、ゲートウェイということであれば、町なかにどう人を誘導するかと、こういう地域振興の視点も持ってやってもらいたいということでもありますので、これもまた町なかに誘導するにしても、誘導するような、そういった期間がほとんどなかったということでございます。

であれば、その中でそばだとか、あるいはうどんだとかということと、そこで競合しないようにというのが、この道の駅の配慮としてやってきたんですね。でも、今お話あったように、地元の町民としてみれば、そういったものが欲しいということも、これは耳にしているところでもございます。

あとは、価格帯の問題もあるだろうと思うんですね。ですから、町内にあるそば、うどん、これらについては、場合によってはそちらのほうにというお願いと同時に、価格帯と、あそこでくつろいで、そして食べたい。特にあそこの中にあるウーシースタンドですね、あそこがそういった役割を果たすところなんだろうなと思っていますが、まだまだメニューについても試行錯誤しているということでもありますので、そういった中に、町民が求めるような、あそこへ行って、ほっと休憩をしながら食べられる、場合によっては、この後、全体的な理解を得るようなことがあって、であれば、メニューの変更でうどん、そばというのも、それも全く無視する話でもないだろうと、そんなふうに思っています。

いずれにしても、町民の人方もたくさん来てもらいたいというのが、私ども設置者としての思いでありますので、十分それら踏まえた上でのイベントなり経営をやっていたらなどと、こんなふうに思っております。それらについては、指定管理者、私どもいわゆる5割以上出資する立場としては、申入れをして、その意向に沿うように検討していただきたいということでもあります。

ただ、それで赤字になって、言われたから赤字になっていいんですか、こうはかないところがありますので、その辺は非常に微妙なバランスが必要になってくるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 私もそれは賛成です。ただ、私がちょっと思ったのは、例えばなんですけれども、私の拙い案なんですけれども、聞いていただければと思います。

改善の余地があるのは百も承知なんですけれども、例えば予算が1,000万あったとします。もう別枠で1,000万あったとします。計2,000万。まず初めの1,000万は、町民5,000人に2,000円ずつ配ったとします。これ、バルーンペイでも、マイナンバーカード

でもいいんですが、とにかく1人2,000円ずつ全部入ると。その2,000円は何に使えるかという、イベントを開催する、例えば先ほど言った出店料だとかなんとか、そんなようなものに使える権利のあるお金。もう後の1,000万のほうは、やっぱり2,000円ずつ皆さんに配られるんですが、これはそういうイベントに参加する、参加というのは逆の、例えば物を買ったり、そういう意味での、イベントに出るような、出て物を買う、そっちの立場です。

これらの2,000円ずつのお金なんですが、交換できたり、譲渡できたりするような形を取ります。そうすると、出店するのに例えば1,000円かかるとしたら、2,000円もらったら2回しか出店できないんですけども、その出店する気がなくて、ただ参加したいという人と交換できれば、それ何回か出店できることになります。

私の狙いは、そのときに生まれる会話、町民との会話が一番の目的で、私たちこういうことをしたいんですけども、どうと言って、私、出店する気ないけれども、子供多いから物を買うほうにお金があったほうがいやと言って、それで交換してもらえば、出てくる人もお金もいっぱいあるし、出店するほうは出店するほうで、その出店費があると。その出店したのが公共施設であるとすれば、町は1,000万円出しましたけれども、その出店費で出したものは全部町に入ってくるので、初めの1,000万はぐるぐる回るだけだと私は、実費はありますよ、実費はでもどっちみちかかるわけですから、それはどうしても。ぐるぐる回るだけで有効に使えるのかなというふうに私は思います。

ですので、その出店するお金は、赤ちゃんにも配られるし、高校生にも配られるし、普通の老人にも配られるし、みんなに配られるわけですから、当然出店する気がある、例えば高校生が出店する、中学生が出店する、そういうことも自由ですし、その計画をみんなに広めて、権利を交換できるということもできます。そうすることで、いろんな人が出店に参加できる、あるいは逆に我々はそれを参加して物を買うだけでいいという、そういう人に分かれて、町民が集えるような、そういう形になるかなと私は思っています。

何よりも、私もっと出店したいんですけども、そっち、まだ残っていると、そんなようなことで、企画をそれぞれ皆さんが話し合ってくれる、これを何年かやっていれば、ヒットイベントというのは必ず生まれてくると私は思っているんですけども、そういったことをちょっと考えたので、今はイベントだったら、やっぱり野菜の市だとか、楽楽市だとか、そういうのをもう主催しようとしている動きも当然もちろん今もあるわけですから、そういう人たちが何回も何回もやろうとすれば、イベントのものをほかの方々から説明して集めるようなことが、それを仕切る担当者というのは必ず必要だと思

うんですけれども、そういう人は、やっぱりイベントによってというとまた複雑になるので、例えばハレタとか、そういうところに担当者を置いて、困り事相談室みたいなのを置けばいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

それをすることによって、例えば町から、カーチさんに補助金を出すのはちょっとあれだけでも、そうやって使用料とかで流れる部分、カーチさんが使用料で取る分には別に、商売だから全然構わないと思うんですよね。そういったようなお金の流れもできるし、私はいいかないかなというふうに思っているんですけれども、今の私の拙い説明であれども、突っ込みどころもたくさんあるかと思いますが、私はそういうお金の使い方もいいんじゃないかなというふうに思っています。いかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 なかなか、その話は今ここで初めて聞く話なので、議員の頭の中は整理されているんだと思いますけれども、特定の道の駅だけだとか、あるいは学習センターだけだと、それだけでも果たしてそれがいいのかどうかというのが出てきますよね。

やっぱり公金はある意味では、そこに対してのちゃんとした説明がしっかりできなきゃならないということもありますので、それがこういった場合には、商売だとかが絡んできますと、よそのお店の関係だとか、そのようなことも全部整理した上で、少なくとも商工会がそういうようなことに対して、それはいいことだねという合意が、基本的にはまず必要になってくるんだと思うんです。

またそれで、今のようなことでいろんな人が回り、お金が回り、物が動いていくという好循環が生まれるというその成果については、それは期待できるものであれば、それは素晴らしいことだなというふうに思いますので、まだまだ、今初めて聞いたお話でありますから、もしいろんなハードルがクリアできて、そして活性化につながっていくことであれば、額はともかくとして、仕組みについて考える余地はあるのかなと、そう思ったところでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 私は個人的によく東京へ行くんですけれども、最近、浅草の雷門とか、銀座の歩行者天国とか、夜の繁華街とか、普通の住民、日本人、国内の旅行者、そして外国人観光客でいっぱいです。町長もよく利用されると思いますが、最近は大広インも多分ほぼいっぱい、満席のことが多いかと思います。気持ち悪いほど満席です。コロナが終わろうとしています。油断はもう絶対禁物なんですけど、観光収益を得るチャンスがすぐそこに来ています。

でするので、答弁にあった45万3,000人というのは、決して多い数字だとは私思ってい

ません。音更の道の駅、僅か168日で100万人という数値が発表されています。これ音更だからと言っている場合じゃないと思います。観光客は増える一方だと思います。それに町民が喜んで参加できる道の駅になれば、鬼に金棒だと私は思っていますので、ぜひ町民が参加できるアイデアや実行力、大株主として発揮していただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

次に、役場職員の働き方とケアについてなんですが、能力のある社員とか職員が、特に若い職員、社員が辞めることはとても残念なことで、私はこの質問をしたのは、町長や役場からしたらちょっと大きなお世話だと思われるかもしれませんが、この多数の退職者が出たということが、この事実がきっかけとなって、またかまたかといったようにならないかが心配だったからです。

現にこの退職騒ぎは役場だけではなく、町内のいろいろな施設でも発生しているやに聞いております。せっかく移住・定住政策で人口増に成功している本町が、このような形で人口減になるのはちょっと遺憾の極みであります。

答弁の中で、近年の働き方は一つの職場で定年を迎えるという意識から、自分の可能性を信じて新しい職場に挑戦することにちゅうちょすることがないという意識に変わってきているという、そういったくだけりがありました。確かにそのとおりではありますが、それを安易に認めては危険だと思います。意識が変わっているのなら、それなりに対応するふさわしい人事制度や評価制度を採用すべきだと私は考えます。また、そういう社会の風潮を理由に、難しいとか、ましてや、最近はいませんが、今の若い者はとか、私の若いときはなどと考える人がいたら、ちょっと大変なことになると思います。

先日、ちょっと話題は違いますが、3月8日、国連が定めた国際女性デーで話題になりましたが、男女格差を示すジェンダーギャップ指数、日本が146か国中116位という非常に悲惨な評価になっています。さらに、日本の国内では北海道が最悪の最下位になっています。そんなことは誰も気づいてない、普通の生活では意識してないと思います。

決して役場にそんなことが蔓延しているとか、そんなことを言っているわけではなく、ただ、私、移住してきたときに、この町でいろんなところの会話、何気ない会話の中で、やっぱり男女差別とまではいかないけれども、どうなのかなという、そういうところに抵触するような会話はよく耳にしました。男女格差の感覚とか、個人差がありますし、年齢や育った環境も人それぞれです。染みついたものはなかなか取り去ることは非常に難しいです。

ただ、自分が普通と思っていることでも、世の中では通用しないことがあるということを経験してほしいと思います。

答弁の中で、ほかの職員個々の技能や能力を向上し、やりがいを持って働けるよう職員研修を活用していただいていると、こういったことがありましたけれども、私が思うには、この中には管理職研修というのはあるのでしょうか。まずちょっと一つお聞きしたいです。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 地方公務員、自治体関係の研修制度というのがありまして、単独ではなかなかできないので、広域的にやっておりますから、その中で初任者研修、中級研修、あるいは管理職研修と、様々なその立場における研修というのが開かれております。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） それなら、ちょっと安心しました。私もその研修というのは、かなり自分が育った環境で思い込んでいることが普通ではないということを認識するような、そんな研修は絶対必要だと私は思うので、私の前いた職場では、やっぱり世界的に働いている人がいっぱいいたので、人種差別だとか、そういったことをもう毎年毎年研修が、プログラムが組まれていて、そういうのは受けさせられていたんですけども、そういったことがあれば、私の思い過ぎだったと思います。

次に、今ではそう珍しくなくなった年俸制とか、成果主義とか、部下が上司を評価したりとか、部署を越えて評価するといったような、こういう制度はありますでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今は評価制度を実施しておりまして、自己評価と、それから上司の評価というようなことで総合的な評価、人事評価をしているということでございます。それで著しく問題があるとすれば、それはそれとしての対応が出てきますし、著しくまたすばらしいということであれば、それなりにまたいろんな職場での役割を果たしてもらいたいというようなことを考えて実施しております。

それから、先ほどの道の駅の46万人というお話もありましたけれども、当初、目標としているのは70万人を目標としているということでございます。それに向かって、かなりハードルが、先ほどあったように、音更はもう既に短期間のうちにそうだということと、人の流れが変わってくると。そこまでいくと、大体収支の関係もある程度いけるといふ当初の計画だったというふうに思っております。

そのようなことで、今までよりは多いということでもありますけれども、それに決して満足している話ではないということでもあります。

それから、ジェンダー平等の話、これはなかなか、今お話しあったように、そういう環境で生活をし、仕事をしていると、それが当たり前で、別にそれを差別をしていると

いう意識はないんだろうというふうに思って、そういうのは一般的にあるだろうと思いますけれども、そういった意味で、今、各省庁、SDG s の取組をしておりますけれども、昨日6年生が自分たちの、去年5年生でSDG s 17の項目について一つ一つ学びました。今年は自分それぞれ行動目標なりをつくってやってきたり、あるいは班でやったりなんかしている中に、昨日は最後だということで、町長もその発表会を聞きに行きましたけれども、ジェンダー平等についてというそのグループがございました。何か月前の意識と、それからジェンダー平等ということ踏まえた上での何か月後の意識調査と、こういったことを子供たちなりに自分たちの実践の中で評価、点検をしておりましたけれども、随分とそこではこの成果というのは出てきたというようなアンケートの結果を読み取りました。

やっぱりふだんでは気がつかないことが、そういったことを子供たちなりに学ぶことによって、男女の差別だとか、ある意味ではそれが今まではむしろ当たり前だったということが、そうではなくて、仲よくするということがどんなに大事なことかというのを、そのSDG s を通して今学んでいるということでもあります。

これからまた中学生にいくと、思春期になって、いろいろと複雑な精神状態だとか、そういったときに、最後にコメントを求められましたけれども、今なかなか学校に行けないという子供が出てきたり、様々、今度は違った意味の多様性の問題ですね、多様性の問題で課題になっているところがありますから、中学校に行っても、みんなが一人一人を尊厳を持って接して、できるだけ教室の中から困っている人をつくらないようにぜひお願いをしたいという話をしましたけれども、やっぱりまだ時間がかかって、確かに世界的なレベルから見ると、日本というのは相当低いというのは、これ事実という調査結果も出ておりますし、文化歴史がそういうところもありますから、そう変わるものではないだろうと思いますけれども、今の若い子供たちがそういう意識を持ってこれからやっていけば、やがて確かな、いろんな人方がいるということ認め合う、そういう社会になっていくのではないだろうか、こんなことがありましたので、ちょっと報告させていただきました。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 別に、今回退職された方に聞いたわけじゃないんですけれども、過去何かいろんなところで、こういう役場の職員の方にいろいろヒアリングした、それを目的にしたわけじゃないんですけれども、会話の中で聞いたときに、やはり何か成果主義とか、こういうところというのは、若い人は特にそんなに否定的でもありませんでした。過去何人か聞いたところでは、やっぱりそういうのは必要だよねと、確かに町長

もそういうふうには思われているかもしれませんが、そこはなかなか職場的には難しいのかもしれませんが、若い人たちはその成果主義とか、年俸制まではちょっとどうかあれですけども、そういうことを否定的ではなかったというふうに記憶をしています。

それから、それがもしかギャップだとしたら、今回の退職の一因にはなっているのかもしれませんが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 職場の中における男女の差別というのは、ほぼほぼ権利の関係だとか、いろんなことを含めて、給与の待遇も含めて、ないというふうに認識しております。

成果主義のこと、導入の中でも、職員の皆さん方に聞いたことがございます。成果主義で、いわゆる能力に応じて、誰かが評価するということになりますから、それは正しいかどうかというのも、恣意的なところ、個人的な好き嫌いな問題も入ったりなんかいろんな要素がありますけれども、著しくみんなが認めるような職員であれば、どこかでプラスアルファの要素、こういったことが今度の制度でも認められるよと、そういったことについてどうというようなやり取りをしたことがありましたけれども、このように少人数の職場で、かつお互いに協力し合ってやっているというような中では、多分本人は優秀であっても、それはみんなでこの仕事を支え合ってやるべきであるというように話を聞かされて、やっぱりある意味では、少人数の自治体でしっかりした仕事をするという、お互いにチームワークが非常に大切であるというようにお話の中で、急ぐ必要はないんじゃないかという、そのような判断をしましたけれども、ただ、しっかりと評価はさせていただいておりますので、著しい状況になったときに、それはそれなりにいろんな形の中で適応させてもらうということは、多分あるんだろうなというふうに思います。

多分人事評価ということですから、人事の際に、そういったこともやっぱり配慮の中に入ってやっていると。それが賃金というところまで具体的になかなか踏み込めていないというところはありますけれども、いろんな中でそれらは参考にさせていただいて、この町が組織的に元気になるような視点で、評価制度を生かさせていただいているということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） 時間もなくなってきました、最後なんですけれども、今、有給休暇のお話ですけども、全員ちゃんと取れていますでしょうか。それと、毎年、何日か流すという方が、今までは美德のように語られていた時代もありましたけれども、今はそんなことは問題外だと思います。

ですので、今、どんな取得状況、例えば町長が今、課長職の方の有給休暇の取得状態をご存じですかという、例えば退職される方が有給休暇は全部消化しましたかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 なかなか、自由に取れるような職場の環境にはなっていると思いますけれども、20日間、満度を取っている課長はそういないだろうというふうに、実際は思います。

ただ、これから、今例えば少子化対策の中で男性の育児休暇、これも制度上はあります。ありますけれども、ほとんど取っているというのは、現実問題、少ないと。今ようやく最近事例が出てきておりますけれども、男性でも満度に、1年長期間の休暇を取っている人もおります。それから、だんだんその風潮に慣れてくると、それは働き方改革と少子化対策の枠組みの中で、極めてこれ重要な要素になってくるということですから、積極的にその辺は勧奨して取るように進めていくと。

今までの中であれば、人に迷惑をかけるのではないだろうかなと、いろいろあります。確かに職員が余るほどいるわけではありませんから、そういった非常に気持ちも出てきているというのも事実でありますけれども、それ以上に今の人口減少問題、少子化対策の緊急性あるいは重要度を考えたら、多分そういったことについても積極的に進めるようになっていくというふうに思っております。

あとは、これから多分働き方改革の問題があって、自宅でだとか、いろんな要素も、もうかなりハイスピードで動いてくるというふうに思っておりますので、それらについては十分対応していきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、中村哲郎議員。

○7番（中村哲郎議員） そういったちょっとしたギャップが、考え方がいろんなことにつながっていくので、ぜひこれからも努力していただきたいというふうに思います。

時間がないので、最後のフェスティバルについてなんですけれども、1点目のアナウンスに関してなんですけど、ちゃんと掲示板、ホームページ、広報誌、ツイッター、これ全部主催者側には落ち度は、僕はないと思っています。ただ、この努力もむなしく、当日、調べもしない来場者が駐車場の誘導員とかああいうところに聞くんです。聞いて渋滞が起きたりとか、ちょっと混乱とかそういうのがあつた。そういうところの何かちょっとしたところの工夫をしていただきたいというのが趣旨でございます。

それからあとは、今回から開会式はブリーフィング、山村開発センターで行われましたが、私もそれにはちょっとメンバーのやりくり上、出なくて、チームメンバーが行き

場がなく、駐車場にいたわけですが、終わるまでですね。これ、比べるわけじゃないんですが、佐賀では、そこは昼食が出ていました。無料の昼食がそこでは振る舞われて、そこでみんなほかのグループと話し合ったりとか、そういうことができるよう空間がそこにありました。本町でも、多分お金がかかることではありますが、ちょっとそういうところもご検討いただけないかなというふうに思います。

それから、2点目は、イベント会場の裏方の方の努力は理解をしました。ただ、気球の場合、競技が行われるとき、競技を見られる方が多いので、イベント会場が混み合うのは、恐らく競技が行われたら10時ぐらいかなと思うんです。ただ、競技が中止になった場合には、8時ぐらいから多分混み合うと思うんです。ですから、その場合、特に競技が中止になった場合は、風が強かったり雨が降っていたり、そういった悪条件で、観光客の方もちょっと痛い目を見るので、見学者にとっては悪条件なんで、その2時間のギャップ、そういうことがあったときにカバーできるような、何かメニュー構成とか、出店構成とか、そういうところを工夫していただければなというふうに思う次第です。

それから、3点目は、ドローンショーのプログラムですが、これもご負担いただいた企業とか団体には心から感謝いたします。ただ、答弁にありました予算の件とかバッテリーの件、機材の不具合の件など、よりよいショーを目指していただきたいというのは、それは思うわけですが、個人的には気球のグローもよかったし、ドローンも小ぶりではありましたがよかった、これが私の率直な意見であります。50回大会ではどういふふうになるか分かりませんが、気球の数が多分グローで参加する気球の数も多分多いんじゃないかな、今回4基でしたか、多くなるんじゃないかなと思います。かなりの光を放つので、ドローンショーとの光がバッティングしてしまうような、私は印象を持ちました。

ですので、プログラムの演出ですが、グローの光とドローンの光をちょっと分けるような演出をしていただきたいなというふうに私は思った次第です。これもいろんな意見があるかと思いますが、私はそういうふうに思いました。

あと4点目の駐車場ですが、何かほかに問題がない限りは、私も滑走路を駐車場にすべきだというふうに思っております。これはよろしく願いいたします。

あと5点目、クラウドファンディングですが、目標額、残念ながら達成できなかったですが、投資していただいた方には非常に感謝をいたします。ぜひとも今度は目標額達成できるように、返礼品であるとか、ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますが、私は気球関係者であると、やっぱり返礼品というのは、気球に関連したもので、やっぱりレアなものがいいなというふうに思うわけです。ですので、例えば非売品の気

球のグッズを返礼品にするとか、そんなに高いものじゃなくても、非売品であれば価値が出る。非売品に何があるかという、例えばスタッフの着ているTシャツであるとか、ああいうものは多分売っていないと思うので、例えばですが、そういったものを返礼品にするとか、すると、かなり気球関係者からもお金が集まるんじゃないかなというふうには思った次第です。

ちょっと時間もなくて駆け足になってしまいましたが、あと50回大会については、私も協力を惜しみませんので、お互い助け合ってやりたいと思います。町長、一言よろしくをお願いします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 50回大会につきましては、これまでもいろんな機会に、大きな節目であると同時に、今後の本町における熱気球のイベントが地域の活性化なり観光振興にどんなふうにして寄与していくのか、そういうスタートの年でも、イベントでもあるというふうな位置づけで今年迎えるということでもあります。

予算的にも、既存の予算も、従来よりも、若干でありますけれども増やしたり、あるいは様々なところからの支援だとか、それから、観光庁のほうにも今補助事業として申請しているところもございます。そんなのがある程度めどが見えてくると、予算的にもしっかりしたものになりますし、それから、先ほどのドローンショーについても、それなりの見応えのあるものができるのでないだろうかというふうに思っております。ただ、これは採択されるかどうかということもございますので、そういった状況だということなんです。

特に、ドローンショー、今年あそこの会場でというのは、一つは、去年道の駅でやって、毎日やっても、路上駐車だとか、国道上でやるというようなことで事故の心配があって、離れて、今度は人が来るだろうか、このような心配をしておりましたけれども、とにかく今、現地に来た方々をご覧のとおりあふれて、違った意味での、今度は路上のほうにも駐車するような事態になったということでもあります。想定してかなり増やしたつもりでありますけれども、そういった状況。それから、時間についても短かったんですね、1回しかできなかったし。

そういった意味では、夜のドローンショーとそれからバルーングローと、場合によっては花火なんかも上げますけれども、そういった夜のイベントとして一定の時間をどうお客さんに喜んでもらうかと。10分のために来ていただいているということは、ちょっと大変だと思いますし、それから、今度は4日間ありますから、今は2日間でありましたけれども、そのことによって分散することの、いわゆる混乱を避けることだとか、い

ろんなことを、さらなる今回の経験を踏まえて慎重を期していくべきだというふうに思います。

そのほか、インフォメーションのことだとか、いろいろ提案なりいただきました。このことは、担当のほうにしっかりと伝えながら、議員もパイロットとして、チームとしてご指導いただいておりますから、いろいろとまた相談をさせていただきたいなど、そんなふうに思います。

いずれにしても、今年のバルーン大会、ぜひ町全体で盛り上げて、そしてまた、次年度以降の新しい本町の観光振興の一つの資源として活用できればいいなど、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、7番、中村哲郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(午後 2時03分)

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午後 2時03分)

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

本会議の再開は明日3月23日木曜日、午前10時でありますので、ご承知願ひます。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 2時04分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

3 月 23 日

令和 5 年 第 1 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 5 年 3 月 7 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年 3月23日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	令和5年 3月23日 午前10時56分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不 応) 招 議 員 並 び に 出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 1名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △ 公 務 欠 席 遅 遅 刻 早 早 退	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 の 別	
	1	渡 部 信 一	○	7	中 村 哲 郎	○				
	2	山 本 和 子	○	8	江 波 戸 明	○				
	3	伊 東 久 子	○	9	斉 藤 明 宏	○				
	4	野 村 恵 子	○	10	馬 場 敏 美	○				
	5	早 坂 清 光	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	小 椋 茂 明	○							
会 議 録 署 名 議 員	3 番 伊 東 久 子 議 員				4 番 野 村 恵 子 議 員					
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	杉 本 章			議 会 事 務 局 主 査	大 原 拓 人				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	竹 中 貢			商 工 観 光 課 長	名 波 透				
	副 町 長	杉 原 祐 二			建 設 課 長	渡 部 洋				
	会 計 管 理 者	青 木 弘 彦			教 育 委 員 会 教 育 長	小 堀 雄 二				
	総 務 課 長	船 戸 竜 一			教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	宮 部 直 人			教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	田 中 義 朗				
	ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課 長	佐 藤 泰 将			教 育 委 員 会 幼 児 教 育 課 長	有 賀 孝 行				
	デ ジ タ ル 推 進 課 長	梶 達			農 業 委 員 会 会 長	高 木 裕 巳				
	町 民 課	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 永 雅 一				
	保 健 福 祉 課 長	新 井 英 次 郎			消 防 課 長	西 垣 隆 泰				
農 林 課 長	林 峰 之			代 表 監 査 委 員	根 本 広 実					

令和5年第1回上士幌町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月23日(木曜日)

- 日程第 1 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
会議案第12号 上士幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 2 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
議案 第 7号 上士幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 3 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
議案 第 8号 上士幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 4 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
議案 第 9号 上士幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 (予算審査特別委員会審査報告)
議案 第16号 令和5年度上士幌町一般会計予算
- 日程第 6 (予算審査特別委員会審査報告)
議案 第17号 令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 (予算審査特別委員会審査報告)
議案 第18号 令和5年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 (予算審査特別委員会審査報告)
議案 第19号 令和5年度上士幌町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 (予算審査特別委員会審査報告)
議案 第20号 令和5年度上士幌町簡易水道事業会計予算
- 日程第10 (予算審査特別委員会審査報告)
議案 第21号 令和5年度上士幌町下水道事業会計予算
- 日程第11 同意 第 1号 監査委員の選任について
- 日程第12 同意 第 2号 監査委員の選任について

日程第13 議案 第22号 令和4年度上士幌町一般会計補正予算（第10号）

日程第14 監報告 第1号 例月出納検査報告について

日程第15 監報告 第2号 財政援助団体等監査報告について

日程第16 閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、2番、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、3月20日午前9時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについて、ご報告を申し上げます。

1点目は、日程第1、会議案第12号から日程第4、議案第9号までは4件を一括報告とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

2点目は、日程第5、議案第16号から日程第10、議案第21号までの令和5年度各会計予算案は、6件を一括報告とし、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

なお、一般会計を除く5会計については、特別委員会での討論がなかったことから、討論を省略することといたします。

3点目は、日程第11、同意第1号及び日程第12、同意第2号は、2件を一括上程し、議案ごとに採決を行うことといたします。

なお、人事案件でありますので、議案の上程前に本会議を休憩とし、休憩中に全員協議会を開催いたしますのでご承知おきお願いいたします。

4点目は、日程第14、監査報告第1号及び日程第15、監査報告第2号は関連がありますので、2件を一括報告を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎会議案第12号から議案第9号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1から日程第4までの総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

会議案第12号上土幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第7号上土幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第8号上土幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、議案第9号上土幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括して議題といたします。

4件について、総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長、3番、伊東久子議員。

○総務文教厚生常任委員長（伊東久子議員） 総務文教厚生常任委員会より付託事件審査報告を行います。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上土幌町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査事項。会議案第12号上土幌町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第7号上土幌町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第8号上土幌町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について、議案第9号上土幌町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件、令和5年3月7日に付託を受けております。

審査年月日。令和5年3月14日、1回でございます。

審査場所は、委員会室において行いました。

説明員に杉原副町長、船戸総務課長、石川主幹であります。

審査結果。当委員会は付託事件の審査に当たり、説明員の出席を求め、質疑聴取により審査を行いました。慎重審査の結果、会議案第12号及び議案第7号から議案第9号は全会一致をもって原案可決すべきものと決定したことをご報告申し上げます。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより会議案第12号から議案第9号に対する討論、採決を行います。

初めに、会議案第12号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより会議案12号の採決を行います。

会議案第12号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、会議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第7号の採決を行います。

議案第7号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第8号の採決を行います。

議案第8号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第9号の採決を行います。

議案第9号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号から議案第21号の上程、報告、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 次に、予算審査特別委員会審査報告を行います。

日程第5、議案第16号令和5年度上士幌町一般会計予算、日程第6、議案第17号令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第18号令和5年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、議案第19号令和5年度上士幌町介護保険特別会計予算、日程第9、議案第20号令和5年度上士幌町簡易水道事業会計予算、日程第10、議案第21号令和5年度上士幌町下水道事業会計予算、以上6件を一括して議題といたします。

6案について、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、7番、中村哲郎議員。

○予算審査特別委員長（中村哲郎議員） 本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上士幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査事項。議案第16号令和5年度上士幌町一般会計予算、議案第17号令和5年度上士幌町国民健康保険特別会計予算、議案第18号令和5年度上士幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号令和5年度上士幌町介護保険特別会計予算、議案第20号令和5年度上士幌町簡易水道事業会計予算、議案第21号令和5年度上士幌町下水道事業会計予算、これらは、令和5年3月7日に付託されました。

審査年月日。令和5年3月9日、10日、計2回です。

審査場所は、議場。

説明員は、竹中町長、杉原副町長、小堀教育長、各課部局長、主幹及び担当主査等の出席をいただきました。

審査結果。議案第16号から議案第21号までの令和5年度上士幌町各会計予算案は、今定例会の3月7日に提案されました。

この予算案の審査に当たり、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会が設置され、審査を行ってきたところであります。

本特別委員会の運営に際し、委員並びに町理事者をはじめ各課部局長、主幹及び担当主査等の方々にご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

当特別委員会は、慎重審査の結果、お手元に配付のとおり、議案第16号から議案第21号までの6案は全て、原案可決すべきものと決定したところであります。

各議案審査の質疑の内容につきましては、議長を除く議員全員が特別委員会の委員でありますので、省略させていただきます。

なお、議案第16号令和5年度一般会計予算案につきましては、質疑終結後、討論があり、起立採決の結果、起立多数で原案可決すべきものと決定いたしました。

その他、議案第17号から議案第21号までの5会計については、討論がありませんでしたので、簡易表決をもって、全会一致により原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました議案審査の経過と結果の報告を申し上げます、予算審査特別委員会報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員で構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は、議会運用例第96条の5の規定により、これを省略いたします。

また、議案第17号から議案第21号までの5会計予算案の討論についても、議会運用例第100条第3項の規定により、これを省略いたします。

これより各会計の予算案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第16号令和5年度上土幌町一般会計予算の討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に、議案第16号に対する反対の討論を行います。

2番、山本和子議員。

○2番（山本和子議員） 議案第16号令和5年度上土幌町一般会計予算に対する反対討論を行います。

物価高騰は私たちの生活を直撃し、また、農家の方にとっては飼料、肥料代の大幅な値上げは、今後、営農を続けられるかどうかの危機的な問題となっています。

また、コロナ感染は収束したとは言えない状況にあるのに、5月以降、感染症5類に引き下げました。医療費やPCR検査等、公費負担から外れますと命が守れるのか不安になります。こういう中、政府の物価高騰、コロナ対策は不十分なままで、保健所は削減したまま、病院削減の政策は変えず、ますます医療福祉の削減に進んでいます。

その反面、国民が困難な中でも必死で頑張っているときに2023年度から2027年度5年間の防衛費、軍事費43兆円も使うという閣議決定を行っています。このお金があったら農家の方々の営農も守ることも、生活の大変な方々の生活を守ることもできます。こういう中、町としても対策を講じてはいますが、町民の生活をしっかり守る立場には立ち切れていないと判断し反対いたします。

1点目、国の政策との関係です。

国はデジタル化することが国民、町民を幸せにすると一層力を入れていきます。昨年からは導入されましたデジタル田園都市国家構想推進交付金を率先して申請を行い、大きなまちづくりがこの交付金で動いています。スピードが速く、十分な町民の理解がないまま進んでいると判断しています。

マイナンバーカードの問題もあります。もともとカード取得は自由なはずでしたが、保険証との一体化で強制的とも言える取得に向かっているように思います。町も本来なら自分の判断で決めることなのに国の言うとおりに町も動いている、それでいいのかと私は疑問に思うところです。地方自治はどこへ行ってしまったのかという思いもあります。

2点目は、町民合意のまちづくりの問題です。

大事な施策等が動きが速過ぎたり、分かりづらかったり、町民が置き去りにされているのではないかと思います。町は交付金等早く手を挙げないと間に合わないとの判断もあるのかと思いますが、町民一人一人が大事にされ、声が生かされてこそ、地方自治、地域が主役と言えます。国においても町においても、その観点、立場が見えてきません。

3点目の問題です。

町独自の生活を守る対策の問題です。物価高騰への町独自の対策も生活支援金や飼料、肥料高騰への支援もありましたが、不十分だと判断いたします。国の補助金活用とは言え、億単位、1,000万単位の事業が次々と組まれています。それが、今、困っている方、町民の方を真に幸せにするのかと、町民との思いから離れていると私は判断しております。

以上で、反対の討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議案第16号に対する賛成の討論を行います。

9番、齊藤明宏議員。

○9番（齊藤明宏議員） 議案第16号令和5年度上土幌町一般会計予算に賛成の討論を行います。

前段、4年目を迎えた新型コロナウイルス拡大ですが、やっと収束の兆しが見えてきたかに感じられますが、住民生活の安心・安全のために今後においても万全の対策を講じていただくことを要望いたします。

そのような状況の中で、3月9日、10日、2日間、予算審査特別委員会において、令和5年度上土幌町一般会計予算について審議が行われました。

令和5年度は、まちづくりの基本目標となる第6期上土幌町総合計画が「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上土幌」をメインスローガンにスタートして2年目を迎え

ます。6つの基本目標を柱とした持続可能なまちづくりの実現に向けた各種施策を推進するとともに新規事業として、公共施設省エネルギー化促進事業、公共施設マイクログリッド構築事業、かみしほろスマートパス推進事業、かみしほろテレワーク推進事業、生活系生ごみ減量化等推進事業、上土幌型脱炭素住宅建設等助成事業などが計上されています。

継続事業としては、ふるさと納税推進事業や役場庁舎改修事業、医療・介護・福祉・生涯活躍・子育て教育充実のための各種事業、基幹産業の農業基盤整備事業をはじめとする産業活性化対策などが計上されています。

これらの事業が着実に実施されることによって、これまで積み上げてきた本町における暮らしやすさや、やすらぎ、安心・安全な生活を送ることができるという実感が、町民全体で共有することができる予算案であると評価し、この予算案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をいただき、本予算案をご可決いただくことをお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議案第16号に対する反対の討論を行います。ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議案第16号に対する賛成の討論を行います。

8番、江波戸明議員。

○8番（江波戸 明議員） ただいま報告されました議案第16号令和5年度の当初予算、予算審査特別委員会審査報告に関し、賛成の立場で討論に参加いたします。

令和5年度はまちづくりの最上位計画の第6期総合計画が始まり2年目を迎える中、今後は行政、町民生活、地域経済において、コロナ禍の収束に向けて大きく変化するところであります。

一方、ロシアにおけるウクライナ侵攻を一つのきっかけとし、物価の異常な高騰が社会経済及び町民生活に大きな不安材料として強くのしかかっており、このことは生活弱者と言われている高齢者や子育て階層の生活ばかりではなく、全町民の生活、経済基盤を脅かしています。当然のごとく、これらの状況等課題を強く意識し、町は財政支援対策を進める必要がありますが、町の財源にも限界があります。その課題に対応する事業と効果を判断し、喫緊の課題である物価高騰等への対策に向け、特に生活弱者への生活支援を図る必要が急がれます。

さて、今年度一般会計予算の当初予算は、管内の町村人口規模等の比較において、ふるさと納税、国庫補助金の活用の収入財源を前提に本町は比較的大きな予算が見積もら

れていると見受けられます。

まず、歳入の状況を見ますと基本財源として、町税、地方交付税46%、国庫支出金、寄附金、繰入金35.1%を柱に91億2,000万円の財源基盤の確保を行いました。令和5年度末における町の借金である町債は5億4,000万円の減額であるが、一方、基金残額は6億円の減少が見込まれています。歳出においての新たな予算はコミュニティーバス運行、脱炭素先行地域づくり、太陽光発電等再エネ設備導入支援、自動バス運転、かみしほろスマートバス推進などの未来に向けた事業が見受けられます。町民生活に結びつく事業として、火葬場改修、生ごみ対策、道路整備など、基本的には施設の老朽化、長寿命化対応、防災対策など経常管理経費予算を中心に組まれています。

さきに財政構築の弾力性を示す経常収支比率の状況を確認しましたが、正確な数値は得られませんでした。物価問題など町民生活にかかる時々への対応に係る予算の迅速性と柔軟性について、高齢化社会を迎えている現状において真新しく突出した高齢者支援対策が少なく、高齢者層においても不十分と感じていると思われます。コロナ禍収束後の対策と並行し、物価高騰対策は年度途中においても補正予算などをもち、都度、検討すべき事項ではないかと思えます。

一方、大型事業として、役場庁舎改修事業、中央公園整備事業、道路を含む各施設の長寿命化対策に関連予算が取り込まれています。特に庁舎の改修事業は町民生活の登録や各種支援事業などを効率的に進める拠点となりますし、重ねて整備する中央公園についても、その必要性和利用の在り方を含めて検討するべきであります。

議会においては、庁舎改築等に係る特別委員会を設置しています。この意味合いを含めて、施設、財政等の在り方を町民に広く説明し、貴重な町民の意見を最大限に踏まえ、慎重に役場庁舎の基本設計及び町民に本当に利用される中央公園の在り方を示し取り組むべきものであります。

一方、これまでに設置してきました各種施設等の施設管理及び運営に係る町財政の負担の増加は、将来における町財政運営上の安定化と弾力性を脅かす重要な課題として捉えておく必要があり、今後ますます諸施設等の長寿命化に向けた財源確保と対策が求められます。新たなゼロカーボン推進課や認定こども園と子育て部門の職員と定年延長制度の導入、各種事業に向けた専門員の配置、地域おこし協力隊の確保、外部団体への派遣職員など、確実に増加している職員等に係る役割と行動も多様化しています。将来の人件費負担の在り方も業務の効果等含めて見極める時期ではないかと感じております。

一方、職員の健康管理と合わせて住みよい自治体に向けたまちづくりに関心を持ち、様々な意見や提案できる人材づくりも行政の役割として喫緊の課題です。町民生活に関

する身近な政策として、健康で安心して暮らせるまちづくりは保健、医療、地域包括ケアシステム、福祉子育て支援などが適宜盛り込まれていますが、町内の各民間等の施設や法人等における担い手の確保や、このことなどに係る町の各種財源等の支援が必要であり、これらに係る取組も課題と感じています。

さきに町長に予算に係る質問を行いました。先が見えない委託事業に係る構想、計画等についての事業が近年多く見受けられます。確かに専門家等が提案したまちづくりや施設等の在り方は、まちづくりとして取り組む糸口となりますが、事業委託提案前の事業についての行政内部や町民懇談会などであるべき姿を確認し、委託時には町的意思としてあるべき目標の姿を提案することが必要であります。

委託成果品の納品後においても、行政内部や町民との意見を確認し、基本設計に向けた対応が必要と感じています。そのことが我が町の5,000人のまちづくりに取り組む行政人材の育成と自信につながり、町民と課題の物事を共有する距離を身近に感ずるものと思います。

デジタル化を主体としたSDGs、スマートタウン、ゼロカーボンなどへの取組は、単に行政業務意思だけで追及するものではなく、高齢者や町民の知恵や生活風習を持続するまちづくりの地域生活においては、重要視しなくてはならないところです。その意味から、高齢者は若者との交流が必要であり、高齢者と共感、協働する地域プロジェクトの創出につながり、地域の未来を明るくするまちづくりの対応も大切なことでもあります。

あわせて、デジタル化などが一方的に地方自治法にいう住民の福祉の増進に寄与しているのであろうかということからも一歩立ち止まり、その点検をしながら次世代への取組とその対応を確認する必要があります。

改めて議会活動においては、医療、福祉、防災対策、交通ネットの確保など水準の高い安定した町民生活環境の維持を行政とともに進め、一方では、その取組について、しっかり監視していく必要があります。

その実践として「未来につなぐ 笑顔かがやく 元気まち上土幌」を展望する意味は、町理事者をはじめとして全職員が積極的に町民との懇談の場を持ち、町民が議会を行い、町民要望と行政運営をマッチングさせることが行政の基本姿勢になるものと思います。町民に耳を傾け、町民との意見交換など懇談の場を都度開催し、その町民との意見交換などの広聴効果を踏まえ、町民が主人公である町政運営の積極的な対応を期待するところでもあります。今こそコロナ禍での暮らしの経験を踏まえ、新たな行政スタイル「上土幌町民スタイル」を見だし、早急にコロナ後の取組を模索しなくてはなりません。

このたびの予算の骨格については無駄な事業の減少を前提とし、円滑に行政を進める予算案であることを確認する一方、改めて今年度は議会において、町民のアンケート調査や他町村の議会基本条例などの事例に時間をかけ、慎重に調査と討論の上、議会に提案しました上土幌町議会基本条例が制定された年でもあります。町民生活に一番身近となる町の予算の決定に関し、議員と首長という二元代表制の下で、行政機関の監視のみならず調査、政策形成及び立案権限機能を発揮していく必要も改めて感じています。

このたびの予算審査特別委員会における委員長の報告にありました令和5年度予算審査特別委員会審査報告について、さきに述べましたこれらの諸課題の考え方を示した上、賛成とし、このたびの討論に参加をさせていただきました。

以上をもちまして、議案第16号の提案について賛成の討論を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議案第16号に対する反対の討論を行います。ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議案第16号に対する賛成の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第16号に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度上土幌町国民健康保険特別会計予算の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和5年度上土幌町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和5年度上土幌町介護保険特別会計予算の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和5年度上土幌町簡易水道事業会計予算の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和5年度上土幌町下水道事業会計予算の採決を行います。

本案について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、理事者及び議員の皆さんは委員会室

にお集まりください。お願いします。

なお、再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時37分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

◎同意第1号及び同意第2号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第11、同意第1号監査委員の選任について、日程第12、同意第2号監査委員の選任について、以上2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第1号並びに同意第2号監査委員の選任について、一括して提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、同意第1号について、識見を有する者のうちから選任の監査委員が令和5年4月30日をもって任期満了となるため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名、大戸正義氏。

住所及び生年月日は記載のとおりでございます。

次に、同意第2号について識見を有する者のうちから選任の監査委員が令和5年5月6日をもって任期満了となるため、次の者を後任として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名、根本広実氏。

住所及び生年月日は記載のとおりであります。

以上、同意第1号並びに同意第2号監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については、議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

○議長(杉山幸昭議長) 再開いたします。

(午前10時48分)

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第13、議案第22号令和4年度上土幌町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長 ただいま上程されました議案第22号令和4年度上土幌町一般会計補正予算(第10号)の内容についてご説明申し上げます。

このたびの補正総額は、4,183万3,000円の追加補正であります。補正後における全会計の予算総額を115億5,766万9,000円とするものです。

それでは、一般会計補正予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,183万3,000円を追加し、総額を95億1,156万円とするものです。

歳出において追加補正を行うものは、5ページの款総務費、ふるさと納税・地方創生基金積立金4,100万円、公共施設整備基金積立金73万2,000円、款衛生費、子育て世代包括支援センター運営事業2万9,000円、6ページの款教育費、学童保育所管理運営経費7万2,000円を追加補正いたします。

なお、事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計補正予算につきましてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第22号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第22号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第1号及び監報告第2号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第14、監報告第1号例月出納検査報告について、日程第15、監報告第2号財政援助団体等監査報告について、以上2件を一括して議題といたします。報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

根本広実代表監査委員。

○根本広実代表監査委員 初めに、監報告第1号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、令和4年12月分から令和5年2月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び5特別会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、監報告第2号財政援助団体等監査報告について、その結果を報告申し上げます。
財政援助団体等監査につきましては、地方自治法第199条第7項の規定により実施しているものでございます。

監査の実施概要ですが、今回につきましては、上士幌町社会福祉協議会を対象に実施いたしました。

監査日時、監査対象等は報告書に記載のとおりでございます。

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか、かつ事務手続が正確に行われているかについて監査を行いました。また、監査に当たっては、あらかじめ事務を担っている保健福祉課から書類の提出をいただき、事前審査を行ったほか、上士幌町社会福祉協議会において現地調査を行い、社会福祉協議会事務局長及び担当者並びに保健福祉課長及び担当主査から内容等について聴取を行いました。

監査の総合意見といたしまして、補助金等の執行及び事務手続は適正に行われており、特別指摘すべき点はありませんでした。

今後におきましても、上士幌町における社会福祉の増進が図られるよう、より一層の事業推進をお願いし、財政援助団体等監査の結果報告といたします。

以上、監報告第1号及び第2号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧願います。

以上で監報告第1号から監報告第2号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第16、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございました。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決

定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和5年第1回上土幌町定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が3月7日から17日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和5年第1回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時56分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員